

寢屋川市景観基本計画

平成 22 年 8 月

寢屋川市

はじめに

近年、ものの豊かさから心の豊かさへと人々の目が向けられるに
したがって、わが国における都市整備やまちづくりに対するニーズも、
地域の個性、固有の文化を軸とした“らしさ”を求めるなど、単に
うわべの美を整えるだけにとどまらない、真の美しさ、やすらぎ、
親しみなどを有する都市空間とそこでの豊かな市民生活の実現を
求めるものへと変化してきています。



心の時代を迎え、快適な居住環境条件の整備や都市として個性と風格を求めるニーズは
強まり、これらへの対応の必要性が高まっています。

人々が集い、語らう場があり、また都市空間において地域の固有の雰囲気や個性が表現
されていることは、愛着を持って住み続けられる都市の基本的な要件です。

今後の本市のまちづくりを進めていくうえでも、先人から受け継いだ美しい景観を保
全・育成するとともに、次世代に継承していくための本市ならではのおもむきのある景観、
安全・安心でゆとりのある美しいまちなみづくりが必要です。

そのため、本市の将来を担う子どもたちが「ふるさと」として誇れる都市をめざしてい
くために、ここに「寝屋川市景観基本計画」を策定しました。

この基本計画は、本市の良好な景観をつくりだしていくために、本市の景観のあるべき
姿を示し、景観形成の基本的な目標を明らかにし、それぞれの施策の方向を提示するもの
です。

優れた美しい景観を形成するためには、総合的、長期的な取り組みと、市民、事業者の
景観形成に向けた熱心な取り組みがあつてこそ、実現するものであることはいまでもな
いことです。

今後、市民の皆様との協創により景観形成を進めていくとともに、公共施設などにも十
分な配慮を行い、より快適で美しい景観形成に取り組んでいく所存です。

最後になりましたが、この計画の策定にあたり、貴重な助言・指導を賜りました関係各
位に対し、厚くお礼申し上げます。

平成 22 年 8 月

寝屋川市長 馬場 好弘

目次

はじめに	
序	1
1. 寝屋川市景観基本計画の目的と位置づけ	2
(1) 寝屋川市景観基本計画策定の目的	2
(2) 寝屋川市景観基本計画の位置づけ	2
2. 景観について	3
3. 都市景観形成に関わるこれまでの取り組み	4
(1) 都市計画による土地利用の誘導	4
(2) 条例や要綱に基づく都市景観の誘導	6
(3) 寝屋川八景の取り組み	7
(4) 景観に配慮した都市施設の整備	8
4. 本市の概要	9
(1) 本市の生い立ちと市街地形成の過程	9
(2) 地形・気象	11
(3) 水の環境	11
(4) 緑の環境	12
(5) コミュニティ活動	12
5. 本市の骨格的な景観構造と特性	13
5-1. 本市の骨格的な景観構造	13
5-2. 骨格的な景観構成要素の特性	14
(1) 香里園駅周辺の都市拠点	14
(2) 寝屋川市駅周辺の都市拠点	15
(3) 萱島駅周辺の都市拠点	16
(4) 東寝屋川駅周辺の都市拠点	17
(5) 東部丘陵緑地軸	18
(6) 寝屋川河川軸	19
(7) 淀川河川軸	20
(8) 主要道路軸	21
5-3. 一般市街地（地区レベル）の景観特性	22
(1) 小さな景観構造～身のまわりの景観	22
(2) 一般市街地の景観の考え方	23
(3) 主要な景観構成要素	25
(4) 一般市街地の景観特性と課題	26

6. 本市の景観形成の基本的な方向とめざす目標	27
6-1. 景観形成の基本的な方向と視点	27
(1) 景観形成の基本的な方向	27
(2) 景観形成の視点	28
6-2. 景観づくりの基本姿勢	29
6-3. 景観形成の目標	31
7. 景観基本エリア毎の景観形成の方向	34
7-1. 景観基本エリアの設定	34
7-2. 景観基本エリア毎の景観形成の方向	35
8. 本市の景観演出方策と重点的に景観形成を図る地区	71
8-1. 市域（広域レベル）での演出の考え方	71
(1) 景観基本軸（核）～市域（広域レベル）での演出の考え方	71
(2) 市域（広域レベル）での景観構造と景観形成・整備の視点（演出テーマ）の関係	71
(3) 市域（広域レベル）での景観形成・整備における演出の整理	72
8-2. 景観重点ゾーンと景観重点地区の設定	76
8-3. 景観重点地区における景観形成の方針	78
(1) 寝屋川市駅東再開発地区周辺景観重点地区	78
(2) 香里園駅東再開発地区周辺景観重点地区	78
(3) 淀川河川軸景観重点地区	79
(4) 生駒やまなみ緑地軸景観重点地区	80
(5) 大阪外環状線（国道170号）沿道景観重点地区	81
(6) 第二京阪道路沿道景観重点地区	82
9. 景観まちづくりの推進に向けて	84
(1) 市民・事業者・行政の役割	84
(2) 推進体制	85
(3) 行政の取り組み	86
(4) 景観法の活用	86
参考資料 ～景観法について～	89
資料	91
(1) 寝屋川市景観条例	92
(2) 寝屋川市景観審議会規則	98
(3) 景観用語集	99

序

わが国では、平成 15 年に歴史や文化、風土等地域の個性を重視しながら美しい国づくりを進めるため、「美しい国づくり政策大綱」がまとめられました。

平成 16 年には、「景観法*」が制定され、これまで法的な根拠が希薄であった景観誘導等の施策に対して法律による枠組みが設けられました。

*89 頁「参考資料 ～景観法について～」参照

これら法制度の充実をうけ、従来、自治体が独自で推進してきた景観に関する取り組みを、景観法にしたがい新たな枠組みの中で見直しつつ、さらに充実した取り組みとして展開していくことが期待されています。

大阪府では、大阪府景観条例（平成 10 年）の制定以降、府域全体の方針を示す「大阪府景観形成基本方針」や「大阪府公共事業景観形成指針」を策定し、7つの景観形成地域を指定するとともに、「景観法」の制定に伴い「大阪府景観計画」が策定されています。

本市では、美しいまちなみづくりをめざし、平成 2 年に学識経験者や専門家、市内の関係団体代表者などで構成される「寝屋川市都市景観懇談会」を設置し、本懇談会の意見を踏まえ、平成 5 年 3 月に「寝屋川市都市景観整備基本計画」を策定しています。

そして、「寝屋川市都市景観要綱」を制定し、「寝屋川市都市景観要綱景観形成ガイドライン」などにより、景観形成の誘導を行ってきました。

今後さらに、本市の景観まちづくりの実効性を高めていくためには、景観法に基づき、本市自らが景観行政団体となり、景観計画や景観条例（法委任条例）により美しいまちなみづくりを推進していくことが望まれます。

この「寝屋川市景観基本計画」は、景観条例に基づく景観計画のマスタープランとして、「寝屋川市都市景観整備基本計画」の基本的な考え方を踏襲するとともに、本市におけるこれまでの景観形成に関わる経緯を踏まえ、策定するものです。

1. 寝屋川市景観基本計画の目的と位置づけ

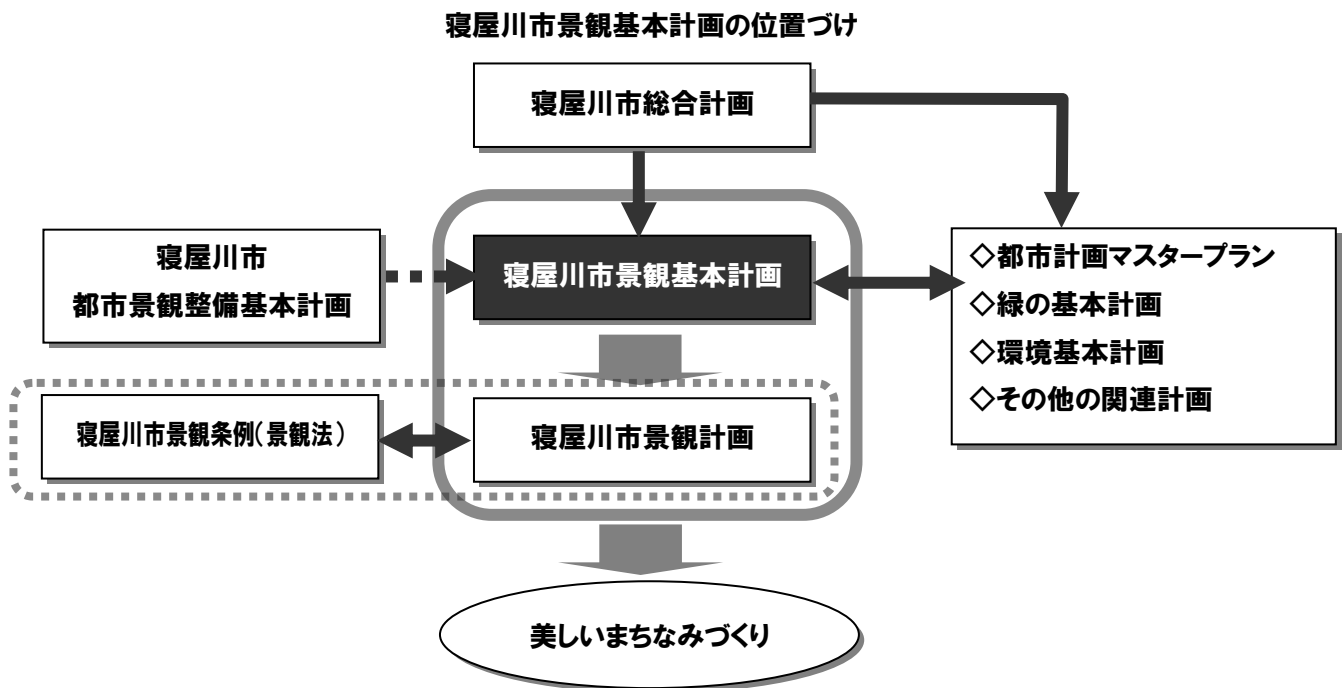
(1) 寝屋川市景観基本計画策定の目的

本市において美しいまちなみづくりを推進していくためには、市民や事業者、行政がそれぞれの役割を果たしながら一体となって、同じ目標をかかげ、取り組んでいくことが大切です。

このため、市民、事業者、行政が協働して本市の景観づくりを総合的、計画的に推進していくことができるよう、景観形成の目標や方針、その実現に向けた取り組みを明らかにすることを目的として「寝屋川市景観基本計画」を策定するものです。

(2) 寝屋川市景観基本計画の位置づけ

寝屋川市景観基本計画は、景観条例に基づき策定する「寝屋川市景観計画」のマスタープランとなるもので、上位計画である寝屋川市総合計画との整合や他の関連計画と連携・調整を図りつつ、策定を行っています。



景観基本計画 良好な景観形成の方針や取り組みを示すことにより、市民や事業者、行政がそれぞれの役割を果たしながら一体となって、同じ目標をめざし、景観まちづくりを推進するための基本計画

景観計画 景観基本計画に定める景観形成の目標を実現するため、景観法に基づき具体的な行為規制や景観形成の基準を定めた計画

2. 景観について

景観とは、眺められる“対象”を示す「景」という文字と、眺める人の“感覚”を表す「観」という文字が組み合わせられた言葉です。

本市のような“都市”では、緑と水の自然要素、建築物・工作物などの人工要素の大きくふたつの領域で構成されています。都市そのものは人工的な環境であるため、人工要素のありかたが自然要素に影響をもたらします。

都市における景観は、このような要素の集合体であり、視覚に映る都市の風景が遠くのやまなみなどを含めて、主体になるほか、都市のさまざまな活動や市民生活の全ての範囲におよび、これらを反映した雰囲気、文化的香り、心象風景など視覚を超えた人々の感覚や感性まで含めた領域にも深くかかわるものです。

このように、都市における景観は、都市の人間のさまざまな活動、意識にかかわるトータルなものです。それは地域の自然と人々の生活の、長い年月にわたる営みがつくり出したものです。

景観は、また都市の文化的、歴史的成果として評価されるべきものであり、人々は景観という画像を通して生活者の目と心情で都市をとらえ、全体的な調和の感覚でものごとを評価し、判断しています。このような意味において、都市における景観は、もう少し都市の文化をベースにした、魅力のある都市をつくりたいというまちづくりの問いかけでもあります。

今後の都市整備を進めるにあたっては、その都市に生活する人々がいつまでも住み続けたいと願うとともに、そこに住むことに誇りを持ち、また、その都市を訪れる人々が魅力を感じ、美しく、個性豊かな都市としていくような配慮が必要であり、魅力的な都市をつくるには、ものづくり事業を個別的に行うのでは不十分であり、景観として総合的な配慮が必要です。

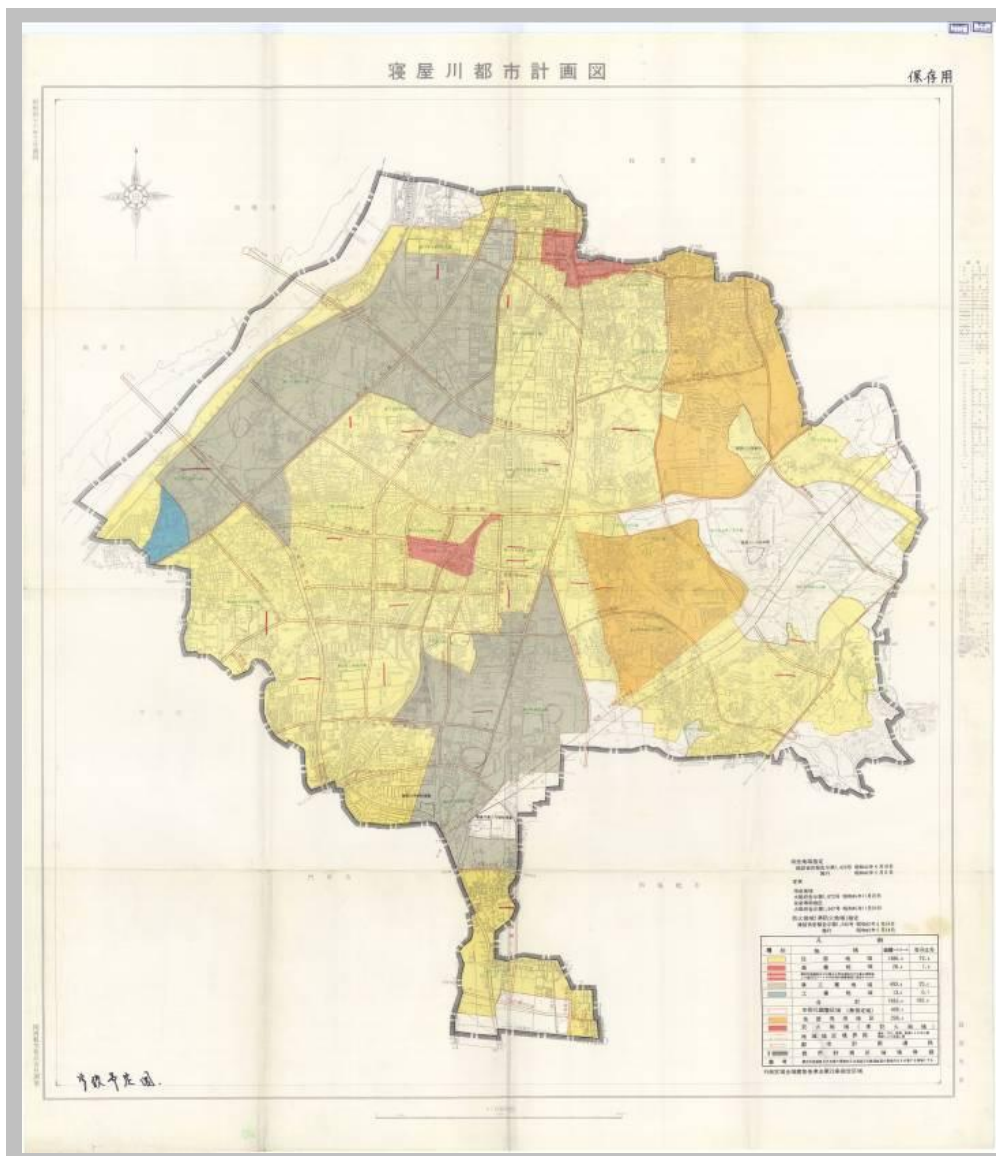
3. 都市景観形成に関わるこれまでの取り組み

(1) 都市計画による土地利用の誘導

昭和 42 年に本市において初めて用途地域の指定を行い、その直後の昭和 43 年には、市街化区域及び市街化調整区域の区域区分や用途地域種別の細分、開発許可制度の創設などが盛り込まれた都市計画法の抜本的な改正がなされました。

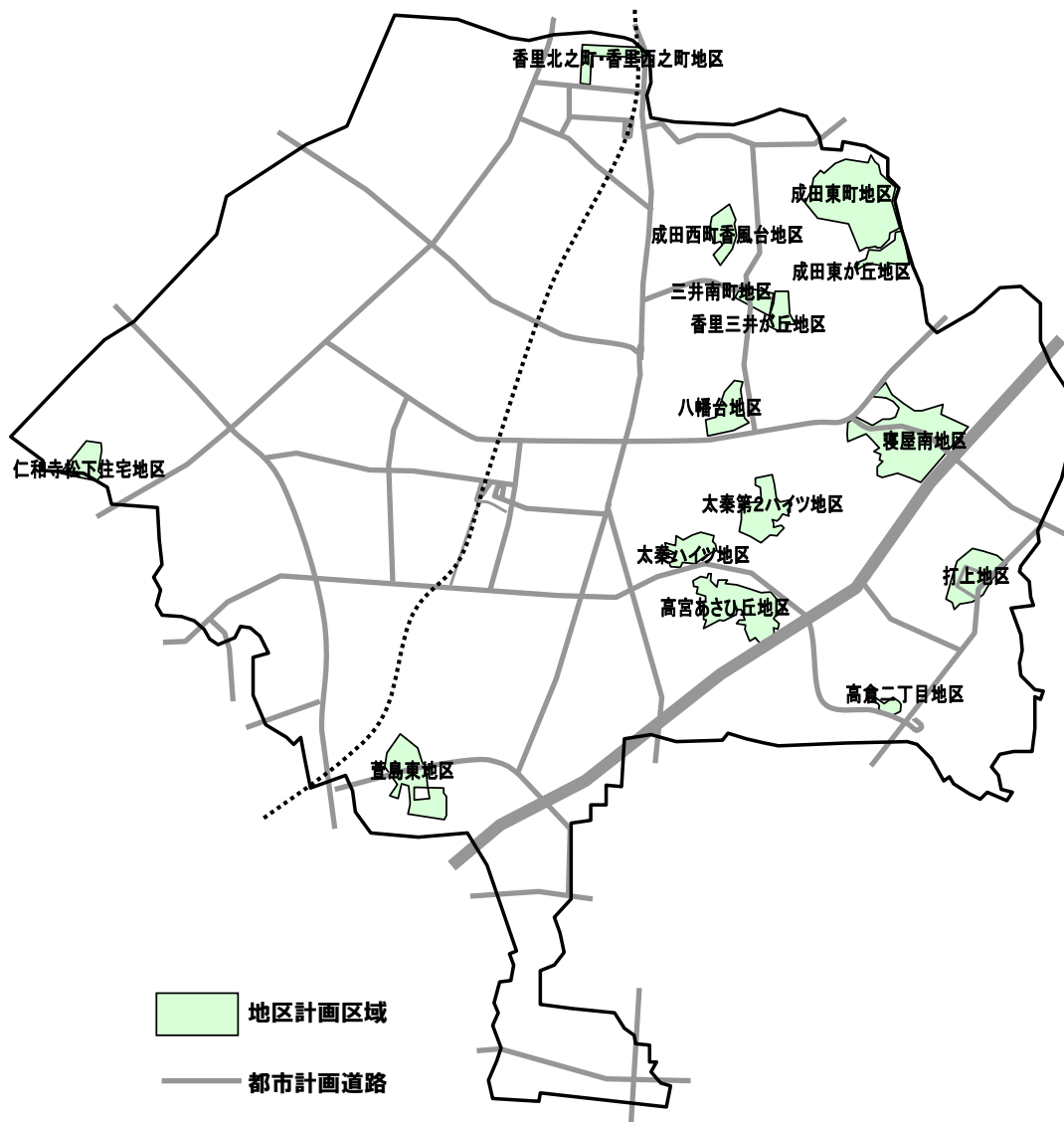
本市では、高度経済成長期の人口の急激な流入に対応し、昭和 45 年に無秩序な市街化を防止するとともに計画的な市街地の形成と土地利用の規制・誘導を図るため、市全域を「市街化区域」と「市街化調整区域」に区分しました。これにより、市街化調整区域に指定された地域では、原則として市街化が抑制されることで大幅な景観の変容は抑えられることとなりました。また、市街化区域では「用途地域」を指定し、特に東部の丘陵地等では、住居専用地域の指定や地区計画等により良好な住宅地の形成に寄与してきました。

線引き当初の都市計画図(昭和 45 年 11 月 20 日)



また、本市では比較的小規模の地区を対象に、建築物の建築形態、公共施設の配置等からみて、それぞれの区域の特性に相応しい良好な環境の街区を整備し、保全するため、現在までに15地区において地区計画を定めています。

地区計画地区の位置図



(2) 条例や要綱に基づく都市景観の誘導

人口増加が落ち着くとともに市街地の成熟化が進むに伴い、市民のまちへの愛着や誇りを取り戻すことが、まちづくりの重要な課題として捉えられるようになりました。

そこで、本市では、平成4年度に「寝屋川市都市景観整備基本計画」を策定し、都市景観のあるべき姿を示しました。

さらに、平成6年には「寝屋川市都市景観要綱」(平成14年4月に一部改正)を制定し、景観形成に関する施策の枠組みを整備するとともに、本要綱に基づき、景観に与える影響が大きい大規模建築物についての景観誘導を行っています。

さらに、「寝屋川市都市景観要綱景観形成ガイドライン」(平成18年4月)に基づき、都市景観の形成に係る具体的技術基準を示す都市景観要綱指導基準ガイドラインを提示し、景観誘導を行っています。

また、大阪府では、大阪府景観条例の制定以降、府域全体の方針を示す「大阪府景観形成基本方針」や公共事業における配慮の指針である「大阪府公共事業景観形成指針」を策定するとともに、7つの景観形成地域を指定し、大規模建築物等の届出による指導誘導を実施されてきました。

さらに、民間団体、地域活動団体、地方公共団体等で構成する「大阪美しい景観づくり推進会議」や府及び市町村を構成員とする「大阪府景観形成誘導推進協議会」の活動を通じて、府民、事業者及び行政が協力し、良好な景観形成への取り組みを積極的に推進されてきました。

「景観法」が平成16年6月に制定されたことに伴い、「景観法」を効果的に活用することとし、府の景観条例に基づき、景観形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、景観形成の目標に関する事項、景観形成を推進するための施策の体系に関する事項、景観形成を推進する地域に関する事項等について定めた府の基本方針について、これまでの景観施策の実績、状況の変化を踏まえ、基本目標等の見直しが行われました。

なお、府の基本方針は、府が広域的観点から景観形成に関する施策を推進するための方針・考え方を示すもので、市町村が景観形成の方針を定めようとする際のガイドラインにもなりうるものですが、地域の特性に応じた景観形成の方針等を策定している市町村の区域においては、当該方針等に基づくものとしています。

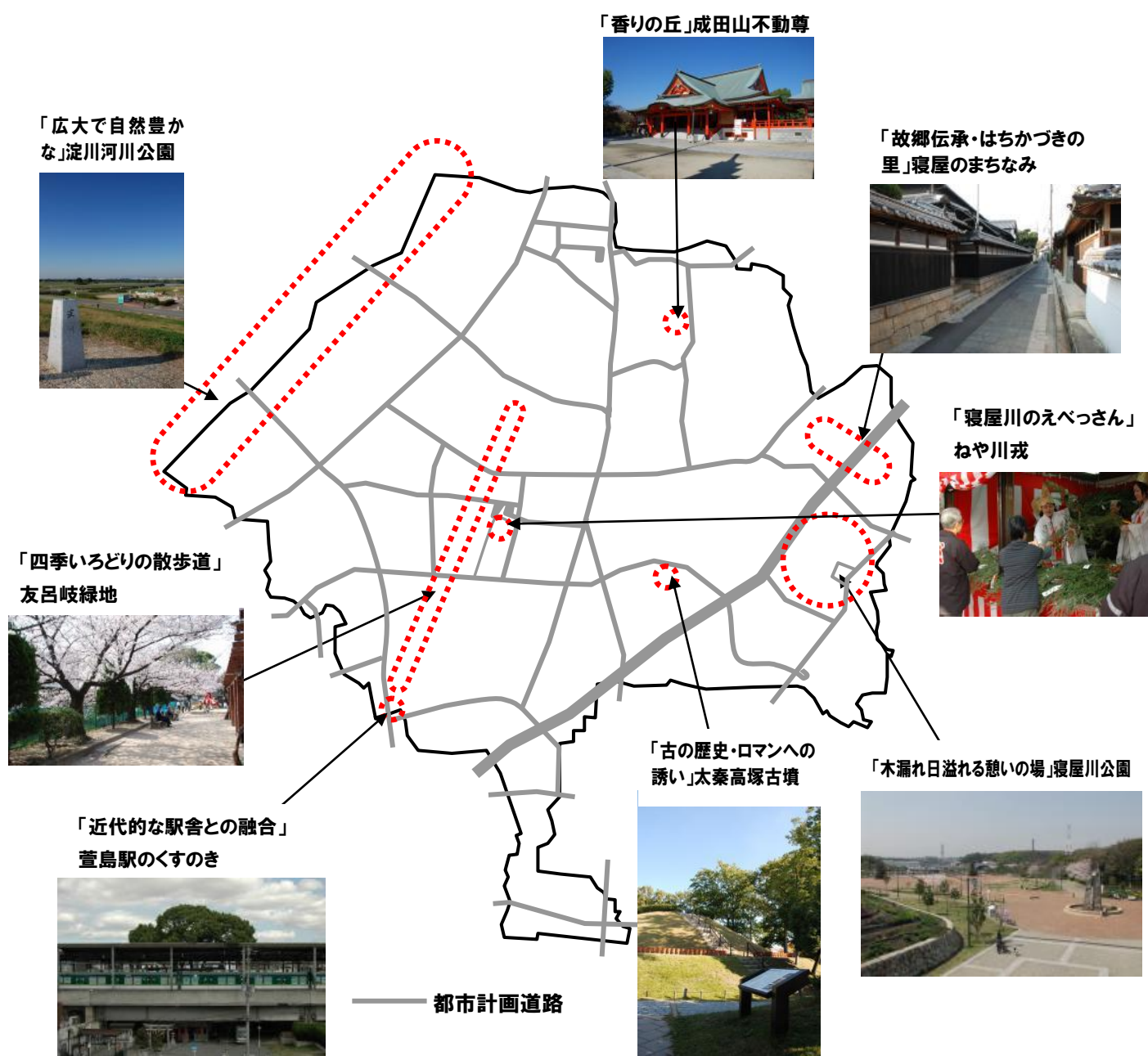
また、この府の基本方針に基づき、「大阪府景観計画」が策定され、本市では、道路軸として「大阪外環状線(国道170号)沿道区域」、「第二京阪道路沿道区域」が、河川軸として「淀川等沿岸区域」が、やまなみ緑地軸では「第二京阪道路以東区域」が景観区域として定められています。

(3) 寝屋川八景の取り組み

「寝屋川八景」が昭和 61 年に制定されてから 20 数年が経ち、本市の装いもまたその姿も、時間の経過にともなって大きく変貌しました。

市内に存在する愛すべき地域の有形無形の文化を再発見し、その付加価値を高めて、市民の郷土愛の醸成を図るとともに、その地域資源を市民共有のものとして認識し、わがまち寝屋川の魅力を市内外へ発信していくことを目的として、平成 21 年 1 月 1 日にあらためて「新寝屋川八景」を制定しました。

新寝屋川八景



(4) 景観に配慮した都市施設の整備

本市では、地域の特性や市民意識に応じて、景観にも配慮した都市施設の整備に取り組んでいます。その一例として、市街地再開発事業に伴い整備される都市計画道路寝屋川駅前線の景観については、市民ワークショップを開催し、市民とともに道のデザインや舗装、ストリートファニチャーの設置、無電柱化などについて検討しました。

都市計画道路寝屋川駅前線デザイン検討市民ワークショップの風景



4. 本市の概要

(1) 本市の生い立ちと市街地形成の過程

本市は、市域の中心部を流れる寝屋川を市の名称にしているように、この土地に住む人々と「水」がどのようにして調和のある共生を実現するのか、という課題に取り組んできた生いたちがあります。

市域の丘陵部には旧石器時代の遺跡があり、縄文時代から弥生時代にかけて市域南部に広がっていた河内湾は、人々に豊かな食料を供給するとともに、いろいろな文化や技術が伝わるルートにもなっていました。

本市の北西を流れる淀川は、古くから人や物の移動の大動脈として重要でしたが、よく洪水も起こり、古代から明治にいたるまで近隣の人々を苦しめてきました。一方、丘陵部に住む人たちは、逆に用水の確保に苦勞してきたようです。

明治 22 年に町村制が施行され、市域に茨田郡九個荘村・友呂岐村、讃良郡豊野村・寝屋川村、交野郡水本村が成立しました。明治 29 年に、各郡は北河内郡になり、昭和 18 年 4 月には九個荘町・友呂岐村・豊野村・寝屋川村が合併して寝屋川町になりました。

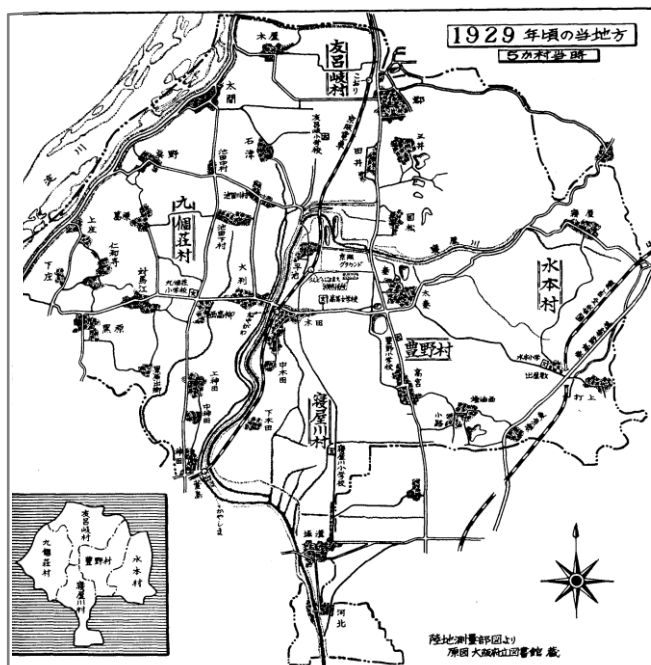
昭和 26 年に市制が施行されて寝屋川市が誕生し、昭和 36 年には水本村と合併、続いて昭和 41 年に一部が大東市に編入されて、現在の市域になりました。

その後、住宅都市として発展し、市制施行 50 周年を迎えた平成 13 年に特例市となりました。

このような歴史を有する本市は、生駒山系と淀川に囲まれた河内の豊かな穀倉地帯でしたが、昭和 30 年代後半からの高度経済成長期における急激な都市化の進展は、都市基盤そのものの遅れをもたらしたばかりでなく、豊かな田園風景、丘陵風景をも変貌させ、緑・水辺、のびのびしたゆとりの空間が次第に失われ、本市のシンボルでもある「寝屋川」も市街化に伴い、市民の生活とは空間的にも遠い存在でした。

また、身近な地区景観でもある市街地も各地域の有する個性を活かしきれないまま、市街化が進展し、一部には住工混在地域、密集住宅地区が形成されるなどの課題が生じました。

しかし“市内を南北に貫流する寝屋川”、“西部の淀川河川敷”、“市街地背後の生駒山系



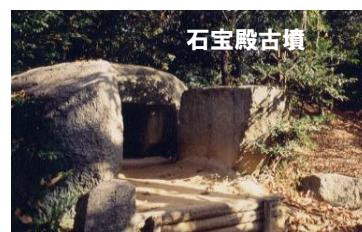
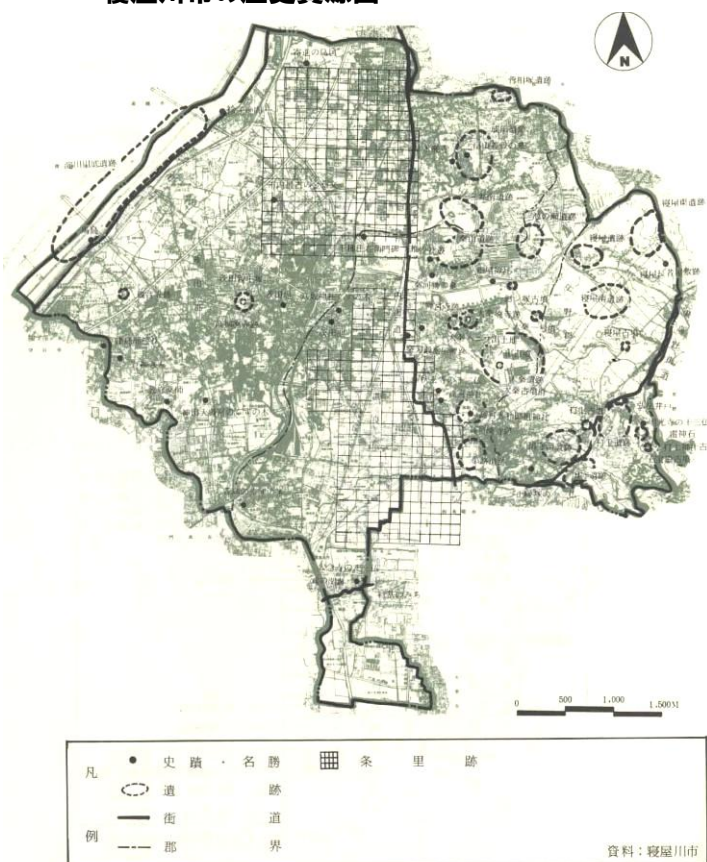
注) 図は寝屋川市誌(昭和41年発行)から引用
1929年は昭和4年

丘陵”は、景観形成に寄与する地形的特色を有し、比較的良好な“水”と“緑”の環境が保全されています。また、高宮廃寺跡周辺・寝屋長者屋敷跡周辺の昔の面影を残すまちなみ、河川・水路・ため池の“水”、生駒山系の“緑”の眺望など市民が快適な生活を展開していくための資源がまだ多く残されています。

特に、東部丘陵部には、遺跡、遺構の分布がみられ、その痕跡が残されています。

市内各地に旧集落が存在しており、今でも貴重な緑を有する社寺境内の樹林が周辺のまちなみに歴史を感じさせていますが、「交野街道」、「東高野街道」などの旧街道沿いのまちなみは、昔の面影が失われつつあります。

寝屋川市の歴史資源図

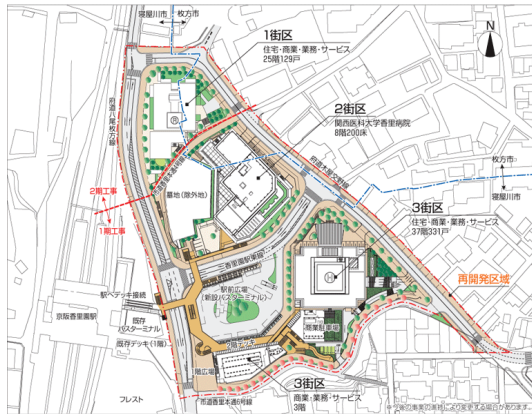


また、戦後の高度経済成長期以降に形成された市街地の形態は、その成立年代、公共あるいは民間の供給主体の相違などにおいて、きわめて多様な状況となっています。

一方、東部丘陵の住宅市街地については、比較的まとまりのある良好な開発が進められたところも多く、ここでの環境の保全・向上が課題といえます。

商業地については、鉄道駅周辺を中心に形成されてきましたが、自然発生的に形成された商店街なども多く、幹線道路沿道へ大型店の進出などによりにぎわいを失いつつあるところも見られます。なお、現在、寝屋川市駅や香里園駅前では市街地再開発事業に取り組み、まちづくりが進められています。

香里園駅東地区第一種市街地再開発事業



寝屋川市駅東地区第二種市街地再開発事業



工業・業務系市街地は、幹線道路沿道を中心に形成されているものの、大規模な敷地では、近年、大規模店舗等への土地利用転換が進む一方、中小規模の敷地も多く、住工混在とともに、景観的な課題を有しています。

(2) 地形・気象

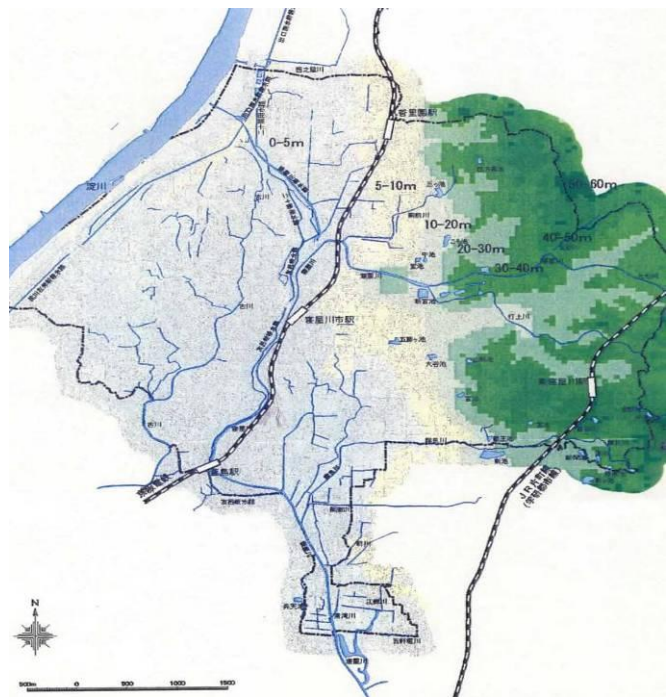
本市の地形は、大きく東部丘陵地帯と西部平坦地帯とに二分されます。気象は、淀川流域にあって、北摂山系と生駒山系に囲まれていることから、寒気が防がれる比較的温暖な気候となっています。

(3) 水の環境

本市の西北端を流れる淀川と中央部を貫流する寝屋川、そして寝屋川の支流である古川・讃良川などが主要な河川です。

また、寝屋川水系においては打上川治水緑地や深北緑地が整備され、広域的な治水機能の整備とあわせ、市民にとっての親水的なレクリエーションの場となっています。

地勢図



淀川の河川敷



寝屋川のせせらぎ公園



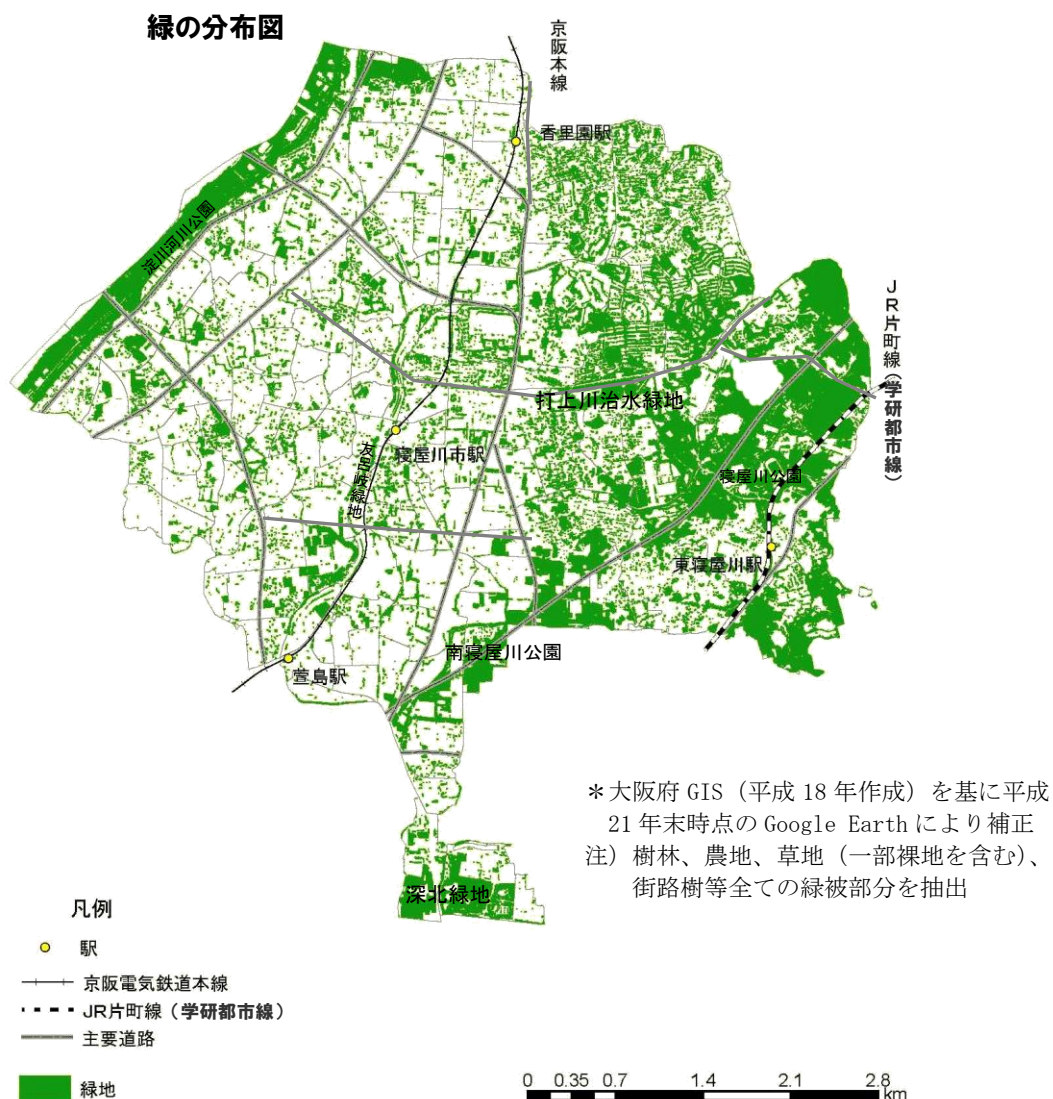
寝屋川の幸町公園

(4) 緑の環境

樹林地は、東部の丘陵地域における傾斜地樹林の分布が主なものとなっています。

農地は、同じく東部丘陵地帯や南部の市街化調整区域において、比較的まとまった分布がみられます。

また、主な公園緑地として、西部に「淀川河川公園」、中央に「打上川治水緑地」、「友呂岐緑地」、東部に「寝屋川公園」、南部に「南寝屋川公園」、「深北緑地」があります。



(5) コミュニティ活動

近年、人々の日常的なふれあい、緑化活動、地域清掃活動などのコミュニティ活動を通じ、協働による快適なまちづくりに向けての市民の主体的な活動、地域の自主的な活動のさらなる充実が求められています。

さらに、これらの活動の醸成に努めることにより、地域に存在する優れた景観資源の保存を推進していくことが必要です。

5. 本市の骨格的な景観構造と特性

5-1. 本市の骨格的な景観構造

本市は、都市化の進展に伴い古くから形成されてきた田園や丘陵などの風景は変貌をしてきていますが、南北に貫流する寝屋川や西部の淀川河川敷、市街地背後の生駒山系の丘陵などの地形的な特色とともに、高宮廃寺跡や寝屋長者屋敷跡の周辺のまちなみ、河川・水路・ため池など、まだ多くの景観を形成するうえでの資源は残されています。

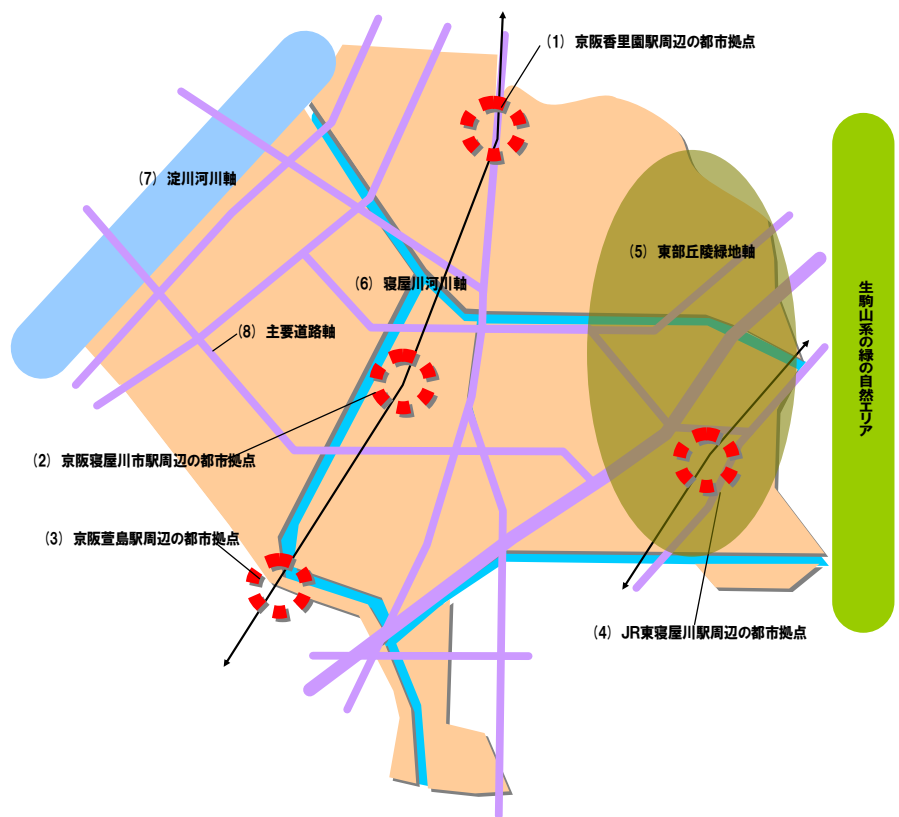
このような中、近年、本市の都市核と位置づけられる京阪寝屋川市駅や京阪香里園駅の駅前では、市街地再開発事業が実施され、玄関口の景観が変わろうとしています。

特に、京阪寝屋川市駅の東側地区では、市街地再開発事業とともに、都市計画道路寝屋川駅前線の整備が進められ、シンボルロードに相応しい道路や沿道の景観を形成していくことが必要です。

一方、京阪寝屋川市駅の西側においては、本市の名称の由来でもある「寝屋川」も市街化に伴い、市民の生活とは空間的にも遠い存在でしたが、寝屋川せせらぎ公園や幸町公園が整備されるなど、親水性を有した空間が整備され、ゆとりと潤いのある空間となっています。

このような本市の地形的特徴や市街地形成の歴史的経緯等から、本市は右図に示すように、“都市拠点”と“軸”で景観構造が構成されています。

寝屋川市の景観構造図



- | | | |
|--------|------------------|-------------------|
| ◇都市拠点： | (1) 京阪香里園駅周辺都市拠点 | (2) 京阪寝屋川市駅周辺都市拠点 |
| | (3) 京阪萱島駅周辺都市拠点 | (4) JR東寝屋川駅周辺都市拠点 |
| ◇軸 | ： | (5) 東部丘陵緑地軸 |
| | | (6) 寝屋川河川軸 |
| | | (7) 淀川河川軸 |
| | | (8) 主要道路軸 |

これら都市の骨格をなす都市拠点及び軸について、地形的、自然的な要因などを活かし、美しいまちなみづくりの基盤を形成していく必要があります。

5-2. 骨格的な景観構成要素の特性

(1) 香里園駅周辺の都市拠点

香里園駅の東側の丘陵地では、交通環境の改善や複合的な都市機能の集積、防災機能の向上など、本市の北核として相応しい拠点となる『香里園かほりまち』の実現をめざし、枚方市域も含めた市街地再開発事業により、都市計画道路香里園駅東線や駅前広場、歩行者デッキなどの公共施設の整備が進みつつあります。

市街地再開発事業とともに、現在検討が進められている京阪本線（寝屋川市・枚方市）連続立体交差事業などにより、まちなみは大きく変化しようとしています。

また、香里園駅の西側は、高度経済成長期に形成された密集住宅地区も広がっていますが、香里駅前線及び駅前広場が整備され、その沿道では、スーパーや中高層住宅などが立地し、まちなみが変わってきています。

市の北部の玄関としてまちづくりが進む香里園駅周辺では、市街地再開発事業や京阪本線（寝屋川市・枚方市）連続立体交差事業、地形などの地域特性を活かした一体的な景観形成が必要です。



<香里園駅西側の駅前広場周辺の景観(駅前広場の整備により変化するまちなみ)>



<香里園駅西側の香里駅前線沿道の景観(中高層住宅の建設が進み沿道景観が変化しているまちなみ)>



(2) 寝屋川市駅周辺の都市拠点

寝屋川市駅は、駅の東側では昭和 50 年代に実施された市街地再開発事業の再開発ビルが立地するとともに、平成 13 年 10 月に京阪本線（寝屋川市）連続立体交差事業による寝屋川市駅の高架化やそれに伴い駅の東西において駅前広場が再整備され、駅の東側では歩行者デッキが整備されています。

また、現在、駅の東側の地区において実施されている市街地再開発事業及び街路事業により、市のシンボルの道路と位置づけられ駅前広場へのアクセス道路となる都市計画道路寝屋川駅前線の整備が進められています。

一方、西側地区では、駅前広場と隣接して流れる寝屋川の河川敷が寝屋川せせらぎ公園として整備され、市民へうるおいの親水空間を提供しています。

さらに、西側では、市域を南北に貫く友呂岐水路沿いに友呂岐緑地が整備され、桜の季節など、市民の散策や憩いの場として親しまれています。

市の中央部の玄関としてにぎわいや憩いの場づくりが進む寝屋川市駅周辺では、回遊性の創出などとともに、地域資源を活かした一体的な景観形成が必要です。



<寝屋川市駅東側の景観(市街地整備により変化しているまちなみ)>



<寝屋川市駅西側の景観(川沿いに並ぶ多様な看板)>



(3) 萱島駅周辺の都市拠点

萱島駅は、京阪本線（守口・門真・寝屋川市内）連続立体交差事業時に萱島神社の大楠が残され、駅のシンボルとなっています。

萱島駅の西側では、駅の直近に下神田の古いまちなみが見られ、その西側は門真市域の住宅地となっています。

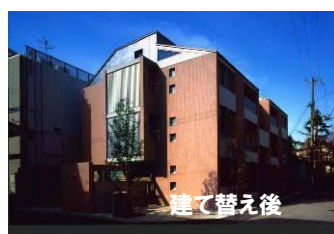
駅の東側には、寝屋川が流れ、市道萱島堀溝線沿いには商店街があります。

萱島駅の後背に広がる密集住宅地区では、住宅市街地総合整備事業や防災街区整備事業により、共同建て替えや協調建て替え、主要生活道路の整備が進むとともに、萱島東地区拠点の開発地区においてエルフラッツ萱島や萱島東住宅（府営住宅）、いらか（特定優良賃貸住宅（府住宅供給公社））などの集合住宅、からくる親水公園などが整備され、密集住宅地区のまちなみから美しい景観のまちなみに変化しつつあります。

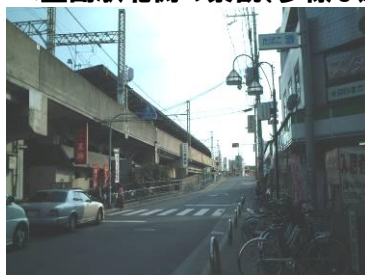
市の南部の玄関として密集住宅地区の整備が進む萱島駅周辺では、さらに美しいまちなみづくりが必要です。



<萱島駅周辺の密集住宅地区の景観(建て替えにより変化したまちなみ)>



<萱島駅北側の景観(多様な建物などが建ち並ぶまちなみ)>



<萱島駅南側の景観(多様な建物などが建ち並ぶまちなみ)>



(4) 東寝屋川駅周辺の都市拠点

東寝屋川駅周辺は、都市計画道路東寝屋川駅前線の一部が供用されるなど、一定の基盤が整い、商業施設の立地などにより地域の暮らしの拠点となっています。

東寝屋川駅の後背には、生駒のやまなみを背景とした中高層住宅を中心とした住宅団地や旧集落などとともに、北側には広大な寝屋川公園があります。

また、府道枚方泉佐野富田林線沿道では、商業施設等も軒を連ね、まちなみも変化してきました。

市の東部の玄関としてまちなみが変化してきている東寝屋川駅周辺では、多様な地域資源を活かした美しいまちなみづくりが必要です。



<東寝屋川駅南側の景観(商業施設や高層住宅が建ち並ぶ東寝屋川駅沿道のまちなみ)>



<東寝屋川駅北側の景観(旧東高野街道の面影を残すまちなみ)>



(5) 東部丘陵緑地軸

東部丘陵緑地軸には、寝屋川公園やその周辺緑地、太秦東が丘周辺の斜面緑地、明和・打上周辺の緑地、高宮廃寺跡付近の緑地、住吉（大峰）山（打上）付近の緑地、国松丘陵地の緑地など市域においても貴重な緑地環境を有しています。

寝屋川公園の周辺緑地は、市内で最も多くの自然の緑地に包まれた地域で、大規模公園（寝屋川公園）をはじめ、第二京阪道路や寝屋南土地区画整理事業地区、クリーンセンターなどの人工・都市的施設や、寝屋の長者屋敷跡、寝屋神社などの歴史的な景観資源があります。



太秦東が丘周辺の斜面緑地は、丘陵地の住宅開発が進み斜面地に残された自然の緑地で、その横を打上川が流れ、豊野浄水場や第二京阪道路とその取り付け道路などの都市的施設があります。



明和・打上周辺の緑地は、丘陵地の斜面地に残された緑地で、中高層住宅や福祉施設が立地しています。

高宮廃寺跡付近の緑地では、高宮の丘陵部の高宮廃寺跡（昭和53年国の史跡指定）付近の自然緑地で、周辺には権現堂池、新池、宮池などのため池があります。

住吉（大峰）山（打上）付近の緑地は、市域で最も高い標高約100mの丘陵地にあり、また、市内で比較的自然的状態がよく保たれている緑地があります。周辺には吉野池、中池などのため池があり、住吉山からは眺望を楽しむことができます。また、国の史跡に指定されている石宝殿古墳は、高地の樹林内にあり、水不足に困らないようにと祠られている高良（打上）神社などの歴史的な資源を有し、付近に桜並木の打上配水池があります。

国松丘陵地の緑地は、丘陵地に残された自然の緑で周辺にはこも池、中池、堂池などのため池があります。また、国松丘陵地の西部平坦部に天然記念物に指定されているシイの社叢やアベマキ、アラカシ、クスノキなど市の保存樹を有する春日神社が位置しています。



このように、市域においても貴重な緑地環境を有する東部丘陵緑地軸では、都市生活の中におけるおいをもたらす積極的な活用も含め、これらの緑地環境をできるかぎり保全していくことが必要です。また、第二京阪道路の広域交通網を利用した商業・流通・業務などが複合的に立地する魅力ある都市拠点の創出や健全な市街地の形成、公園・緑地の整備などと連携し、丘陵の伸びやかな景観や市街地への眺望、新市街地におけるまちなみなどについて、魅力ある景観を育むことが必要です。

(6) 寝屋川河川軸

全般的に景観資源が少ない本市において、寝屋川は市域の中央部を巡り、上流部の自然度の高い環境から密集住宅地区、あるいは都市拠点をネットワークするきわめてシンボル性の高い景観条件を有しています。

寝屋川の川沿いには、自然的資源として寝屋川の流源そのものが、歴史・文化的資源として八幡神社や伝・秦河勝の墓、千種庄右衛門碑、三本松、行基みち、旧交野街道、旧山根街道が、人工・都市的資源として寝屋川団地や寝屋川公園墓地、打上川治水緑地、三井団地、八幡台、府立高専、寝屋川浄化ポンプ場、池田秦線（桜木橋）、寝屋川市駅・萱島駅、幸町公園（親水公園）、寝屋川せせらぎ公園（親水公園）、友呂岐緑地、深北緑地などがあります。

このように多様な資源が川沿いに分布する寝屋川の上流部では、農地、斜面樹木などとともに、三井団地など大規模な住宅団地や寝屋川公園墓地、打上川治水緑地など大規模な公園・緑地により、緑の豊かな広がりのある景観となっています。



市街地内を貫流する中流部では、水質の悪化や河川改修などによる景観面でのマイナスイメージもありましたが、近年、公共下水道の整備により水質が浄化されるとともに、幸町公園や寝屋川せせらぎ公園などの河川修景に配慮した親水公園の整備など本市のシンボルとしての再生への取り組みを進め、より市民に身近な存在となりつつあります。



各所で河川や水路が合流する下流部では、多様な土地利用の混在も見られますが、やまなみの眺望や旧集落の存在などにより、比較的広がりのある景観となっており、河川、水路を利用した水辺空間の創造をしています。



このように、寝屋川河川軸は、上流部から下流部にかけて変化に富んだ景観を有しており、今後はさらに親水性を高め、都市拠点の整備などとともに、公共的施設空間において景観的な配慮を充実していく必要があります。

また、橋詰にある樹木などのランドマーク、アイストップとして景観上重視される対象については、積極的に保全し、特徴ある景観づくりに活用していくことが大切です。

また、骨格的な景観として、寝屋川を軸とする「らしさ」の醸成、周辺地域との連携など厚みのある景観整備・形成が必要です。

流域に分布する景観資源を活かしながら、市民、事業者、行政の協働による「寝屋川河川軸」の景観づくりを進めていく必要があります。

(7) 淀川河川軸

淀川は、長い歴史的な背景を有するとともに、利水・治水など地域と大きなつながりを持っています。

また、「淀川河川公園」は、広域的なレクリエーションの場として親しまれているとともに、淀川河川敷の通景とともに、対岸の北摂山地が眺望できるなど、広がりのある景観が形成されています。

淀川の川沿いには、歴史・文化的資源として旧京街道や幹線水路沿いの桜並木、太間天満宮が、人工・都市的資源として大阪府立水生生物センターや太間排水機場、寝屋川導水路、淀川新橋、国道1号（京阪国道）や鳥飼仁和寺大橋、茨木寝屋川線、（都）*千里丘寝屋川線、寝屋川点野住宅、寝屋川仁和寺住宅などがあります。

*（都）は都市計画道路の略。以下、都市計画道路を（都）と略

このように多様に分布する資源の中でも、大阪府立水生生物センター、寝屋川導水路、太間排水機場及び桜並木が続く幹線水路などは川と人のつながりを感じさせます。

また、国道1号（京阪国道）や鳥飼仁和寺大橋の景観、中層住宅団地といった現代的な景観要素も分布しています。

淀川河川軸では、これらのさまざまな要素の調和を図るとともに視線を遮るもののない広々とした景観を壊すことなく、全体としてウォーターフロントの雰囲気をつくり、市民に身近なものにしていくとともに、淀川の自然環境の保全などを通じて本市ならではの景観を形成していくことが必要です。



(8) 主要道路軸

道路軸の景観は、道路空間そのものの景観とともに、沿道の土地利用、建物、その他さまざまな要素によって構成されています。

主要道路軸は、都市構造の骨格を構成するとともに、まちなみを誘導していくうえでは重要な役割を果たし、道路や沿道における景観形成・整備は「まち」にとっては大切です。

また、市民にとってもより身近な存在であり、市域全体の景観整備を進める上でも効果的であると考えられます。

このように、本市の都市構造の骨格を構成する主要な道路軸の景観上の特性をみると、次のようになります。

◇国道1号(京阪国道)・国道170号(大阪外環状線)

国道1号(京阪国道)や国道170号(大阪外環状線)などの広域的な幹線道路の沿道では商業・サービス業・工業などの立地が活発です。

これらの道路では、沿道の事業所の敷地外構の殺風景さや広告看板の色彩、大きさ、数量あるいは設置場所などにおける煩雑さがあります。



道路サイドにおいても、ガードレールなど交通安全施設の景観的配慮が望まれます。

◇京都守口線・八尾枚方線・枚方富田林泉佐野線・国道163号

これらの幹線道路についても、本市の市街地形成に果たしてきた役割は大きいものといえますが、沿道では住工混在など沿道土地利用上の課題を持っています。

特に、京都守口線沿道では、工場転出跡地への商業施設の進出や中高層住宅の建設が進み、まちなみに変化しつつあります。



◇(都)千里丘寝屋川線・(都)梅が丘黒原線

(都)千里丘寝屋川線は、鳥飼仁和寺大橋により北摂地域と北河内地域を結ぶ重要な道路と位置づけられ、(都)梅が丘黒原線とともに市内においても市街地の整備上大きな役割を担っています。沿道は、商業施設の進出や中高層住宅の建設が進み、まちなみに変化しつつあります。



◇(都)池田秦線

(都)池田秦線は、市域を東西につなぐ重要な幹線道路であり、沿道には市役所や総合センター、打上川治水緑地、寝屋川公園墓地などの自然を活かした公的施設が立地しています。

◇第二京阪道路

第二京阪道路は、広域を結ぶ幹線道路及び高速道路であり、沿道には寝屋川公園や住宅、農地などがあります。今後は、幹線道路の沿道としてまちなみも大きく変化していくものと考えられます。



5-3. 一般市街地(地区レベル)の景観特性

一般市街地での景観形成にあたっては、地形条件やさまざまな景観資源の分布、市街地の特性などから「小さな景観構造～身のまわりの景観」に着目して、方向づけを行う必要があります。

(1) 小さな景観構造～身のまわりの景観

「小さな景観構造」として各地域に残されている“水”と“緑”、旧集落などの景観資源を保全し、活用することにより、特色あるまちなみ景観を創出し、地区の特性を活かした個性的な景観形成を通じて「“水”と“緑”につつまれた魅力ある都市景観の創造」を図っていく必要があります。

本市は、市街地形成過程の中で、きわめて多様な市街地が形成されてきています。

一般市街地では、特に中部から西部の平坦地域では、密集住宅地区があるほか、住商及び住工が混在している地区もありま

す。これらの地区では親しみやすい雰囲気も感じられ、これを壊すことなく景観形成の誘導を図っていく必要がある。

また、市街地の中に残された旧集落や社寺林、その他の歴史的な資源、農業地域であった頃の名残りととどめる水路網、介在農地などが密集感を緩和している状況にもあります。

また、東部丘陵部では、計画的市街地（低層、中高層）が形成され、街路樹や生け垣などによる緑豊かな環境がつくられています。また、旧来からの集落の景観やため池、小河川などの水環境、社寺林などの緑環境が散在し、全体としてうるおいのある景観が残されています。

小さな景観構造

形態	環境イメージ	景観資源	景観の種別
面的	雰囲気	市街地	親しみやすい 下町的
	環境上の課題	市街地	密集 住商・住工の混在
	過密感の緩和	歴史的な資源 水路網/介在農地	市街地に埋没しているような旧集落 社寺林等 農業地域であった頃のなごり
点的	一体化した住宅地景観	市街地	計画的市街地 (低・中高層)の景観 生け垣など
	うるおいの景観	旧来からの集落 ため池/小河川	集落景観 水辺の景観、親水景観
	緑豊かな環境	社寺林など	緑の環境
線的	地区街路網	市民の生活道路	“わきみち”景観

(2) 一般市街地の景観の考え方

一般市街地の景観については、次のような要素に注目し「寝屋川らしい」市街地景観の醸成をめざす必要があります。

自然的な環境

A 水環境

A-1 小河川、水路

市域の西部では、農業用・排水路が縦横に走り、あちこちで水を感じることができる場所があります。

市街地の密集住宅地区の課題はあるものの、公共下水道の整備により水質は改善され、市街地の中のネットワークの一つとして位置づけ、活用を図りたい要素です。

小河川、水路などの合流点は、こうした中でもシンボリックな意味を持ち、景観上大切にしたい場所です。

A-2 ため池

丘陵部に点在するため池は、農地が少なくなる中で、その役割が薄れつつあります。しかし、水の持つうるおい、清涼感は都市生活に欠かせないものです。

また、水鳥の飛来や水生動植物の生息は、自然の生態系と人間生活のふれあう場として貴重な環境を有しています。

一部のため池は、都市公園の中に取り入れ、整備を進めてきており、さらなる水質の改善など、今後も十分に保全・活用していきたい要素です。

B 眺めのよい場所(視点場)

やまなみを眺める、河川の通景を楽しむ、自分たちの住んでいるまちを見渡すことなどは、現在の都市生活の中では貴重な体験となりつつあります。

道端、橋、堤防上など人々が気軽に立ち寄れる場所で、眺望を楽しめる場所をつくるのが大切です。ちょっとした配慮で、生活にうるおいをもたらすことができます。

歴史的な環境

C 旧街道

現在も機能している旧街道は、路地や細い街路などとも結ばれ、通学・通勤や買物の道として地域に密着した生活道路としての機能を果たしていますが、地域のまちなみとの調和を図り、景観的にも重視される必要があります。

D 社寺林

市内各地に分布する社寺境内には、歴史を感じさせる雰囲気とともに、樹齢を経た大樹、樹叢があり市街地における貴重な緑の環境として位置づけることができます。

現状では、周辺の市街地の進行によりその存在が薄れてきていますが、その存在を明らかにし、保全・活用を図る必要があります。

都市施設などの地域固有の資源(人工・都市的資源)

E 道筋、街道

本市における初期の市街地は、スプロール的な路地や細い街路により構成されており、交通面などの課題がありますが、古くからの形態を残しているものもたくさんあり、地域固有の資源である旧集落のまちなみなどの特徴にあわせた景観的配慮を図る必要があります。

F 農地

市街化区域内に残存する農地は、生産緑地を除いて基本的には市街化の対象と位置づけられますが、密集住宅地区などにおいては貴重なオープンスペースとしての役割を果たし、道を歩く人たちにうるおいと安らぎを提供しています。

今後、農業体験、レクリエーション利用など都市生活の魅力を向上させる場や市民交流の場として位置づけ、保全・活用を考えていくことが必要です。

G 小公園・広場

小公園・広場は、子どもたちや高齢者をはじめ地域の人々に愛される存在であり、今後は、さらに地域の景観づくりの核となるよう、また、維持管理を含み地域コミュニティの核となるよう、充実を図っていくことが必要です。

H 幼稚園、小・中学校

幼稚園、小・中学校などは、地域におけるシンボル性は高く、敷地周辺の植栽などによる緑化、建築物の景観への配慮は、街角の景観づくり、子どもたちへの情操教育などともあわせて重要です。

I その他公共的施設

市内の公共的施設は、都市景観づくりをリードする存在です。全市レベルから地域レベルにいたる各種の施設について、十分な景観的配慮を行う必要があります。

J 商店街

市内各地に分布する商店街は、幹線道路沿道への大型店の進出などにより、様相が変化してきていますが、地域の日常生活の場としてにぎわい、親しまれています。特に、商店街は、主として前記の「E 道筋・街道」に比較的多く分布し、まちなみのランドマークともなっているため、日常生活の買い物や人々の交流などの場として充実していくことが必要です。

K 密集住宅地区など

本市では、老朽木造賃貸住宅が多く集まる密集住宅地区について、市民参加による整備計画を作成し、共同建替えなど住環境の整備を進めています。

これらの事業による街区の再編成にあたっては、街路・広場の確保、壁面緑化の推進、建物の意匠の配慮などにより、新たな市街地景観の創出も期待でき、まちなみの景観を誘導していくうえでは重要な要素です。

(3) 主要な景観構成要素

一般市街地における主要な景観構成要素は、次のようなものとして整理できます。

構成要素を<面的・線的・点的>といった要素の形態と広域から市域、基本エリア、景観基本単位（地区）といった領域の広がり、さらに、自然的<眺望>、歴史・文化的、人工・都市的といった要素によって区分し整理しました。

これらは、今後の景観形成・整備の取り組みにおいて、地域ごとに景観資源を要素により区分することにより、その地域ごとの特性を明らかにし、その地域の特性に応じた景観形成・整備の展開を図ります。

主要な景観構成・要素の整理

要素の形態 領域の 広がり 要素	圏域要素			線の要素		点的要素	
	広域的広がり (北河内地域)	市域	基本 エリア	広域的広がり (北河内地域)	基本 エリア	景観基本単位	点的要素
自然的景観 (眺望) 資源	●生駒山系のやまなみ (山麓部)	●東部丘陵地 ●斜面樹林		●寝屋川河川軸～河川・水路網 幹線水路－桜並木		●打上川治水緑地 ●深北緑地 ●斜面残存樹林	
	●淀川河川敷－淀川レクリエーション拠点－淀川の通景・堤防上からの眺望			●讃良川堤防上からの眺望		●石宝殿古墳付近の眺望	
歴史的・文化的資源		●条里制遺構 ●貴重な植生など 高宮廃寺跡 周辺樹林		●歴史的街道 ●文化と歴史のネットワーク散策コース		●旧集落・一体と なった農地	●社寺林 ●旧家・水屋
人工・都市的景観資源	●寝屋川公園	●市域東部・南部の田園風景 ●東部丘陵住宅地 ●香里園・寝屋川市・ 萱島・東寝屋川駅前 ●市役所周辺 ●寝屋南土地区画整理事業地区		●広域的幹線道路沿道 国道1号(京阪国道)、京都守口線、大阪外環状線 (国道170号)、八尾枚方線、千里丘寝屋川線、梅 が丘黒原線、第二京阪道路 ●広域地域歩行者道 ●自転車道沿道 ●地域的幹線道路－池田秦線 ●太秦萱島線・街路 生活道路～コミュニティ道路 ●寝屋川駅前線 ●寝屋線 ●緑道 ●友呂岐緑地		●南寝屋川公園 ●駅・商業施設 ●近隣公園 ●まちなみ 戸建て住宅地 集合住宅団地	●市民会館 ●総合センター ●学校 ●街区公園 小公園・広場 など

(4) 一般市街地の景観特性と課題

本市の市街地の現状や<小さな景観構造>から<身の回りの景観>など景観の特性から市域を区分すると、大きく西部・中央・東部の3つのエリアに分けることができます。

<西部エリア>

淀川河川敷の通景から平坦地域に市街地が広がっていますが、現在もなお多くの水路や農地が残り、水や緑を活かした親しみのある市街地景観の形成が期待できます。ここでは、都市基盤整備の推進と合わせた「水と緑に親しめる」景観形成を図っていくエリアです。

<中央エリア>

大阪都市圏における人口急増の受け入れ地域として、鉄道駅を中心とする密集住宅地区が形成されています。しかし、市民の流れが集まり、にぎわいのある都市的な楽しみのもとになっており、生活中心におけるシンボリックな景観の形成・整備と「うるおいづくり」が望まれるエリアです。

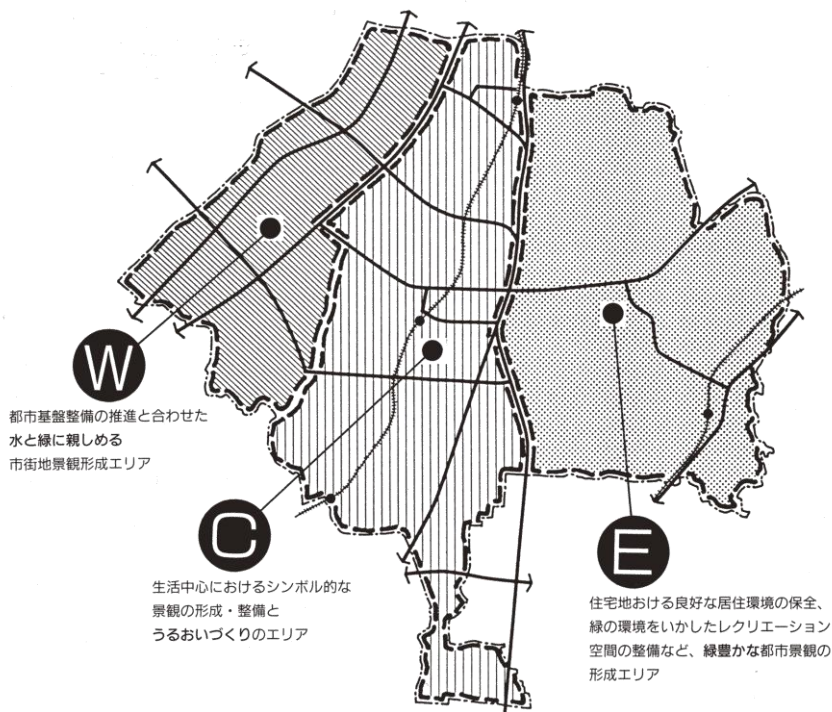
<東部エリア>

土地区画整理事業による計画的な住宅地が形成される一方、市街化調整区域における樹林地、農地などの緑も残されている地域です。

一方、JR片町線（学研都市線）のサービスの向上や民間開発などとともに、広域のレクリエーション拠点として「寝屋川公園」の整備が進められています。さらに、広域幹線道路である第二京阪道路が整備され、周辺の土地利用に大きな変化が予想されます。

ここでは、住宅地における良好な居住環境の保全とともに、歴史的資源やレクリエーション空間の緑を活用し、緑豊かな都市景観の形成を図っていくエリアとして位置づけることができます。

一般市街地のエリア別都市景観の特性・課題



6. 本市の景観形成の基本的な方向とめざす目標

6-1. 景観形成の基本的な方向と視点

(1) 景観形成の基本的な方向

北河内地域に位置する本市の景観を大きく構成している要素としては、次のようなものが考えられます。

第一に、地形的な条件からは、本市の景観的特徴を代表する淀川、寝屋川の河川軸景観や生駒山系から東部丘陵地にいたる豊かな自然景観と、これと一体化した住宅地景観などの要素があり、これらはそれぞれが有する自然的な環境とともに、景観面での親しみ、うるおいをもたらすものとしての役割を担っています。

景観形成・整備を進めていく上で、特に重要と考えられる要素としては、自然的な環境を形成する寝屋川、生駒山系から東部丘陵地にいたる緑は、将来的にも都市景観を支える重要な要素として位置づけられます。

言い換えれば、市街地を流れる寝屋川は、雨水や都市の排水を集め、都市の生活を支え、また、動植物が市民の身近なところで生息する自然として位置づけられます。

また、丘陵の緑は、市民にゆたかな緑の環境を提供し、活発な都市活動のエネルギーを再生する“都市の緑”として重要な役割を担っています。

第二に、都市構造上重要な景観構成要素としては、北河内地域をネットワークする道路軸景観、市民生活のシンボリック的沿道景観、人々が集う生活中心としての各鉄道駅周辺、市役所などの公共施設周辺がこれにあたり、市域の景観的シンボルとして位置づけられます。

これら大きな景観構造を構成する骨格的自然景観、都市の象徴となる都市拠点、道路軸景観などについては、歩行者の空間、水辺、レクリエーションの場としての充実を通じ、都市としての景観的・精神的シンボル景観の創出を図り、都市全体としての魅力を高めていきます。

北河内地域全体を規定している大きな景観要素

- 淀川河川敷の通景、広がり、水辺の景観
- 寝屋川の水辺の景観
- 生駒山系への遠望景観
- 東部丘陵の山辺の景観

寝屋川市の都市構造上重要な景観要素

- 広域地域における代表的な道路軸景観
- 市民生活のシンボリック的沿道
- 鉄道駅周辺のシンボル景観
- 市役所などの公共施設周辺のシンボル景観

(2) 景観形成の基本的な視点

本市では、良好な景観形成をめざし、次のような都市が持つべき基本的な視点により、景観を形成していく必要があります。

- ① ゆとりとうるおい、生きがいなど豊かさが実感できる都市の実現のためには、“うるおい”や“にぎわい”、“美しさ”は、景観形成の基本的な視点です。

うるおいをつくる

都市生活に落ち着きとゆとりを回復し、豊かな生活が営めるような環境をつくります。

にぎわいをつくる

人々が集い、ふれあう中で、都市生活における“楽しさ”を感じられるような魅力ある空間をつくります。

美しい都市をつくる

整ったまちなみ、緑や水が感じられるまちなみ、適度なスケール感、刺激的でない色彩などにより、住む人々の感性が感じられるような空間をつくります。

- ② 寝屋川市固有の都市環境の現状を踏まえ、より個性的で魅力的な都市へと高めていくためには、“新しい「ふるさとの風景」”や“アクセント(変化)”、“わかりやすさ”は、景観形成・整備に必要な視点です。

新しい「ふるさとの風景」をつくる

寝屋川市域がかつて持っていたふるさとの風景が失われつつあり、その良さを取り戻すとともに、都市施設や既存の市街地において、新たな“ふるさと”を感じさせる風景・風土をつくります。

アクセント(変化)をつくる

人々に感動を与え、まちの豊かな活動を表現する変化のあるまちなみをつくります。

わかりやすい都市をつくる

自分が立っている場所、方向性などの確認ができることによって安心を感じ、また地域の姿が明確に感じられるよう、都市空間に秩序をつくります。

6-2. 景観づくりの基本姿勢

未来を担う子どもたちが「ふるさと」として誇れる都市は、都市景観の面からは、歴史性、現代性、未来性を踏まえた新たな「ふるさとの風景」の創出が期待されています。

住み、働き、学び、遊ぶ、すべての面でゆとりとうるおい、生きがいなど豊かさを感じる魅力ある都市をめざし、次の世代に豊かな環境を引き継ぐことができるようにしていくことが必要です。

本市では、こうしたまちを創る“ねやがわブランド”の形成をめざして、継続的な情報発信を通じたまちのイメージアップを図るため、ブランド戦略基本方針「ワガヤネヤガワ・プロジェクト」を平成22年2月に策定しました。現在“ねやがわブランド”への発展をめざし、「香里園ブランド」の活用など市内鉄道4駅を起点としたさまざまな取り組みを進めています。

このようなまちのイメージアップを図る“ねやがわブランド”の形成には良質な景観形成・整備も欠かせない要素です。

そのため、本市をより個性豊かな、魅力的な都市としていくためには、次のような景観形成・整備に向けた基本姿勢が必要です。

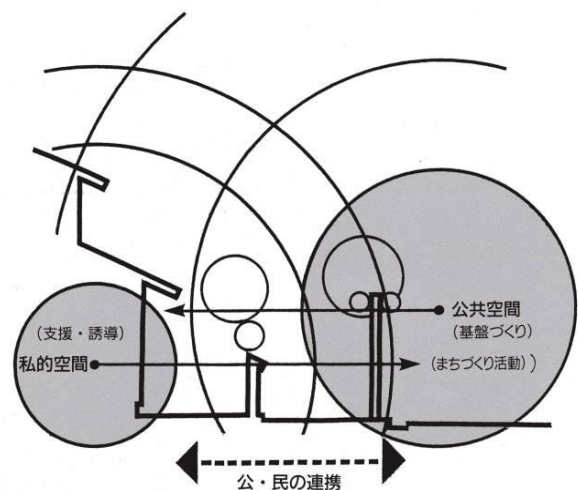
- ◇市民が親しみ、愛することができる対象、歴史的な環境、文化的な環境など貴重なものを守り、育て、混乱した市街地を秩序ある都市基盤をもつ市街地へ、また、現在持っている遠望などのすばらしい景観をいかしていくこと。
- ◇ひとつひとつの建物が、それぞれ個性を持ちながらまちなみを創り、全体として優れた都市景観を形成していくこと。
- ◇すばらしいもの、良いものを創っていく。さらに、看板・広告物など景観を阻害しているものはできるかぎり取り除き、また景観上好ましくない状況を創り出さない。

特に、景観形成・整備において対象とする空間は、公共・民間の幅広い連携をつくり、市民参加、企業参加などの気運の醸成、取り組みづくりを進める必要があります。

このため、今後の景観形成・整備に向けては、行政による先導的、基盤的な事業の推進とともに、民間活動（民地側）での統一的な取り組みが必要です。

また、景観形成のうえで重視される場所や景観的な変化が想定される場所などを中心に、私的空間においても半公共的な場所では、公共空間、私的空間の一体的な景観形成を図っ

市街地などにおける景観づくりの対象空間



ていくことが大切であり、民間と行政の統一的な取り組みによる景観の整序化、誘導が必要です。

さらに、都市の景観整備は、従来の行政各部門における都市整備、環境保全、自治、文化、福祉などの各種の施策を横断的に結びつけ、統合化・総合化していくところに特色があります。

したがって、景観整備を進めるにあたっては、基本的に次の 3 点を重視していく必要があります。

① 景観形成・整備のもつ総合性を重視すること

都市の景観を整備する意義は、地域にある自然、歴史、建築物、土木構造物などの人工の要素などがそれぞれ調和を保ちつつ、全体として市民の生活する「都市」を総合的かつ個性的に表現することにあります。

また、市民生活を反映した都市の雰囲気、文化的香り、心象風景なども都市景観を構成する重要な要素です。

さらに、景観の評価については、水と緑の自然環境、空気と音の環境条件と密接に関係する環境保全行政との関連も重視が必要です。

② 景観形成・整備には、極めて長い時間を要すること

景観形成・整備は一朝一夕に完成するものではなく、長い間の蓄積のなかで、調和ある景観が作りだされるものです。特に、昭和 30 年代からの大阪都市圏への人口集中により、急激に市街地が進展した結果、自然や歴史的環境など古くからあった多くのものが市街地の中に埋没したり、失われてきたりしています。

一方、急激に市街化された密集住宅地区などでは、残された自然や歴史的環境は貴重なものです。このため、長期的な視点にたち、周辺環境との調和を図りながら景観形成・整備に取り組んでいくことが必要です。

③ 市民の合意を形成しながら進めること

歴史や自然などを活かした美しく優れた都市景観は、市民の深い関心と積極的な活動をなくしては実現できないものであり、特に、この価値観の多様な時代に景観という主観に左右されやすい問題について整備を進めていくには、市民の合意形成は欠かせないものです。

今後、継続的な検討を行うとともに、行政各分野との連携・調整を図り、さらに市民への呼びかけ、働きかけなどによって、より大きな場において景観形成・整備に関する広範な合意形成の方策を模索しながら、取り組んでいくことが必要です。

6-3. 景観形成の目標

本市には、市民が誇りに思う様々な景観が数多くあります。今後、本市の景観を守り育てていくためには、景観に対する市民意識を高め、景観形成の担い手となる市民、事業者、行政が連携し、さらに“寝屋川らしさ”を醸し出し、元気都市・寝屋川をめざしていく必要があります。

そのため、本市がめざす景観の将来像を次のように定め、景観まちづくりに取り組んでいくこととします。

◇寝屋川市がめざす景観の将来像

ねやがわ“らしさ”と“おもむき”を協創する元気都市・寝屋川

本市がめざす景観の将来像の実現に向けては、「地形や緑、水辺などの骨格的な自然景観の保全・育成に努めること」や「市民の生活・文化のシンボルとして、魅力ある都市拠点景観を創出すること」、「うるおいとやすらぎ、そして、にぎわいや美しさのある魅力あふれる道路軸及び軸沿いの景観を創出すること」、「市域を構成するそれぞれの地域では、身近な地区の個性を活かした、ゆとりと親しみのあるまちなみの保全・育成とその創出を図ること」が必要です。

そのため、次の4点を景観形成・整備の基本的な目標とし、これらの実現に向けた施策の推進を図るものとします。

◇景観形成の目標

- ① 骨格的な自然景観の保全と育成
- ② 市のシンボルとなる景観の創出
- ③ 魅力あふれる道路軸及び軸沿いの景観形成
- ④ ゆとりと親しみのあるまちなみづくり

① 骨格的な自然景観の保全と育成

本市における自然環境は、大きく「淀川」「生駒山系」及び市の名称の由来ともなっている「寝屋川」に代表されます。

これらの自然環境は、都市景観の骨格をなすものであり、都市にうるおいをもたらすとともに、市民にとっての心のよりどころとしても貴重な資源として位置づけられます。

特に「寝屋川」は、本市のみならず北河内地域、大阪市などにおける都市形成の中で、さまざまな役割を果たし、また地域に住む人々の生活の舞台となってきたものです。

また、「淀川」や「生駒山系」については、身近に感じられる大きな自然環境として、また、市街地にあっても人々に方向性を与え、秩序を感じさせる要素として、市域の大きな景観の骨格ととらえられるものです。

これらは、北河内地域固有の景観資源として守り、育てるとともに、寝屋川らしい個性ある都市景観の形成に活用することができるよう、次のようなまちづくりを進め、骨格的な自然景観の保全と育成をめざします。

◇市域中央を南北に貫流する寝屋川周辺は、今ある“水”と“緑”の景観資源を活用しつつ、市民の散策・ジョギング・サイクリングなどの日常レクリエーションの軸として、また市民が憩い・集う場としての整備をめざします。

◇広域・地域のレクリエーションの場となっている淀川の自然景観は、都市的景観と調和を図りつつ、都市の“庭”としての活用をめざします。

◇带状に連なる市街地背後の生駒山系から東部丘陵地においては、現況の自然環境と調和を図りつつ、本市のみならず地域の自然型あるいは施設型レクリエーションの場としての活用をめざします。

② 市のシンボルとなる景観の創出

本市の都市形成の歴史は、比較的新しく、昭和 30 年代後半における大阪都市圏の外延的拡大の初期において、鉄道駅の周辺における住宅群の建設から、急速に進んできた経過があります。

このような中で、市内の鉄道駅、市役所などの公共施設の周辺は、現在でも人々が集まり、にぎわい、楽しみの多い場所となっているものといえます。

しかし、ゆたかな都市生活をおくる上で、人々が集う生活の中心となるような場を求める声は強く、都市空間を形成していくうえでも重視される課題です。

そのため、鉄道駅や市役所の周辺における市民が集う場は、市民がふれあい・語らい・憩う市民文化のシンボルの場となるよう、街路の緑化、彫刻、ポケットパークの設置などにより都市拠点に相応しいランドマークやまちなみの形成を誘導し、市のシンボルとなる景観の創出をめざします。

③ 魅力あふれる道路軸及び軸沿いの景観形成

市内における基盤整備の進展とともに、道路沿いに新しいまちなみの形成が進みつつあります。これらのまちなみは、本市の新しい顔としても位置づけられるものです。

道路軸景観は、市民にとっての日常的に触れる最も身近で主要な景観軸であるとともに、ひとつひとつの建築物、建築物の敷地、公共的な空間などが一体となって、景観を構成するものであり、市民、事業者、行政が連携して景観形成に取り組んでいく必要があります。

そのため、それぞれの道路軸や地域において、市民、事業者、行政の協創により次のようなまちの顔づくりを進め、魅力あふれる道路軸及び軸沿いの景観形成をめざします。

◇市域における基幹的な道路及びこれらの結節点については、主要な景観形成の対象として、積極的にまちなみ景観の誘導をめざします。

◇市民が集まる鉄道駅などにいたる「みち」については、心のふるさとのシンボルとして位置づけ、市民の協力を得ながら修景、緑化などによる景観の形成をめざします。

◇街路の緑化とともに、景観に配慮した建築デザインの誘導などにより、美しく、変化に富んだまちなみの形成をめざします。

④ ゆとりと親しみのあるまちなみづくり

本市では、都市形成の歴史の中でさまざまな特質を有する市街地が形成されてきています。市街地の多彩さは、本市の一つの特質でもあり、これらが混然一体となって、『寝屋川』らしさを醸し出しているものともいえます。

古くからの集落では、個性あるまちなみを残しなから、うるおいに満ちた生活環境が保持されています。

都市化の初期にあたる低層共同住宅が多くみられる地区では、半世紀近くにわたる“まち”の歴史・蓄積をもって、近隣相互の協力によって、親しみやすいまちをつくっているところもあります。

また、比較的新しい住宅地区では、すでに緑の豊かな美しいまちをつくっているところもあり、徐々に成熟に向かっていきます。

都市景観の形成や整備を進めていくうえでは、これらの地域が有する優れた特性を守るとともに、それぞれの地域において、身近なところで暮らす喜びが感じられるような“まち”を育んでいくことが、重要な課題です。

そのため、地域それぞれの個性を活かし、次のようなまちづくりを近隣が一体となって進め、ゆとりと親しみのあるまちなみづくりをめざします。

◇個性的な美しいまちなみづくりを進めるため、現在の地域の特徴をいかしながら、まち全体の景観の調和を図り、親しみのある文化的環境の創出をめざします。

◇市内各地域に存在する景観資源を再認識しながら、市民みんなでこれらを守り、景観形成のまちづくりに活かして取り組みをめざします。

7. 景観基本エリア毎の景観形成の方向

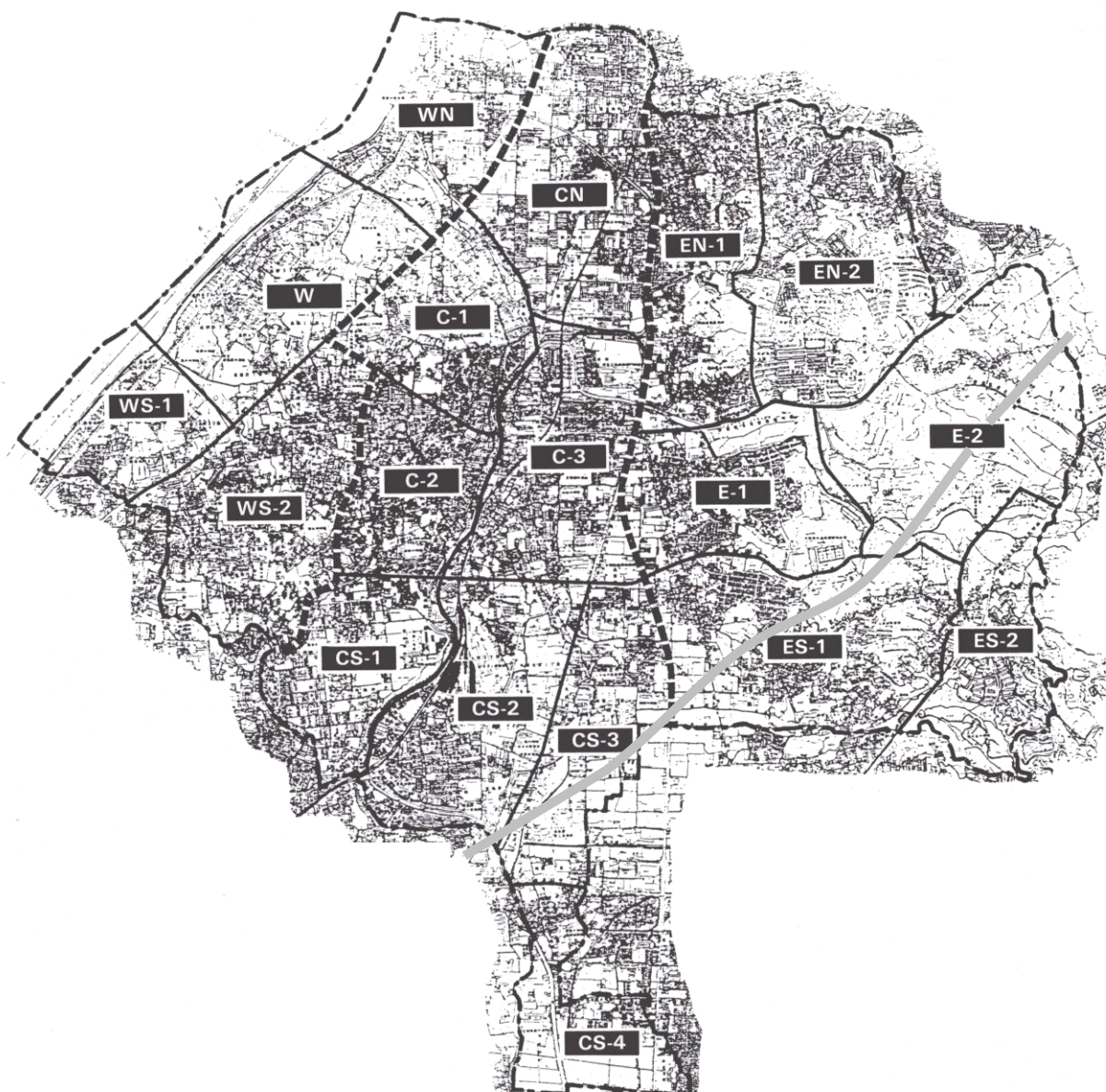
7-1. 景観基本エリアの設定

市域の地形、水の環境、緑の環境など、市街地形成の沿革と特性及び市民活動の単位となるコミュニティを基本として、市域エリア別都市景観の特性・課題を踏まえ、基本地区区分することにより、景観基本エリアを設定しました。

地域別の景観特性を方向づけるための景観基本エリアの分割については、先ず本市の地形的特性である平地部と丘陵部に大別し、さらに市民の景観への関心と共有意識性を考え地域活動の単位であるコミュニティ区分を基本としながらエリアを幹線道路、河川などにより区分しました。

平地部を西北・西・西南・中央北・中央・中央南に、丘陵部は東北・東・東南に分割を行い、各々1～4に区分したもので、計18の基本エリアを設定しました。

景観基本エリア図



7-2. 景観基本エリア毎の景観形成の方向

各景観基本エリアの景観形成の方向を示すと次のようになります。

【エリアの特性】

<自然>

淀川の流れを背景に昔からの田園風景があるまち

淀川の流れを背景とした広大な淀川河川公園は、多くの市民の憩いの場となっています。

国道1号（京阪国道）沿いに平行して木屋より淀川の水を取り入れ市内の用水を供給している二十箇水路より各水路へ用水幹線水路が流れています。水路沿いには、桜並木があり、春には桜の花が咲き乱れています。このエリアに位置する寝屋川導水路、寝屋川第一、第三水路は、貴重な自然空間となっています。

<歴史・文化>

古い歴史の中で育まれた旧集落があるまち

4～5世紀の淀川は流れ放題で、仁徳天皇は、2カ所の切れ目（強頸絶間と^{こわくびたえま} 杉子絶間^{こらものこたえま}）をつなぐ難工事を人柱になった武蔵人強頸^{こわくび}と人柱にならずに絶間を構築した河内人茨田連^{まんだのむらじ} 杉子^{こらものこ}に命じ、日本で最初といわれる茨田堤を完成したと伝えられています。

このような古い歴史がある淀川の堤防上には旧京街道が通っていました。また、このエリアには、二十箇水路の樋のある村の氏神として宝暦年間に造られ、境内には保存樹^{けやき}の榉の高木が茂り、静閑さを漂わせる木屋の鞆呂岐神社などがあります。

<人工・都市>

幹線道路に囲まれた流通業務施設が多いまち

このエリアの東、西、南には、それぞれ京都守口線、国道1号（京阪国道）、茨木寝屋川線の幹線道路が走り、交通の利便性が高く、多くの物流関連会社がある中で、木屋元町公園は、貴重な緑地空間を提供しています。また、池田北町、豊里町には、民間の高層住宅が並んでいます。

景観整備の方向

淀川周辺の古代の歴史と面影を伝えるまち

景観形成の基本目標

<自然>

- 京都・大阪を繋ぐ淀川、平行して流れる幹線水路、淀川から流入している寝屋川導水路、中小河川の魚の生息環境の調査・研究施設の大阪府立水生生物センター養魚池などの水際景観を活かすまち
- 寝屋川導水路と南北に二十箇水路が交差して流れ、南に寝屋川第三水路、北の旧集落地付近を寝屋川第一水路、さらに北側に支線水路が流れるなど自然空間と水際景観を活かしたまち

景観形成に向けた誘導基本方針

- 自然景観に水を活かす。
 - ・ 淀川と一体となった沿川の豊かな自然の活用
 - ・ 淀川堤防敷からの丘陵の眺望の確保
 - ・ 幹線水路沿いの修景、桜並木の保全
 - ・ 寝屋川導水路沿川の緑化の推進
 - ・ 二十箇水路沿や木屋元町公園の緑の活用
 - ・ 水路などでの親水空間の充実

<歴史・文化>

- 古代からの淀川の水との戦いの歴史を偲び、中世の京都、大阪を結ぶ旧京街道のロマンの歴史景観にふれあうまち
- ・ 中世の荘園の名を残す郡、三井、田井、木屋、石津、太間、平池あたり一帯の水利の守護神として祀られている鞆呂岐神社、古くは淀川の木材の集散地であった木屋の古いまちなみなど歴史的景観を守るまち

- 歴史の薫りを演出する。
 - ・ 太間天満宮などの社寺や茨田堤、旧集落地などの歴史的資源の活用
 - ・ 旧京街道の再現や散策路としての整備の推進
 - ・ 鞆呂岐神社の社寺、史跡となっている寄進の鳥居、保存樹（楠木2本）がある社寺林、木屋の古いまちなみ、この北側に広がる田園風景などの活用

<人工・都市>

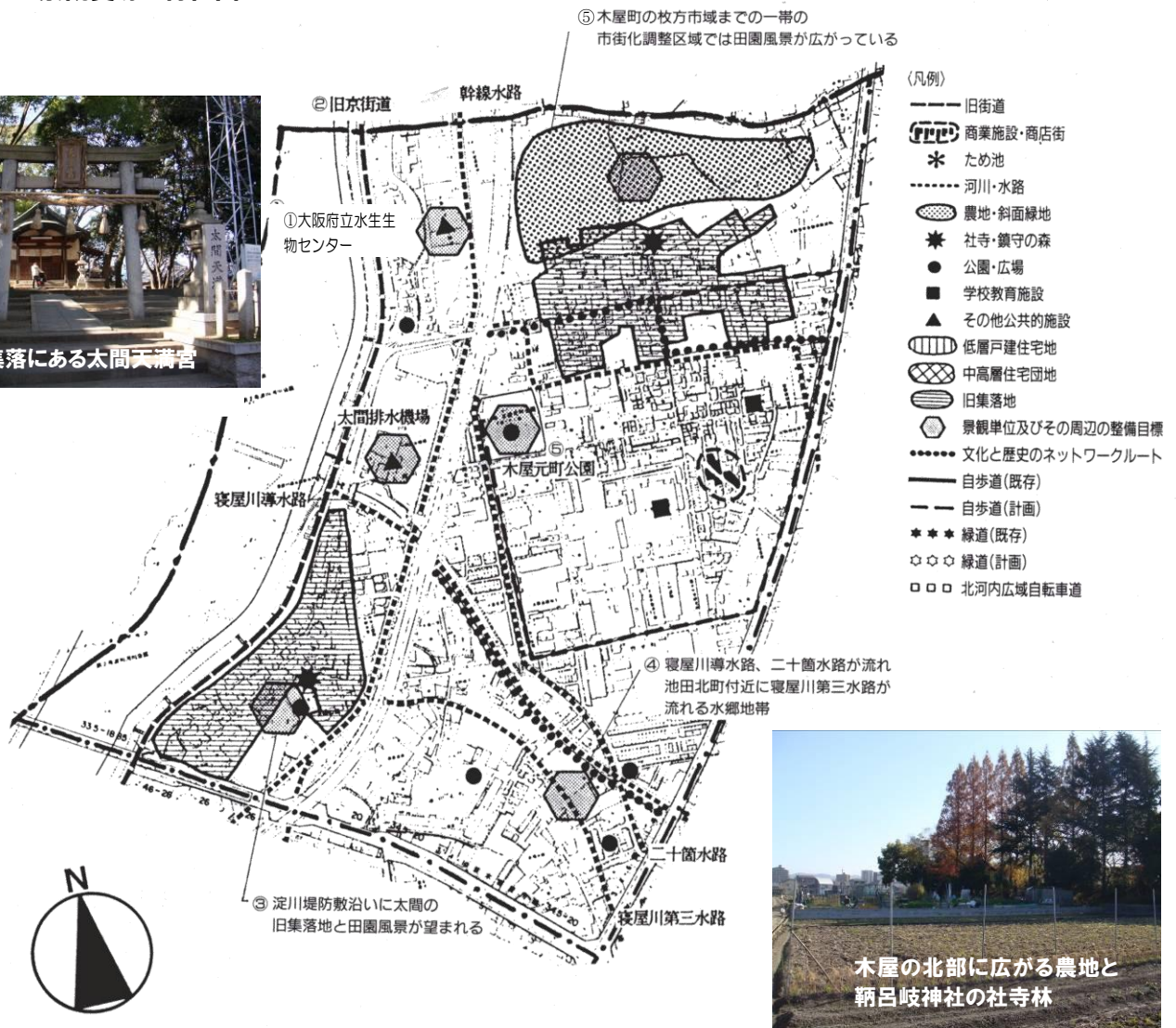
- 淀川河川公園に広がる美しく広大な芝生と幹線道路を活かした活力あるまち
- 幹線道路と調和のとれたシティゲートに相應しいまち

- 調和のとれたシティゲートに相應しい景観を整える。
 - ・ 淀川河川公園に広がる大規模緑地、太間公園の植栽の緑の活用
 - ・ 国道1号（京阪国道）、京都守口線、茨木寝屋川線の沿道及び交差部における景観の演出
 - ・ 流通業務施設などの建物に緑が映える演出

景観資源と特性図



太間の旧集落にある太間天満宮



木屋の北部に広がる農地と
靱呂岐神社の社寺林

■景観基本単位

名称	<旧集落地>太間町	<旧集落地>木屋
景観整備の目標	<ul style="list-style-type: none"> ○旧京街道沿いの歴史景観を守り育てる。 ・旧京街道沿いの旧集落のたたずまい、社寺などの歴史的景観及び公園の美しい芝生・植栽の緑、幹線水路の桜並木などの緑を住宅のまちに活かす。 	<ul style="list-style-type: none"> ○府道沿いの古いまちなみ、北側に広がる田園風景を守り、育てる。 ・靱呂岐神社、本信寺などの社寺周辺に建ち並ぶ古いまちなみを大切に、活かす。
活用する景観資源	<ul style="list-style-type: none"> ○歴史の散策路として旧京街道（淀川堤防上）を活用 ○旧集落のたたずまい、社寺の緑の活用 ○公園の植栽の緑、幹線水路沿いの桜並木の活用 ○国道1号（京阪国道）や幹線水路沿いの緑の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○歴史に親しめる散策路として活用 ○木屋交野線などを歩行者にやさしい道路として活用 ○旧家、古いまちなみの活用 ○田園風景の活用 ○社寺林の活用 ○支線水路の活用

【エリアの特性】

＜自然＞

市街地の中に水路が流れるまち

摂南大学の校庭の西側に寝屋川第四水路、国道1号（京阪国道）沿いに点野第一水路、第八中学校の校庭の南側に仁和寺第一水路が流れ、これらの水路が仁和寺点野線付近で合流し、寝屋川第五水路として流れています。

＜歴史・文化＞

鷹狩を禁制した野である歴史を有するまち

点野（点野三丁目）及び葛原（葛原二丁目）の旧集落が位置しています。木屋門真線沿いには、菅原神社（池田中町）の社寺林、西寝屋川高校横に菅原神社（葛原二丁目）の社寺林があります。

仁和寺4号線及び寝屋川第五水路沿いは歴史の面影を残すルートとなっています。

＜人工・都市＞

淀川沿いの幹線道路に囲まれた業務・文教施設が集積するまち

国道1号（京阪国道）や京都守口線、茨木寝屋川線、（都）千里丘寝屋川線などの幹線道路に囲まれ、それらの沿道には、数多くの工場・業務施設が集積しています。

池田中町には摂南大学が、点野五丁目及び葛原二丁目には西寝屋川高校、第八中学校、点野小学校の文教施設があります。

景観整備の方向

淀川河川沿いに広がる産業・住宅のまちに文化の香り自然の感じられる界隈性のあるまち

景観形成の基本目標

景観形成に向けた誘導基本方針

＜自然＞

- エリアの北側に池田第一水路、摂南大学付近に寝屋川第四水路、西側の旧集落地沿いに点野第一水路、その南側の中学校・高校沿いに仁和寺第一水路などが流れる水際空間を活かすまち

- 水路を活かす。
・ 水路の親水性を向上し、景観資源として活用

＜歴史・文化＞

- 古代の天皇の鷹狩場、近世の旧京街道などの歴史を持つ点野の旧集落、葛原の旧集落、菅原神社（池田中町、葛原二丁目）など歴史的な景観を活かすまち

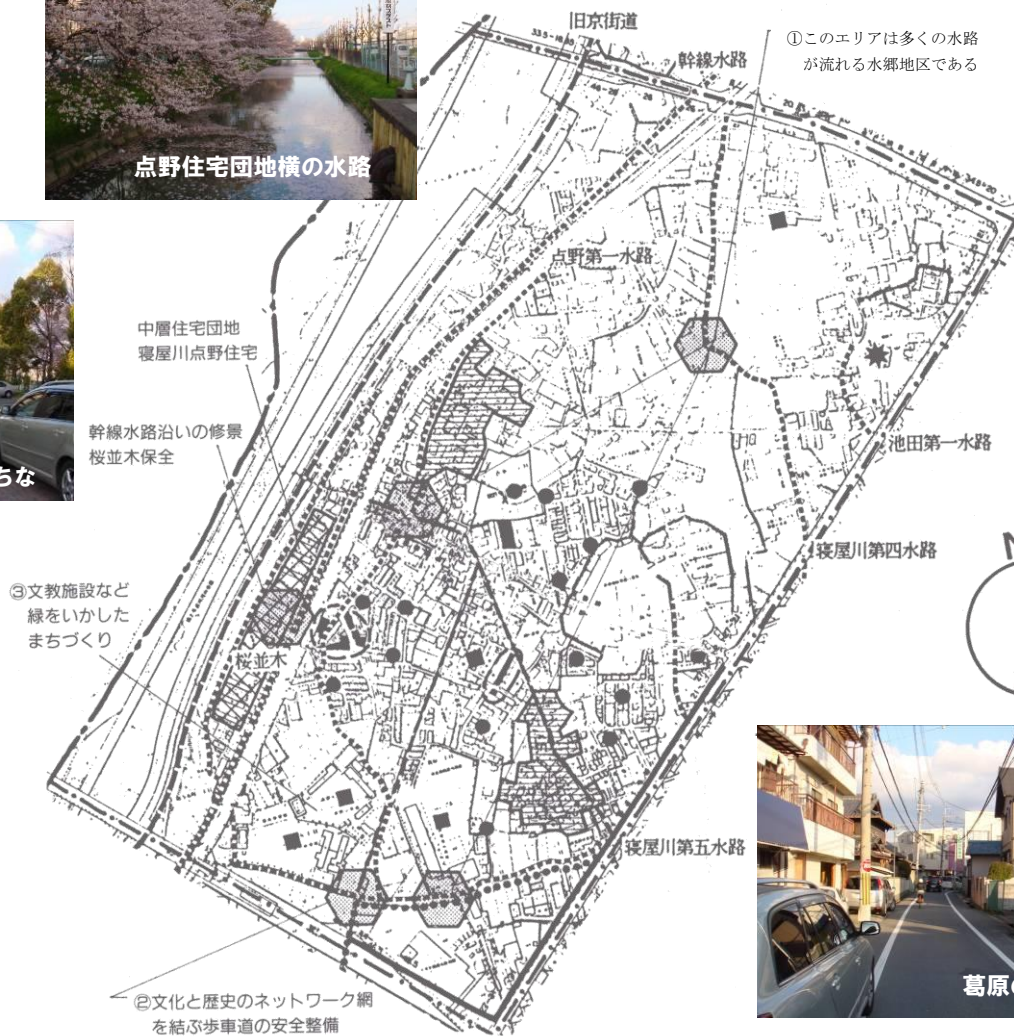
- 歴史の香りを大切にする。
・ 点野・葛原の旧集落の景観や付近に残された田園風景の活用
・ 社寺や社寺林の緑と付近のまちなみとの調和

＜人工・都市＞

- 幹線道路に囲まれた業務・工場などと、大学、小・中・高校などの教育施設や住宅地などが調和する界隈性のあるまち

- 調和のとれた住・工・文教の界隈性のあるまちとする。
・ 住み・働き・遊ぶなど多様な機能が融合した界隈性の演出
・ 工場・事業所などの建物に緑が映える演出
・ 周辺市街地と調和する幹線道路沿道景観の誘導

景観資源と特性図



- (凡例)
- 旧街道
 - PPP 商業施設・商店街
 - * ため池
 - 河川・水路
 - 農地・斜面緑地
 - ★ 社寺・鎮守の森
 - 公園・広場
 - 学校教育施設
 - ▲ その他公共施設
 - ||||| 低層戸建住宅地
 - ||||| 中高層住宅団地
 - ||||| 旧集落地
 - 景観単位及びその周辺の整備目標
 - 文化と歴史のネットワークルート
 - 自歩道(既存)
 - 自歩道(計画)
 - *** 緑道(既存)
 - ☆☆ 緑道(計画)
 - 北河内広域自転車道



■景観基本単位

名称	<旧集落地>点野(点野3丁目)	<旧集落地>葛原(葛原2丁目)	<中層住宅団地>寝屋川点野住宅
景観整備の目標	○古代の天皇の鷹狩場、近世の淀川堤(文禄堤)の旧京街道などを偲ぶ歴史を守り育てる。 ・集落地内の細い道、水路沿いの古いまちなみを大切にする。	○対馬江点野線の沿道で即園寺付近の旧集落地や田園風景を守り育てる。 ・集落地内の細い道、田園風景を大切にする。	○中層住宅団地に水辺の公園と緑を活かす。 ・淀川河川公園(緑地)の美しい芝生、幹線水路の桜並木などの緑を中層住宅団地に活かす。
活用する景観資源	○古いまちなみの活用 ○水路の活用 ○生産緑地の活用 ○対馬江点野線などを歩行者に優しい道路として活用	○古いまちなみの活用 ○生産緑地の活用 ○社寺や社寺林の活用 ○寝屋川第五水路沿い通路などを水際の散策路、歴史に親しめるルートとして活用	○旧京街道(淀川堤防上)を歴史散策路として活用 ○淀川堤防と団地間の水路の活用 ○公園の芝生、幹線水路沿いの桜並木の活用 ○国道1号(京阪国道)沿いの緑の活用

【エリアの特性】

＜自然＞

淀川が流れる広大な芝生で水辺に親しめるまち

淀川河川公園（緑地）は、淀川の流れを背景とし、広大な美しい芝生が市民のレクリエーションの場となっています。

国道1号（京阪国道）沿いには、平行して幹線水路が流れ、その水路沿いの桜並木は、春は桜の名所の一つとなっています。また、仁和寺本町二・三丁目の旧集落地の中を寝屋川第六水路が流れています。

＜歴史・文化＞

昔の大阪と京都を結ぶ人の往来と旧街道筋の古いまちなみが残るまち

仁和寺本町四・五丁目のまちなかの道筋には、創建は室町時代の初期と言われ、延宝2（1674）年6月の仁和寺堤防の決壊に際して現地に移された仁和寺氏神社があります。

このような古い歴史がある淀川の堤防上には旧京街道が通っていました。

また、仁和寺本町二・三丁目付近の仁和寺3号線沿いには、比較的古いまちなみが残されています。

＜人工・都市＞

幹線道路が交差する西南部玄関口のまち

淀川に沿って国道1号（京阪国道）が、さらに京都守口線が南北に縦貫するとともに、一部供用された（都）千里丘寝屋川線や淀川を跨ぐ烏飼仁和寺大橋があります。これらの幹線道路沿いには、工場や自動車展示場、流通業務施設などが立地し、物流・交通の道としての役割も果たしています。

淀川河川敷沿いに、中層住宅団地や民間の高層住宅も立地しています。

景観整備の方向

淀川の水と淀川河川公園の芝生に映える西南方向のシティゲート

景観形成の基本目標

景観形成に向けた誘導基本方針

＜自然＞

●京都と大阪を繋ぐ淀川、平行して流れる幹線水路、淀川堤防と公的中層住宅団地間の水路、仁和寺本町二・三丁目の旧集落地内を流れる寝屋川第六水路など、水や水際景観を活かすまち

- 河川、水路を活かす。
 - ・淀川と一体の豊かな芝生の活用
 - ・淀川堤防敷から丘陵の眺望を確保
 - ・幹線水路沿いの修景、桜並木の活用

＜歴史・文化＞

●仁和寺堤防の決壊で、現地に移された仁和寺氏神社や近世の京都と大阪を結ぶ旧京街道、仁和寺本町二・三丁目付近の古い民家、古いまちなみなどの歴史的景観や資源を活かすまち

- 歴史の香りを演出する。
 - ・仁和寺氏神社や旧家、古いまちなみなどの歴史的資源の活用
 - ・旧京街道沿いに残る歴史的景観資源の活用

＜人工・都市＞

●隣接市からの玄関に位置する国道1号（京阪国道）や京都守口線、烏飼仁和寺大橋、（都）千里丘寝屋川線などの沿道を活かした玄関口に相應しいまち

- 玄関口に相應しい景観を形成する。
 - ・工場、流通業務施設などの建物に緑が映える演出
 - ・国道1号（京阪国道）、京都守口線、（都）千里丘寝屋川線の沿道景観の演出
 - ・淀川の水辺と調和する住宅地の演出

景観資源と特性図



■景観基本単位

名称	<旧集落地>仁和寺本町3丁目	<低層戸建住宅団地>仁和寺本町5丁目	<公的中層住宅団地>寝屋川仁和寺住宅
景観整備の目標	<ul style="list-style-type: none"> ○旧京街道沿いの歴史的景観を守り育てる。 ・旧京街道（淀川堤防上）に通じる仁和寺3号線や寝屋川第六水路沿いに残る比較的古いまちなみを大切にす。 	<ul style="list-style-type: none"> ○会社の社員用として建てられた戸建住宅団地に水辺の公園と緑を活かす。 ・淀川河川公園（緑地）の美しい芝生や幹線水路の桜並木、社寺林の緑などを戸建住宅団地に活かす。 	<ul style="list-style-type: none"> ○中層住宅団地に水辺の公園と緑を活かす。 ・淀川河川公園（緑地）の美しい芝生や幹線水路の桜並木などの緑を中層住宅団地に活かす。
景観資源の活用と整備事例	<ul style="list-style-type: none"> ○仁和寺3号線や寝屋川第六水路に残る比較的古いまちなみを散策路沿いのまちなみとして活用 ○仁和寺点野線などを歩行者にやさしい道路として活用 ○旧家、古いまちなみの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○民地の豊かな植栽の緑、生け垣の緑の活用 ○国道1号（京阪国道）や幹線水路沿いの緑の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○歴史散策路として旧京街道（淀川堤防上）を活用 ○淀川堤防と住宅団地間の水路の活用 ○公園の芝生、幹線水路沿いの桜並木の活用 ○国道1号（京阪国道）や幹線水路沿いの緑の活用

【エリアの特性】

<自然>

古川など多く水路が流れる水際のまち

古川や寝屋川第七・第八水路など多くの水路が住宅地内を流れ、その活用が望まれます。

<歴史・文化>

旧集落・街道筋を守り育てるまち

中央を東西に旧交野街道（太秦黒原線）が通り、その道筋の対馬江西町、高柳四・六丁目付近に旧集落地が位置しています。

また、黒原城内町の宝町黒原線や神田黒原線、仁和寺黒原線のまちなみは、旧集落の面影が残っています。

<人工・都市>

幹線道路の整備を活かしたまち

北西部のエリア境界に京都守口線が通り、その道路沿いには工場、自動車展示場、流通業務施設などが立地しています。（都）千里丘寝屋川線や（都）梅が丘黒原線の整備により、沿道には建物が建ち並ぶなど、まちなみが増えています。

また、総合センター、池の里市民交流センター、第九中学校、西、啓明、和光小学校など多くの教育施設が位置するとともに、池田北住宅地区や高柳地区の公営住宅の建て替えなどにより、まちの様相も変わりつつあります。

景観整備の方向

街道筋であった歴史を大切に、幹線道路と水を活かしたうらおいと活気を育むまち

景観形成の基本目標

景観形成に向けた誘導基本方針

<自然>

●かつての水運・物流の道であった古川、「ひだな」のあった寝屋川第七・第八水路、対馬江第一水路、黒原第一水路などの水際を活かしたまち

●河川、水路を活かす。
・古川、寝屋川第七・第八水路、対馬江第一水路 黒原第一水路などかつての水郷地として面影を大切にしながら水を演出

<歴史・文化>

●旧交野街道沿いの対馬江、黒原の旧集落地、高柳天満宮の社寺、社寺林を活かし、古くは物資運搬の水路であった古川などの歴史が感じられるまち

●歴史を感じられるよう演出する。
・高柳天満宮などの社寺、社寺林、対馬江、黒原の旧集落地などの歴史的資源の活用
・寝屋川第七水路沿いの「ひだな」や旧交野街道、かつての水運路であった古川などを歴史資源として活用

<人工・都市>

●公営住宅団地の緑や小・中学校校庭の緑、生産緑地の緑などを活かすとともに、（都）千里丘寝屋川線や（都）梅が丘黒原線の整備を活かした活性化をめざすまち

●幹線道路に通ずる緑豊かなうらおいと活気のあるまちにする。
・公的住宅の緑化の推進
・小・中学校校庭の緑化の推進
・生産緑地の活用
・幹線道路沿いのまちなみの誘導

景観資源と特性図

③池田西町、葛原新町付近の
池田北住宅地区都市居住更新事業



- (凡例)
- 旧街道
 - ☐ 商業施設・商店街
 - * ため池
 - 河川・水路
 - 農地・斜面緑地
 - ★ 社寺・鎮守の森
 - 公園・広場
 - 学校教育施設
 - ▲ その他公共施設
 - ▨ 低層戸建住宅地
 - ▩ 中高層住宅団地
 - ▭ 旧集落地
 - 景観単位及びその周辺の整備目標
 - 文化と歴史のネットワークルート
 - 自歩道(既存)
 - - 自歩道(計画)
 - *** 緑道(既存)
 - ☆ ☆ 緑道(計画)
 - □ □ 北河内広域自転車道

■ 景観基本単位

名称	<旧集落地>対馬江東、西町、高柳4、6丁目	<旧集落地>黒原城内町
景観整備の目標	○旧交野街道付近の対馬江旧集落に残る正月行事である「しょうごん」などの伝統行事を大切にする。 ・古い民家、社寺などの古いまちなみと付近の田園風景を守り・育てる。	○旧交野街道南側の黒原旧集落地の古いまちなみを守り・育てる。 ・旧集落地付近の水辺を大切にする。
活用する景観資源	○古いまちなみの活用 ○社寺や社寺林の活用 ○田園風景の活用 ○歴史に親しめる散策路として旧交野街道を活用	○社寺、古いまちなみの活用 ○水路の流水の確保 ○歴史に親しむ散策路として古いまちなみを活用

【エリアの特性】

＜自然＞

寝屋川導水路や河川の水際を活かすまち

エリアの境界部を寝屋川導水路や天井川の南前川が流れています。エリアのやや西側を南北に流れる郡第一水路は、国道 170 号の南側で友呂岐水路となり、現在は暗渠化され、拡幅整備により自歩道を設けた八坂松屋線となっています。

また、寝屋川第一、第二水路がエリア内を南北に流れ、それぞれ寝屋川導水路や暗渠化された友呂岐水路に流れ込んでいます。

＜歴史・文化＞

旧街道や旧集落地の面影が僅かに残るまち

旧河内街道（国道 170 号）沿いの田井町に旧集落地がありました。市街地の中に埋没しつつあります。付近には、弘法井戸の井戸屋形があります。

＜人工・都市＞

鉄道駅周辺や大型商業施設の立地でにぎわう市の北の玄関のまち

香里園駅周辺は、(都)香里駅前線の整備により、駅西側では、商業・業務ビルや中高層住宅の建設が続いています。また、木屋交野線の沿道には商業施設が集積し、松屋町には高層住宅も立地しています。

また、緑町には、大型店舗が古くに立地し、周辺には飲食店などが集積し、さらに、水路の暗渠化により拡幅整備された八坂松屋線沿道の工場跡地などにおいても、高層住宅や大型店舗が進出してきています。

景観整備の方向

香里丘陵の住宅地を背景に鉄道駅、大型店舗などにより躍動するまち

景観形成の基本目標

景観形成に向けた誘導基本方針

＜自然＞

- 今も残る水路の景観や八尾枚方線沿道に残る高木の緑を活かす自然景観のあるまち

- 残された自然を活かす。
 - ・ 学校の校庭の緑や水路の水際景観の活用
 - ・ 道路敷に残された大きな高木の緑をアイストップとして活用

＜歴史・文化＞

- 市街地の中に埋没しつつある旧集落地の景観を活かし、旧河内街道の歴史が感じられるまち

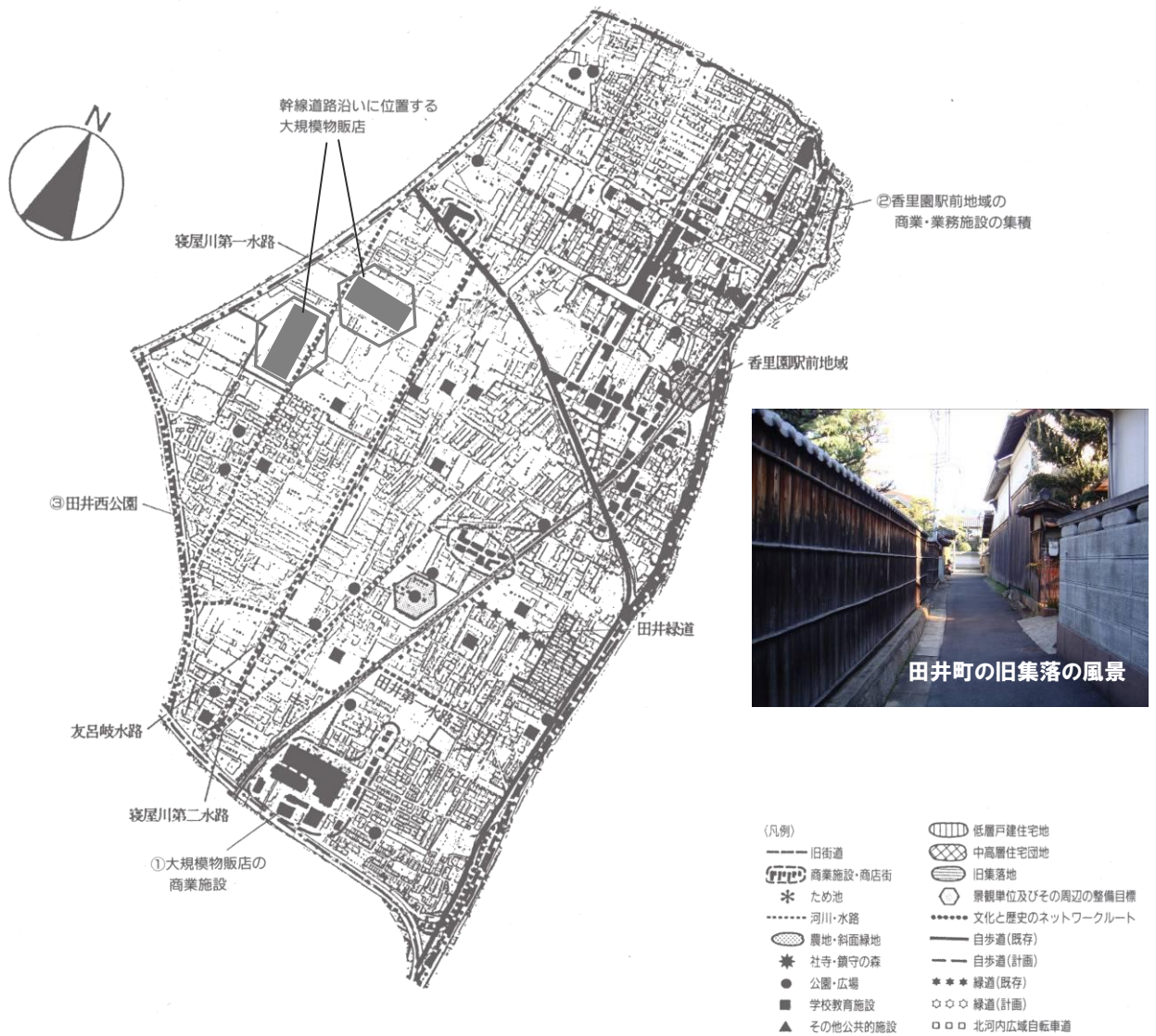
- 歴史を感じられるよう演出する。
 - ・ 今も残る歴史資源の活用
 - ・ 旧河内街道がわかるように演出

＜人工・都市＞

- 大型店舗や香里駅前線などの都市基盤整備を活かした活性化をめざすとともに、快適な住環境の創出と市の北の玄関口に相応しいまち

- 市の北の玄関に相応しい景観を整える。
 - ・ 大型店舗や高層住宅などの建物に緑が映える演出
 - ・ うるおいの空間がある住環境の創出
 - ・ 香里園駅前における都市基盤施設や建物の整備による市の玄関としての景観の形成

景観資源と特性図



■景観基本単位

名称	<旧集落地>田井町
景観整備の目標	○旧河内街道（国道 170 号） かつての前川の堤の裾の歴史的景観を守り育てる。 ・集落地内の細い道の両側の古いまちなみ、緑町香里線沿いの僅かな古いまちなみを大切にする。
活用する景観資源	○古いまちなみの活用 ○校庭の緑の活用 ○緑町香里線沿いの商業地域と旧集落景観の調和

【エリアの特性】

＜自然＞

河川が合流し、水と緑の道があるまち

エリア内には寝屋川導水路や寝屋川が流れ、淀川の源水を導水路・寝屋川浄化ポンプ場を経て、寝屋川に放流しています。

寝屋川河川敷には、低木のヒラドツツジが見られ、友呂岐緑地には、水と緑の自然空間があります。

エリアの西側を通る京都守口線の沿道では、工場、倉庫、住宅、商業施設などが混在する中に生産緑地も残されています。

＜歴史・文化＞

池田の低湿地帯にできたまち

古くは低湿な池がしだいに埋まり、その後、人工的に埋めたてた水田地に発生したまちです。

田園地帯の中の集落には、野神さんや社寺が点在しています。

江戸時代の初期、市の西部一帯の水利に多大な功績を残した喜多家第六代の喜多重勝の墓碑もあります。

＜人工・都市＞

寝屋川より西地域を展望できるまち

寝屋川の西側には、友呂岐緑地、池田1号公園、また、南北に多くの中小河川が流れ、公共施設として、寝屋川浄化ポンプ場、寝屋川消防署、桜、池田、石津小学校などの施設が点在しています。倉庫や住宅などが建て込んでいますが、まだ、生産緑地も残されています。

また、エリア南側の境界部を（都）池田秦線が通り、市の東西地域を結ぶ幹線道路としての役割を果たしています。

景観整備の方向

水郷地の特性を活かしたうるおいと基幹的な道路沿いに活気を育むまち

景観形成の基本目標

景観形成に向けた誘導基本方針

＜自然＞

- 寝屋川導水路や寝屋川、石津第二水路、二十箇水路、友呂岐水路、寝屋川第三・第四水路、池田第一水路、支線水路、古川など水路空間を大切にしまち

- 水路・水辺をいかす。
- ・水路・水辺空間の活用
- ・寝屋川第三水路、支線水路などにおける親水空間としての演出

＜歴史・文化＞

- 古代の茨田池の故池、古川の最上流地の低湿な池が埋まった説などの歴史を持つ池田（池田一・二丁目、池田本町）、石津元町の旧集落、若宮八幡宮の社寺や社寺林などの歴史景観を活かすまち

- 歴史の香りを大切にす
- る。
- ・池田、石津元町の旧集落、付近の水路沿いの緑地、付近に残された田園風景などの活用
- ・社寺や社寺林の歴史景観の活用

＜人工・都市＞

- 幹線道路沿いの業務・工場などの働く場や暮らしの場として、水路・河川の水辺を活かしたうるおいを育むまち

- 幹線道路沿いに活気をもたらす、住宅地に水と緑のあるまちをつくる。
- ・幹線道路沿道の工場・事業所などの建物に緑が映える演出や美しいまちなみ形成の誘導
- ・住宅地内の水路・河川の水際空間や緑地・公園などの緑を活用したうるおいの創出

景観資源と特性図



■ 景観基本単位

名称	〈水の合流〉桜木町・石津南町付近	〈旧集落地〉石津元町	〈旧集落地〉池田1, 2丁目	〈旧集落地〉池田本町
景観整備の目標	○河川が合流する付近の水際と友呂岐緑地、桜木町第2公園の植栽の緑が住宅地に映えるまち。	○寝屋川導水路、二十箇水路沿いの旧集落地の古いまちなみを守り育てる。 ・旧集落地付近の水辺を大切にする。	○古川の最上流地にある旧集落、水路と民地の緑などの古いまちなみを守り育てる。 ・旧集落地付近の水辺を大切にする。	○古川、寝屋川第三・第四水路、付近の旧集落、水路と民地の緑など古いまちなみを守り育てる。
活用する景観資源	○寝屋川、寝屋川導水路、友呂岐水路、二十箇水路、石津第二水路の活用 ○緑地や公園の緑の活用	○水路の活用 ○古いまちなみや社寺、社寺林の活用 ○寝屋川導水路右岸線を水辺の景観を楽しむ散歩路として活用	○水路の活用 ○古いまちなみや民地の緑の活用 ○公園内の水路や緑を景観資源として活用	○水路の活用 ○古いまちなみや民地の緑の活用

【エリアの特性】

＜自然＞

水や緑の自然を活かして再生をめざすまち

駅に近く利便性もよく、急激に発展したまちで、低層共同住宅などが多く立地する密集住宅地区もありますが、寝屋川には親水公園として寝屋川せせらぎ公園が整備され、人々の憩いの場になっています。また、寝屋川よりも一段低い所にある友呂岐緑地は、緑が連なる自然豊かな憩いと散策の場となっています。

＜歴史・文化＞

旧街道が通る社寺が点在するまち

大利町には、境内に楠木の高木がある大利神社が位置し、寝屋川市駅から参道に至る道には商店街が形成されています。

また、古くは物資運搬のための重要な水路であった古川は、地域の中央を南北に蛇行しながら流れています。

この他、本行寺や長栄寺、行者堂などの古い社寺も点在し、旧交野街道が中央を東西に通っています。

＜人工・都市＞

市の中央玄関口としてにぎわうまち

産業振興センター（にぎわい創造館）やエスポアールなど多くの市民が利用する施設や成美小学校が立地しています。

また、池田大利地区の密集住宅地区においては、この地域を安心で、活気とうるおいのあるまちにするため、老朽木造建築物の建替え促進や主要生活道路などの基盤整備の推進により、良好な環境の住宅地づくりを進めています。

景観整備の方向

うるおいがあり、市民が憩い・集う市の中央玄関口のまち

景観形成の基本目標

景観形成に向けた誘導基本方針

＜自然＞

● エリアの東側を流れる寝屋川や寝屋川に沿って連なる友呂岐緑地、エリア中央を流れる寝屋川第五水路や古川などの水際や緑の景観を活かすまち

- 河川、水路をいかす。
 - ・ 寝屋川や友呂岐緑地を一带とした水と緑の帯としての活用
 - ・ 古川、寝屋川第五水路などを景観資源として活用

＜歴史・文化＞

● 市街地の中に埋没しつつある旧集落地、楠木の緑が美しい大利神社、旧交野街道、古くは物資運搬の水路であった古川などの歴史の面影を活かしたまち

- 歴史を感じられるよう演出する。
 - ・ 歴史資源を結ぶ回遊路などによる演出
 - ・ 旧交野街道やかつて水運路であった古川の歴史がわかる演出
 - ・ 大利神社の社寺、旧集落地などの歴史的資源の活用

＜人工・都市＞

● 密集住宅地区における良好な住環境の創出とともに、市民や訪れる人々が憩い、集い、また、快適に買い物ができる市の中央の玄関口に相応しいうるおいやにぎわいのあるまち

- 市の中央の玄関口に相応しい景観を整える。
 - ・ 密集住宅地区の整備促進により創出されるうるおいのある空間の活用
 - ・ 駅前の商店街などにおけるにぎわいや界隈性の演出

景観資源と特性図

(凡例)

- 旧街道
- 商業施設・商店街
- * ため池
- 河川・水路
- 農地・斜面緑地
- ✳ 社寺・鎮守の森
- 公園・広場
- 学校教育施設
- ▲ その他公共的施設
- 低層戸建住宅地
- 中高層住宅団地
- 旧集落地
- 景観単位及びその周辺の整備目標
- 文化と歴史のネットワークルート
- 自歩道(既存)
- 自歩道(計画)
- *** 緑道(既存)
- ◇◇◇ 緑道(計画)
- 北河内広域自転車道



高柳付近の古川沿いの風景



■ 景観基本単位

名称	<旧集落地>高柳1丁目
景観整備の目標	○旧交野街道沿いの歴史的景観を大切に守り育てる。 ・集落地内の細い道の両側の古いまちなみを大切にする。
活用する景観資源	○古いまちなみの活用 ○旧交野街道筋としての認識向上のための歴史資源の活用

【エリアの特性】

＜自然＞

寝屋川の水辺や施設の緑を活かすまち

エリアの東から西側境界部を南北に流れる寝屋川の河川敷にはヒラドツツジが見られ、また、親水公園として水辺で楽しみ、憩うことができる幸町公園や寝屋川せせらぎ公園が整備されています。

また、エリアには公共施設や学校など、植栽の緑を活かすことができる施設が多く立地しています。

＜歴史・文化＞

旧街道、社寺などの歴史を感じるまち

ほぼエリアの中央部を東西に旧交野街道が通るとともに、エリア内には高宮八丁遺跡や八坂神社の楠木、住吉神社などの社寺もあります。また、古くから駅を中心に形成された商店街もあります。

＜人工・都市＞

都市核づくりを指向するまち

市の中央玄関口である寝屋川市駅の東側に位置し、駅前には市街地再開発事業により駅前広場や再開発ビルが整備され、その周辺には商店街が広がっています。さらに、現在、寝屋川市駅東地区第二種市街地再開発事業や都市計画道路寝屋川駅前線の整備が進められています。

この他、エリアには景観に配慮し整備されたエリア中央部を東西に通る池田秦線や初本町公園とともに、市役所や中央小学校、寝屋川高校、大阪府立工業高等専門学校、大阪電気通信大学、大阪陸運支局など、多くの公共施設や教育施設などが立地し、行政、文教、業務など多様な機能が集積したうるおいのある空間があるまちです。

景観整備の方向

市や北河内地域の中心として、歴史を大切にしながら未来へ飛躍をめざすまち

景観形成の基本目標

景観形成に向けた誘導基本方針

＜自然＞

●大きく蛇行して流れる寝屋川や寝屋川に流れ込む南前川、寝屋川第十・第十一水路の水や水辺など、水際の景観を活かしたまち

●河川・水路をいかす。
・寝屋川や南前川と親水公園や川沿いの公園、公共施設や教育施設などの植栽の緑の活用
・水辺景観として寝屋川第十、第十一水路を活用

＜歴史・文化＞

●市街地の中に埋没しつつある旧家や旧集落地、消えつつある田園風景を大切にするとともに、社寺林を有する八坂神社やねやがわ戎としてにぎわう住吉神社、エリアを東西に横切る旧交野街道などを活かし、歴史が感じられるまち

●歴史的な空間を大切にし、歴史を感じられるよう演出する。
・八坂神社や住吉神社、旧集落地などの歴史的資源の活用
・旧交野街道、かつて水運路であった寝屋川、木田の囲い堤防などの認識向上をめざした演出

＜人工・都市＞

●市や北河内地域の中心として、多様な都市活動を通じ、未来へ飛躍をめざす、人々が親しみを持って集えるまち

●市の中央玄関口、市や北河内地域の中心に相應しい景観を整える。
・人々が集う駅前や市役所周辺、幹線道路の結節点などにおいて市の中央玄関口、市や北河内地域の中心に相應しい景観の形成を誘導

景観資源と特性図



③八坂神社には、市の保存樹の楠木の大き樹が茂っている



寝屋川



- (凡例)
- 旧街道
 - 商業施設・商店街
 - * ため池
 - 河川・水路
 - 農地・斜面緑地
 - * 社寺・鎮守の森
 - 公園・広場
 - 学校教育施設
 - ▲ その他公共施設
 - 低層戸建住宅地
 - 中高層住宅団地
 - 旧集落地
 - 景観単位及びその周辺の整備目標
 - 文化と歴史のネットワークルート
 - 自歩道(既存)
 - 自歩道(計画)
 - *** 緑道(既存)
 - ☆☆☆ 緑道(計画)
 - 北河内広域自転車道

■景観基本単位

名称	<旧集落地>平池町	<旧集落地>木田町
景観整備の目標	○旧家や古いまちなみなど歴史的景観を守り育てる。 ・安政5年の旧家や残されている古いまちなみ、旧家にある600年経た楠木の老樹などを大切にする。	○旧交野街道の南側の旧家、旧集落地、田園風景など歴史的景観を守り育てる。 ・旧集落と田園風景を大切にする。
活用する景観資源	○旧家、古いまちなみの活用 ○旧家の楠木など民地の植栽の緑の活用 ○回遊性の演出などによる歴史資源の活用	○旧家、古いまちなみの活用 ○社寺、社寺林の活用 ○田園風景の活用 ○水際空間の活用 ○緑豊かな憩いの空間の演出による緑資源の活用

【エリアの特性】

＜自然＞

河川や水路が流れる田園風景を活かすまち

エリア西側を古川が、東側を寝屋川が、そして寝屋川に平行して友呂岐水路が流れています。友呂岐水路沿い連なる友呂岐緑地は、高木樹や桜並木があり、春は桜の名所となっています。また、東神田町付近には、生産緑地が残されています。

この他、寝屋川第九水路や神田第一、第二水路が流れ、改修された水路が神田地区の水田の中を通るなど、河川や水路が流れる田園風景を活かすことができるまちです。

＜歴史・文化＞

密度の高い市街地の中に旧集落地の残るまち

上神田一丁目には、通称「千年楠（大阪府指定天然記念物）」と呼ばれる大楠をはじめ、保存樹（楠木4本、イチョウ1本）がある神田天満宮の立派な社寺林があります。

また、神田地区は、東に寝屋川、西に古川が流れ、かつては水害も多く、囲い堤防が造られたり、その中の高低差を無くす耕地整理が行われています。このような歴史を有する神田地区では、住宅が密集する中に、上神田や中神田、下神田などの旧集落地が昔の面影を残しています。

＜人工・都市＞

友呂岐緑地と田園風景を活かすまち

萱島駅の北側に位置し、駅に近い利便性の良いエリアですが、田園風景が広がり、友呂岐緑地が連なるなど、豊かな緑があります。エリア内には、流域下水道萱島中継ポンプ場や第五中学校、神田小学校があり、御幸西地区の府営住宅も建て替えられています。また、エリア北側境界部を東西に（都）梅が丘黒原線が通り、沿道の活性化が期待されています。

景観整備の方向

水の歴史を未来につなぐ市の南玄関のまち

景観形成の基本目標

景観形成に向けた誘導基本方針

＜自然＞

● エリアの東側を流れる寝屋川や友呂岐水路に沿って連なる友呂岐緑地、エリアの西側を流れる古川、中央の旧集落地沿いの寝屋川第九水路や田園の中を縦横に流れ支線水路など、水と水際景観を活かすまち

- 河川、水路を活かす。
 - ・ 寝屋川や友呂岐緑地、友呂岐水路を一体にした水と緑の帯として活用
 - ・ 固有の風情を大切にし、魚の生態系にも配慮した水路の活用
 - ・ 古川の水路空間の活用

＜歴史・文化＞

● 寝屋川第九水路や支線水路網が縦横に流れる田園の中に位置する旧集落地や千年楠がある神田天満宮、かつては物資運搬の水路であった古川の水運などの歴史を感じることができるまち

- 固有の風情のある旧集落地、社寺、社寺林など歴史的資源を大切にす。
 - ・ この地に残る歴史資源の活用による歴史を感じることができるまちの演出

＜人工・都市＞

● エリアの東側の友呂岐緑地やエリアの西側の公営住宅団地周辺道路の緑、中央部に残された生産緑地の田園風景などを活かし、市の南の玄関口として、緑豊かでうるおいのあるまち

- 市の南の玄関口として緑豊かでうるおいのあるまちにする。
 - ・ 生産緑地の活用
 - ・ 友呂岐緑地や住宅団地周辺道路の植栽などの緑の活用

景観資源と特性図



■景観基本単位

名称	<旧集落地>上神田	<旧集落地>中神田	<旧集落地>下神田
景観整備の目標	○千年楠がある神田天満宮や旧集落地に残る古いまちなみなどを守り育てる。 ・集落地内に残る古いまちなみを大切にす。	○水郷地固有の歴史的景観を守り育てる。 ・集落地内の傾斜橋や水屋などの固有の古いまちなみを大切にす。	○鉄道駅近くの貴重な古いまちなみを大切にす。
活用する景観資源	○古いまちなみの活用 ○古いまちなみと一体となった社寺、社寺林の活用 ○回遊性の演出などによる歴史資源の活用	○傾斜橋、水屋などの固有の古いまちなみの活用 ○寝屋川第九水路や縦横に流れる水路固有の風情や水際の活用	○古いまちなみの活用 ○回遊性の演出などによる歴史資源の活用

【エリアの特性】

＜自然＞

寝屋川に讃良川が合流するまち

寝屋川が西側のエリア境界から南側に蛇行して流れ、下流部で讃良川と合流しています。エリアの南側境界部を流れる友呂岐水路沿いは、美しい桜並木となっています。

緑豊かな緑道の整備や密集住宅地の建て替えにより、寝屋川第十水路を活用したからくる親水公園の整備など水辺や緑に親しむ環境づくりを進めています。

＜歴史・文化＞

囲い堤防が築かれた歴史をもつまち

旧木田村は、かつては寝屋川の川床の一部で、領内はかなりの高低差がありました。沼地が多い南方は、高所の土砂を埋めながら耕地をつくり、村の周囲には外からの水を防ぐための囲い堤防を築き、その堤防内に市街地が形成されてきました。

萱島駅の下には萱島神社があり、この神社の貴重な大楠が駅の連続立体交差事業による高架後も残されています。

＜人工・都市＞

市の南の玄関口としての整備をめざすまち

萱島駅の東側に位置し、駅に近い利便性の良いエリアです。エリア東側境界部を通る八尾枚方線や北側境界部を通る（都）梅が丘黒原線沿いは、流通業務施設や工場、大型店舗などが立地し、エリア中央部を太秦萱島線が南北に通っています。この他、市民体育館やからくる親水公園、南コミュニティセンター、中木田中学校、木田、南小学校などがあり、萱島東地区の密集住宅地区では、安心で、活気とうるおいのあるまちにするため、老朽木造建築物の建替え促進や主要生活道路などの基盤整備の推進により、良好な環境の住宅地づくりを進めています。

景観整備の方向

木田の囲い堤防などの歴史を大切にしながら、未来につながる市の南玄関のまち

景観形成の基本目標

景観形成に向けた誘導基本方針

＜自然＞

● エリアの西側から南側を流れる寝屋川や南側を流れる友呂岐水路、エリアの中央部を太秦萱島線と交差しながら流れる寝屋川第十水路などの水際景観を活かしたまち

- 河川、水路を活かす。
 - ・ 寝屋川の河川空間や沿川の道の活用
 - ・ 寝屋川第十水路と太秦萱島線の街路樹が一体となった景観の活用

＜歴史・文化＞

● 木田の囲い堤防や（都）梅が丘黒原線の南側の旧集落地、鉄道駅舎内に残された大楠や萱島神社、かつては物資が運搬された寝屋川などの歴史を感じることができるとまち

- 歴史を感じられるよう演出する。
 - ・ 囲い堤防が築かれた歴史の活用
- 旧集落地、社寺、大楠など歴史的資源の活用
 - ・ 水運路であった寝屋川の歴史を感じることができるとまち

＜人工・都市＞

● 鉄道駅付近の商店街のにぎわいづくりや密集住宅地区の整備などにより、市の南の玄関口として、にぎわいとうるおいのある空間があるまち

- 市の南の玄関口にふさわしい景観を整える。
 - ・ 工場、教育施設、商業施設、住宅地などにおける界限性の演出
 - ・ 密集住宅地区における安心・安全で快適な住環境整備に伴ううるおい空間の創出
 - ・ 市の南の玄関口としてまとまりのある景観の演出

景観資源と特性図



①中木田町付近には、南北に寝屋川第十水路が流れている

②下木田町付近には、寝屋川第十水路が流れ木田元宮水路跡地を利用した緑道計画



③萱島東三丁目付近には、萱島東公園が一部暫定開放されている

- (凡例)
- 旧街道
 - 商業施設・商店街
 - * ため池
 - 河川・水路
 - 農地・斜面緑地
 - 社寺・鎮守の森
 - 公園・広場
 - 学校教育施設
 - ▲ その他公共施設
 - 低層戸建住宅地
 - 中高層住宅団地
 - 旧集落地
 - 景観単位及びその周辺の整備目標
 - 文化と歴史のネットワーク
 - 自歩道(既存)
 - 自歩道(計画)
 - *** 緑道(既存)
 - ☆☆☆ 緑道(計画)
 - 北河内広域自転車道

■景観基本単位

名称	<旧集落地>中木田	<旧集落地>下木田
景観整備の目標	○(都)梅が丘黒原線の南側の古いまちを守り育てる。	○京阪寝屋川車庫南側の旧集落地のまちなみを守り育てる。 ・旧集落地内の細い道の両側の古いまちなみと一体となった田園風景を大切にす。
活用する景観資源	○古いまちなみと周辺に残された生産緑地の活用 ○緑道(木田3号線、木田5号線)の緑の活用 ○公園の植栽の緑の活用	○古いまちなみと周辺に残された生産緑地の活用 ○密集住宅地区の整備により創出される快適な住環境とうるおいのある空間の演出と活用 ○寝屋川第十水路や太秦萱島線の街路樹などの水と緑の活用

【エリアの特性】

＜自然＞

多くの河川が合流し、遠くの山麓を望むまち

讃良東町より四條畷市域界の周辺は、田園風景が広がり、市街地のまちなみの中を讃良川や岡部川、楠根川が流れ、多くの河川が寝屋川に合流しています。生駒山系のやまなみを眺望できるところもあり、多くの河川の水辺とともに、市民のやすらぎを提供しています。

＜歴史・文化＞

条里制の名残を残すまち

もとは六軒のみの集落であったが、エリア中央に位置する新家の旧集落は、堀溝が北方のこの地に耕地を開き、集落を形成して名付けられたものと言われています。

また、この一帯は、昔の条里制（讃良郡様式）の名残りをとどめるところであり、古くは驚が多く集まり、驚打場の名も残っています。

讃良川左岸の堤防敷や南寝屋川公園の園路を経て堀溝の旧行基みちに至るルートは、歴史に親しむことができる散策路ともなっています。

＜人工・都市＞

公園と低層戸建住宅が建ち並ぶまち

各種の産業関連の施設が集積する中に、戸建住宅が多く建ち並ぶまちです。讃良東町にある南寝屋川公園は、市民に憩いの場を提供しています。この他エリアには、第7中学校や楠根小学校もあり、エリアを横断する第二京阪道路の沿道では、計画的なまちづくりの推進が期待されています。

景観整備の方向

条里制の面影を伝える田園風景を大切にし、河川や水路により界隈性を演出するまち

景観形成の基本目標

景観形成に向けた誘導基本方針

＜自然＞

● エリアの中を縦横に流れ、寝屋川に流れ込む楠根川や讃良川、岡部川、寝屋川第十一・第十二水路、南寝屋川公園内を流れる七曲がり水路などの河川や水路網を活かしたまち

- 河川・水路を活かす。
 - ・ 市街地の中を流れる河川・水路の水際空間の演出と活用
 - ・ 水辺に調和した市街地整備の誘導
 - ・ 田園地帯、公園の緑、堤が水辺の空間に映える演出

＜歴史・文化＞

● 讃良川沿いに位置する旧集落地や昔の条里制（讃良郡様式）の名残りを留める田園風景など歴史を感じるができるまち

- 歴史を感じられるように演出する。
 - ・ 旧集落地など歴史的資源の活用
 - ・ 条里制や旧山根街道などの歴史資源を活用

＜人工・都市＞

● 国道170号・国道163号沿いの戸建て住宅地、小・中学校などの教育施設、公園、田園風景などが調和した、うるおいの空間があるまち

- うるおいのある空間を大切にし、調和のとれたまちをつくる。
 - ・ 住宅地と工場・事業所・倉庫などの流通業務施設の調和
 - ・ 住宅地内の河川・水路を活用した緑化の推進
 - ・ 第二京阪道路の植樹帯や副道の活用などによる沿道と一体となったまちづくりの推進

景観資源と特性図



◎ 新家二丁目付近には讃良川、
寝屋川第十一水路が流れている

- (凡例)
- 旧街道
 - 商業施設・商店街
 - * ため池
 - 河川・水路
 - 農地・斜面緑地
 - 社寺・鎮守の森
 - 公園・広場
 - 学校教育施設
 - ▲ その他公共施設
 - 低層戸建住宅地
 - 中高層住宅団地
 - 旧集落地
 - 景観単位及びその周辺の整備目標
 - 文化と歴史のネットワークルート
 - 自歩道(既存)
 - 自歩道(計画)
 - *** 緑道(既存)
 - ◇◇◇ 緑道(計画)
 - 北河内広域自転車道

寝屋川第十一水路

讃良川

寝屋川第十二水路

岡部川

① 楠根南町付近を第二京
阪道路が通過



③ 讃良東町付近の
南寝屋川公園



■ 景観基本単位

名称	<旧集落地>楠根南町	<旧集落地>新家2丁目
景観整備の目標	○水の合流点付近の水際や中木の緑を活かした界隈性のあるまちとして守り育てる。 ・堤のアイストップとなっている中木の緑などを大切に する。	○讃良川の南側に残る僅かな旧集落地の古いまちなみと 田園景観を守り育てる。 ・集落地の背景に広がる生駒山系のやまなみの稜線を望 める視点場の確保と活用を図る。
活用する景観資源	○河川や水路の水際の活用 ○アイストップとなっている堤の中木の活用 ○住宅、事業所で形成される界隈性の演出と活用	○古いまちなみや周辺に残された生産緑地の田園風景の 活用 ○回遊性の演出などによる歴史資源の活用

【エリアの特性】

＜自然＞

寝屋川の流の中で田園風景に親しめるまち

市内を流れる寝屋川は、このエリアで清滝川と江蟬川が合流し、この後は市域を離れ、天満橋付近で旧淀川の流れとなります。

寝屋川第十二水路が堀溝の集落内の水田をうるおし、また、河北第二水路が流れる河北の用水路の周辺では、緑豊かな田園風景の広がりが見られます。また、このエリアには、深北緑地などの良好な自然の空間もあります。

＜歴史・文化＞

昔の大坂と大和の往来を忍ぶ旧街道のまちなみが残るまち

南部に位置する堀溝は、奈良朝時代の行基がつくったと言われる旧行基みちがあり、かつての大和地方と大坂の往来や江戸時代から明治にかけて水運路であった寝屋川の物資の集散地として栄えた猪鼻橋付近は、昔のまちなみの面影も残されています。

河北は、もとの深野池（ふこの）の池床であり、宝永年間（1710年頃）に開墾され、明治2年開墾者の屋号（河内屋源七の北新田）を略して河北と呼ぶようになったと言われ、昔の大坂と大和の往来を忍ぶ旧街道のまちなみや新田開墾により開けた田園風景が残るまちです。

＜人工・都市＞

高層住宅や新しい住宅が立地する市の南の玄関口のまち

堀溝付近は、旧家と戸建住宅が混在していますが、まちなみの緑がその調和を保ち、河北中町には、中規模の戸建住宅が開発されており、生け垣の緑が映えるまちです。寝屋川河北住宅が田園の中に建設され、高層住宅からは生駒山系が眺望できます。また、国道163号や国道170号は、隣接市からの玄関であり、道路沿いには、工業・流通施設などが立地しています。

景観整備の方向

旧街道の面影を伝える歴史と水際のまち

景観形成の基本目標

景観形成に向けた誘導基本方針

＜自然＞

- 寝屋川や讃良川、江蟬川などの水際景観を活かすまち

- 河川沿いの修景や緑化を図り、水と緑の自然空間を育む。
- ・河川護岸の修景や川沿いの道の演出
- ・水辺をつなぎ、水と公園の緑に親しめる環境や河川・水路の合流点における演出

＜歴史・文化＞

- かつての大坂と奈良を繋ぐ奈良街道沿いの旧集落のまちなみと鶯の関の史跡を活かした歴史的景観に親しむまち

- 鶯関神社や旧街道沿いの旧集落地のまちなみを大切にす。
- ・旧行基みちや鶯関神社などの歴史的資源の活用
- ・旧集落地の風景の活用と演出

＜人工・都市＞

- 深北緑地の広い緑の空間などを活かし、市の南の玄関口としてうるおいのあるまち

- 寝屋川の遊水地である深北緑地や周囲の田園風景を大切にす。
- ・周辺と一体となった深北緑地の緑の活用
- ・護岸の修景による活用
- ・視点場として、橋上の小広場などを活用

景観資源と特性図

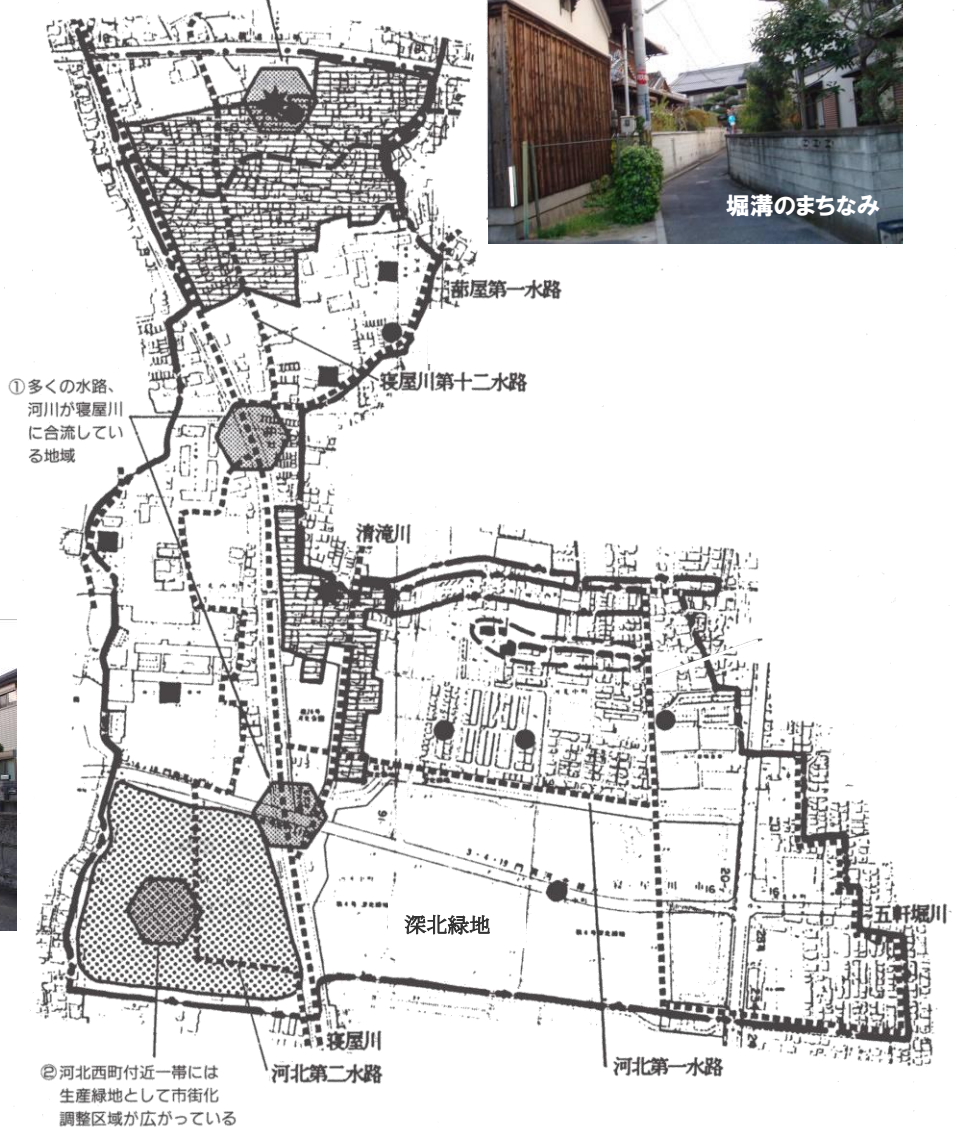
(凡例)

- 旧街道
- 商業施設・商店街
- * ため池
- 河川・水路
- 農地・斜面緑地
- * 社寺・鎮守の森
- 公園・広場
- 学校教育施設
- ▲ その他公共施設
- 低層戸建住宅地
- 中高層住宅団地
- 旧集落地
- 景観単位及びその周辺の整備目標
- 文化と歴史のネットワークルート
- 自歩道(既存)
- - 自歩道(計画)
- *** 緑道(既存)
- ○ ○ 緑道(計画)
- □ □ 北河内広域自転車道

◎ 堀溝一丁目には、旧街道の
行基みち、鸛関神社などがある



堀溝のまちなみ



河北のまちなみ



■景観基本単位

名称	<旧集落地>堀 溝	<旧集落地>河北中町・西町
景観整備 の目標	○失われつつある旧街道（旧行基みち）の面影を大切に する。	○旧集落の緑や水際を活かしたまちなみを大切にする。
活用する 景観資源	○旧街道の歴史的散策路としての演出と活用 ○旧集落や社寺の緑など、緑が豊かなたまたまの活用	○河川沿いの修景や緑化の推進による活用 ○田園地帯の風景や見晴らしのよいまちなみを活用

【エリアの特性】

＜自然＞

斜面地に残る緑や身近な水辺を有するまち

国松丘陵の名残りとなっています斜面地の緑は、市街地の背景として、まちの風景にうるおいをもたらしています。

また、ため池を活用した公園の整備などにより、まちなみに変化とうるおいをもたらすとともに、市民の憩いの場となっています。

＜歴史・文化＞

市街地の中に豊かな歴史的環境を有するまち

交通安全の祈願で知られる成田山不動尊をはじめ、友呂岐神社など多くの社寺があり、地域の歴史資源や景観資源として貴重な存在となっています。

また、エリア内には、昔の面影を残す旧集落地があります。

＜人工・都市＞

学園まちとして落ち着きがあるまち

本市の北の玄関となる香里園駅の東側に位置し、聖母女学院(国登録有形文化財)や同志社香里高校・中学校などが立地し、学園に通う若者もたくさんいます。

この他エリアには成田公園や第五、国松緑丘小学校などがあります。

また、香里園駅の東側地区では、香里園駅東地区第1種市街地再開発事業により、市の北の玄関口としての整備が進められています。

景観整備の方向

学園と成田不動尊のある香里丘陵の端正なまち

景観形成の基本目標

景観形成に向けた誘導基本方針

＜自然＞

- 三ツ池やコモ池などのため池、斜面地に残る緑を活かしたうるおいのあるまち

- ため池の水辺を活かした公園などうるおいのあるまちをつくる。
- ・ため池の水辺の演出と活用
- ・国松丘陵に残される市街地の中の緑の活用

＜歴史・文化＞

- 成田山不動尊とその参道を活かした歴史の香りがするまち

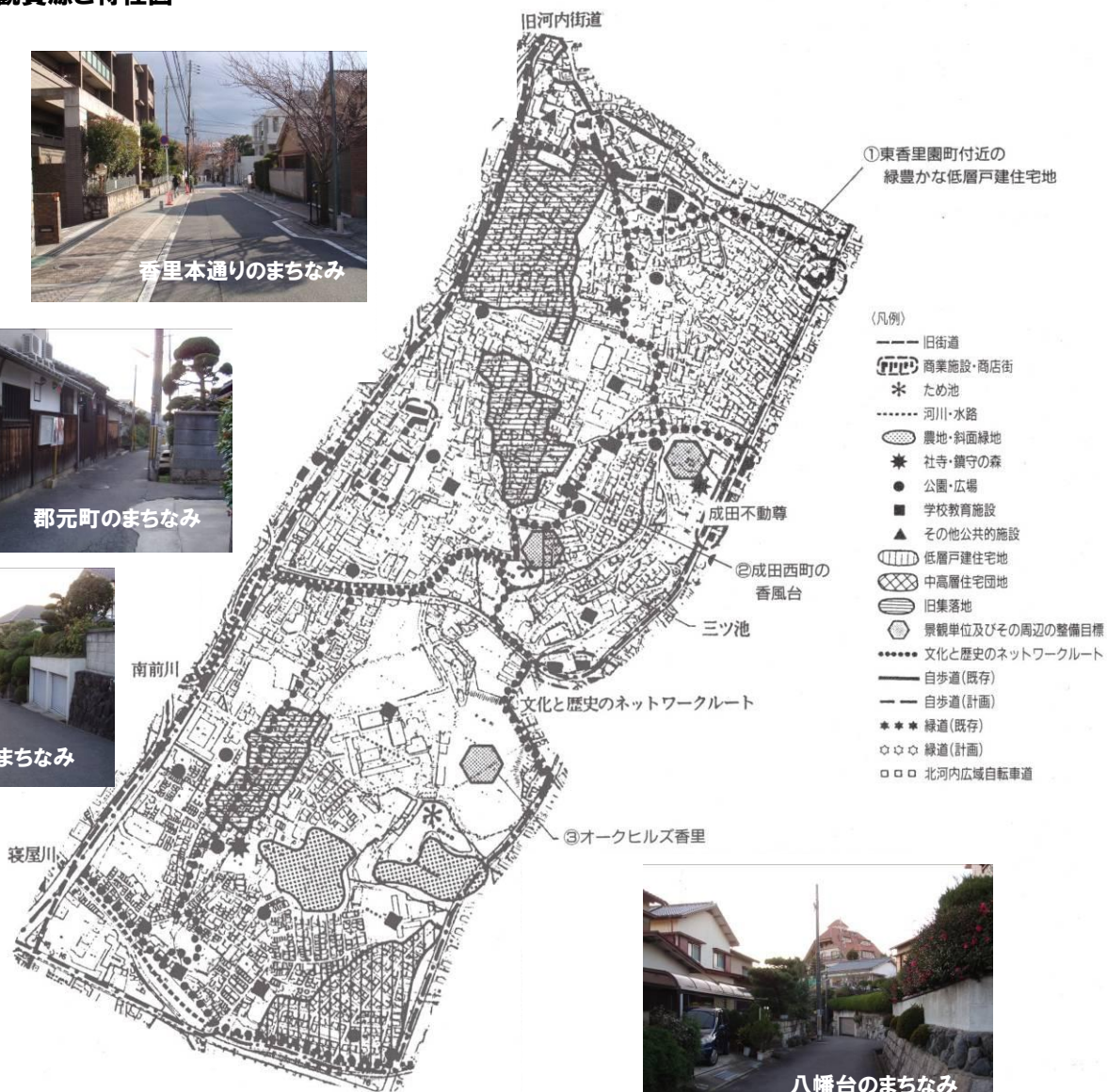
- 歴史性を活かした演出をする。
- ・回遊性の創造や演出による歴史資源の活用

＜人工・都市＞

- 聖母女学院や同志社香里高校などの学園を活かした落ち着きのあるまち

- 市の北の玄関として、学校施設を活かし、学園のまちの雰囲気をつくる。
- ・落ち着いた楽しい学園のまちの演出や景観に配慮したコミュニティ道路などを通学路として活用

景観資源と特性図



■景観基本単位

名称	<旧集落地>郡元町	<旧集落地>美井町・美井元町	<旧集落地>国松町	<低層戸建住宅団地>八幡台
景観整備の目標	○旧集落の緑を活かしたまちなみを創る。	○旧集落の緑とともに、さらに緑化を進め、緑豊かなまちなみを創る。	○地形の変化を活かし、国松丘陵地の緑が映える旧集落地のまちなみを守り育てる。	○戸建住宅の落ち着いたまちなみを守り育てる。
活用する景観資源	○古いまちなみの活用 ○旧集落や社寺の緑など、緑が豊かなたたずまいの活用 ○友呂岐神社やコミュニティ道路の活用	○南前川沿いの道路や三ツ池の水辺空間の活用 ○地域資源を活用し、緑豊かな散策路としての回遊性の演出	○社寺林の活用 ○古いまちなみの活用	○まちなみや民地の緑の活用

【エリアの特性】

＜自然＞

ため池の水辺環境を活かしたまち

市街地内にある四方黒池を活用した公園は、桜並木や遊歩道の整備と合わせて地域の名所となっています。さらに、美しい景観を創るためには、ため池の水質などの維持管理を充実し、ため池の水辺環境を活かすことができるまちにしていくことが必要です。

＜歴史・文化＞

新しい市民文化を創造するまち

香里丘陵に発達したこのエリアは、新しい住宅地として成熟しつつあります。今後、落ち着きがあり、緑豊かなまちなみを守り育てるとともに、市民文化の育成など、新たな歴史や文化を創っていくことが必要です。

＜人工・都市＞

落ち着きのある住宅地を守り育てるまち

市内でも有数の閑静で落ち着きのある住宅地で、緑豊かで個性的なまちなみも形成されています。

特に、北部の成田町などでは戸建てを主とする低層住宅地として、また、南部には府営などの中層住宅団地があり、緑豊かな環境が形成されています。

また、エリアには、第六中、第十中学校や三井小学校などとともに、寝屋川公園墓地があり、緑豊かで静寂な環境をつくりだしています。

景観整備の方向

緑豊かで落ち着きのあるまちなみのまち

景観形成の基本目標

＜自然＞

- 水辺のある公園の環境を守り育てるまち

景観形成に向けた誘導基本方針

- 四方黒池の水辺を守り育てる
- ・四方黒池の維持管理の充実による水辺の活用

＜歴史・文化＞

- 市民文化の育成により、新たな歴史を育むまち

- 新たな歴史を演出する。
- ・回遊性の創造や演出による新たな歴史や文化資源の発掘と活用

＜人工・都市＞

- 緑が豊かなまちなみと快適で落ち着きのある住環境が形成されるまち

- 生け垣や宅地内の緑化を進める。
- ・生け垣や宅地前庭の緑をまちなみの緑として活用
- ・街路樹などの活用

景観資源と特性図

①市街地に残る樹林地



(凡例)

- 旧街道
- 商業施設・商店
- * ため池
- 河川・水路
- 農地・斜面緑地
- 社寺・鎮守の森
- 公園・広場
- 学校教育施設
- ▲ その他公共施設
- 低層戸建住宅地
- 中高層住宅団地
- 旧集落地
- 景観単位及びその周辺の整備目標
- 文化と歴史のネットワークルート
- 自歩道(既存)
- - - 自歩道(計画)
- *** 緑道(既存)
- ☆ ☆ ☆ 緑道(計画)
- □ □ 北河内広域自転車道



■景観基本単位

名称	<低層住宅地> 成田東町	<低層住宅地> 香里三井が丘	<中高層住宅団地> 三井団地	<中高層住宅団地> 寝屋川団地	<テラスハウス> 三井が丘4丁目
景観整備の目標	○現在のまちなみ環境を守り育てる。 ・市街地の環境を守り育てる取り組みをつくる。	○ゆるやかな丘陵地にゆとりとうるおいのある良好な住環境を守り育てる。 ・周辺の中高層住宅団地と一体となり、調和のとれたまちなみの育成に向けた取り組みをつくる。	○中高層団地で、個々の住宅棟と周辺が調和する住宅団地の景観を守り育てる。	○豊かな緑を守り育てる。	○地形の変化を活かし、付近の中高層団地に調和するテラスハウス団地として守り育てる。
活用する景観資源	○緑を守り育てるルールづくりなどにより、生け垣や宅地内の緑の活用	○緑や建物の形態、意匠などのまちなみの育成に関するルールづくりなどの取り組みにより保全・育成されるまちなみの活用	○団地内の空間に育成された緑の活用	○団地内の空間に育成された緑の活用 ○団地の美化活動などの取り組みにより保全・育成されるまちなみの活用	○テラスハウス団地内の緑の活用 ○まちなみの保全に関するルールづくりなどにより保全・育成されるまちなみの活用

【エリアの特性】

＜自然＞

河川の水と丘陵部の緑にあふれるまち

エリア北側を寝屋川が流れ、丘陵部を源とする打上川が合流しています。合流点には、人工池や芝生広場、多目的運動広場（スポーツ・ゾーン）などがあり、レクリエーションの場となっている約13haの規模を有する打上川治水緑地があります。

また、その後背に広がる丘陵部の戸建て住宅を中心とした市街地には、宅内の緑や社寺の大きな楠木などもあり、治水緑地と合わせ緑あふれるまちとなっています。

＜歴史・文化＞

旧街道のまちなみや社寺林でうるおうまち

旧交野街道や公園と一体となった熱田神社、秦町のまちなみなど、多くの歴史的な資源に恵まれたエリアです。特に、加茂神社のケヤキやムクノキなどの樹叢は往来する人々のランドマークとして際だっています。

＜人工・都市＞

丘陵部にひらけた景観に恵まれるまち

太秦桜が丘や太秦中町などにおいては、戸建て住宅地が広がっており、閑静で落ち着きがあり、緑豊かで個性的なまちなみも形成されています。

また、エリアには、打上川治水緑地の他、大阪市水道局豊野浄水場や市民会館、東コミュニティセンター、第一中学校があります。

旧街道筋に残される昔の面影とともに、丘陵部にひらけた住宅地は、緑豊かで静寂な環境をつくりだし、景観に恵まれたまちとなっています。

景観整備の方向

治水緑地や太秦丘陵の豊かな緑を活かすまち

景観形成の基本目標

景観形成に向けた誘導基本方針

＜自然＞

- 打上川治水緑地や五藤ヶ池、新宮池などのため池を活用したうるおいのあるまち

- 治水緑地やため池の水環境を活用する。
 - ・ 治水緑地の活用
 - ・ 治水緑地の背景となる住宅地の緑の景観の活用
 - ・ 五藤ヶ池の水辺の活用
 - ・ 新宮池の活用による自然と親水性に富む景観の創造

＜歴史・文化＞

- 太秦丘陵の環境と歴史的な環境が調和するまち

- 旧集落地と新しい住宅地の調和を図る。
 - ・ 旧交野街道や加茂神社などの歴史的資源の演出と活用
 - ・ 旧集落地の風景の活用
 - ・ 回遊性の創造や演出による歴史資源の活用

＜人工・都市＞

- 比較的緑に恵まれた丘陵部の戸建て住宅地の住環境を守り育て、周辺都市的施設などと調和するまち

- 地形の変化を活かし、緑豊かな住環境を守り育てる。
 - ・ 住宅地内での緑化推進により育まれる緑豊かなまちなみを活用

景観資源と特性図



①寝屋川と打上川の合流点において打上川治水緑地が整備された

②打上川治水緑地の整備により、親水的な要素を持った大規模な緑地が形成された

③新宮池の公選整備



④ 交野街道と河内街道が交差した交通の要衝であったが、現在では旧集落のまちなみに少し面影が感じられる程度である



(凡例)

- 旧街道
- 商業施設・商店街
- * ため池
- 河川・水路
- 農地・斜面緑地
- ★ 社寺・鎮守の森
- 公園・広場
- 学校教育施設
- ▲ その他公共施設
- 低層戸建住宅地
- 中高層住宅団地
- 旧集落地
- 景観単位及びその周辺の整備目標
- 文化と歴史のネットワークルート
- 自歩道(既存)
- - - 自歩道(計画)
- *** 緑道(既存)
- ☆☆☆ 緑道(計画)
- 北河内広域自転車道

■ 景観基本単位

名称	<旧集落地> 秦町・太秦元町	<低層戸建住宅地> 太秦緑が丘 (太秦ハイツ)	<低層戸建住宅地> 太秦中町
景観整備の目標	○旧街道のまちなみ景観や加茂神社の社寺林を大切にし、うるおいのあるまちを守り育てる。	○住宅地内の緑化を推進し、治水緑地とともに、緑豊かな景観をつくる。	○丘陵部に広がる戸建住宅地として、生け垣や斜面地の貴重な緑を大切に、良好な住環境を守り育てる。
活用する景観資源	○古いまちなみの活用 ○緑豊かで歴史を感じさせる散策路としての回遊性の演出による地域の歴史資源の活用	○丘陵地の住宅地の緑の活用 ○緑や建物の形態、意匠などのまちなみの育成に関するルールづくりなどの取り組みにより保全・育成されるまちなみの活用	○斜面地の緑の活用 ○熱田神社の社寺林や熱田公園の緑地の活用 ○豊野浄水場の緑や戸建て住宅地の緑の活用

【エリアの特性】

＜自然＞

丘陵部の田園や田園に残る樹林を活かしたまち

寝屋の丘陵地に発するたち川と北谷川が枚方交野寝屋川線の寝屋交差点に架かる極楽橋のすぐ下で合流し、一級河川寝屋川の起点となっています。

生駒山系のふもとに広がる丘陵部の上は、農地が広がる田園景観が形成され、その中に樹林地が残るなど、緑の景観に恵まれたエリアです。

＜歴史・文化＞

旧街道沿いの昔のまちなみと説話に彩られたまち

室町時代に編まれた「おとぎ草紙」の鉢かづき姫の説話の舞台である寝屋長者屋敷跡があるほか、旧山根（交野）街道沿いの寝屋の集落は、古くからのまちなみを残し、うるおいのある環境と景観が保持されています。

＜人工・都市＞

第二京阪道路沿道の計画的な市街地の形成により活性化するまち

エリアを横断する第二京阪道路の沿道では、寝屋南土地区画整理事業などにより、沿道区域の計画的なまちづくりが期待されています。

また、エリアの南側にある寝屋川公園は、東部大阪地域における大規模公園として、スポーツ文化エリアの中核としての役割を担っており、広域のレクリエーションの場とともに、第二京阪道路沿道の計画的な市街地の形成により活性化することが期待されているまちです。

景観整備の方向

地域の歴史資源を活かしながら、新たな発展が期待されるまち

景観形成の基本目標

景観形成に向けた誘導基本方針

＜自然＞

- 市内でも恵まれた自然景観として残る丘陵部の農地や田園風景の中の樹林の緑などを活かすまち

- 農地や樹林の緑を活かす。
 - ・農地の市民農園などの多角的な利用も視野に入れた景観資源としての活用
 - ・田園風景の中に残る樹林風景の活用

＜歴史・文化＞

- 旧街道の雰囲気を残すまちなみと説話の舞台を大切にすまち

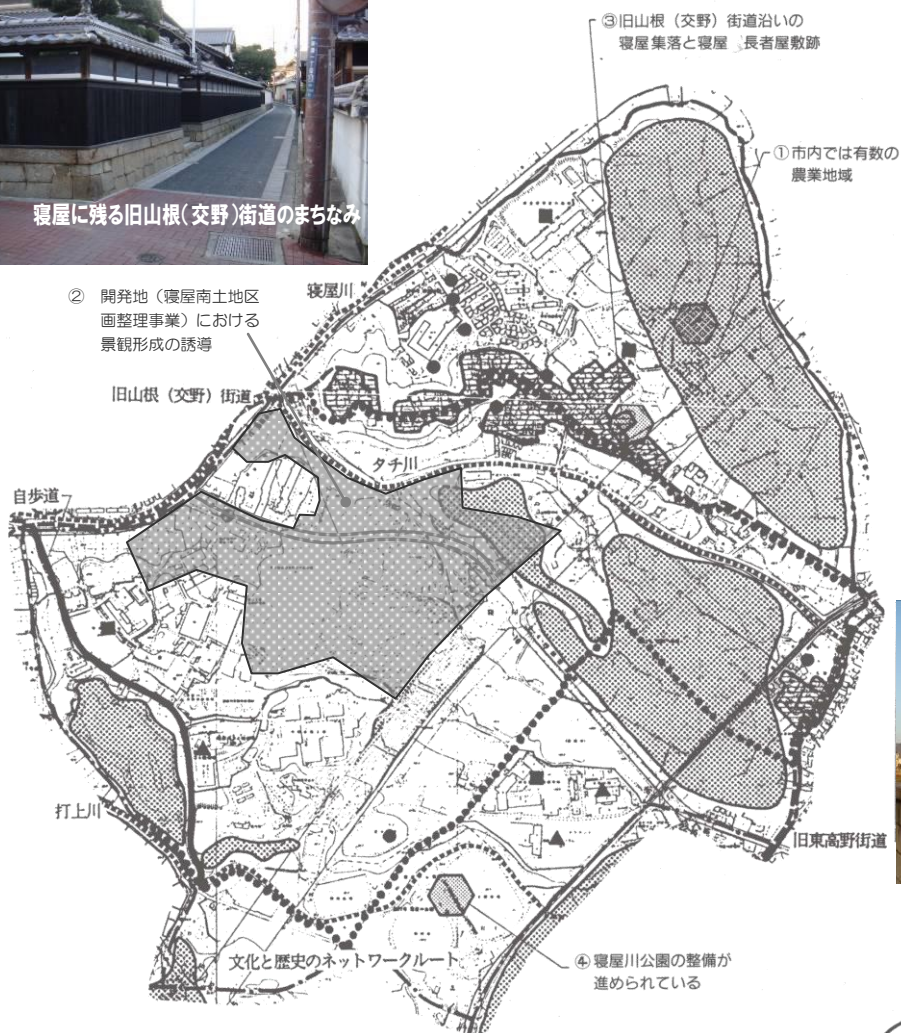
- 旧街道沿いのまちなみ景観を守り、歴史を感じることができ雰囲気育て。
 - ・昔の面影を残す民家建築の活用
 - ・寝屋長者屋敷跡の活用
 - ・回遊性の創造や演出による歴史資源の活用

＜人工・都市＞

- 第二京阪道路や寝屋川公園を活用し、広域のレクリエーションの場とするとともに、第二京阪道路沿道における計画的なまちづくり（寝屋南土地区画整理事業など）の推進による活性化をめざすまち

- 水辺など地域の特性を活かした景観をつくる。
 - ・寝屋川公園における水辺など地域資源の活用
- 第二京阪道路沿道における計画的なまちづくりの推進による優れたまちなみ景観の形成誘導

景観資源と特性図



- (凡例)
- 旧街道
 - 商業施設・商店街
 - ため池
 - 河川・水路
 - 農地・斜面緑地
 - 社寺・鎮守の森
 - 公園・広場
 - 学校教育施設
 - その他公共施設
 - 低層戸建住宅地
 - 中高層住宅団地
 - 旧集落地
 - 景観単位及びその周辺の整備目標
 - 文化と歴史のネットワークルート
 - 自歩道(既存)
 - 自歩道(計画)
 - 緑道(既存)
 - 緑道(計画)
 - 北河内広域自転車道



■景観基本単位

名称	<旧集落地>寝屋1・2丁目	<旧集落地>寝屋北町
景観整備の目標	○旧街道沿いのうるおいのあるまちなみの景観を守り育てる。	○交野市との市域界での旧集落地のたたずまいと緑のある住環境を守り育てる。
活用する景観資源	○古いまちなみの活用 ○歴史を感じさせる散策路としての回遊性の演出による地域の歴史資源の活用 ○農地と住宅が共存するまちなみの活用	○歴史を感じさせる散策路としての回遊性の演出による地域の歴史資源の活用 ○市民菜園など農地の多面的な利用による農地の保全と緑の活用 ○第二京阪道路の植栽や副道の活用

【エリアの特性】

＜自然＞

河川やため池、樹林地に野鳥などが集まる自然が身近に感じられるまち

讃良川がエリアの南側の市境界部を流れ、蔵王池、宮池、山新池、大谷池などのため池が分布しています。これらの水辺は市民に比較的身近な存在であり、野鳥が生息するなど、市内でも比較的自然が残された場になっています。

＜歴史・文化＞

古い社寺跡や旧集落のまちなみが残るまち

白鳳時代（7世紀後半）に創建され、平安時代に一時廃絶し、鎌倉時代に再建された薬師寺式伽藍配置の大寺であったと伝えられる高宮廃寺跡（国指定史跡）があります。この寺域内に延喜式内社大社御祖神社おおもりみおやじんじやがあり、近くには延喜式内高宮神社があります。高宮廃寺がある丘陵一帯が、当時の偉容が偲ばれる礎石などが残る高宮遺跡です。

このように、貴重な歴史を伝える遺跡とともに、高宮や打上、明和の旧集落は、細い道が続き、昔の面影を残す落ち着いたまちなみとなっています。

＜人工・都市＞

緑豊かなまちなみや第二京阪道路を活かしたまち

丘陵部に開発されたあさひ丘住宅は、生け垣などの緑のまちなみが続く、多い落ち着いた雰囲気を持つ戸建て住宅地です。

エリアを横断する第二京阪道路や西側の境界部を通る国道 170 号などの沿道では、周辺の旧集落などとの調和も視野に入れた計画的なまちづくりが期待されています。

景観整備の方向

古い歴史が感じられる風格のあるまち

景観形成の基本目標

景観形成に向けた誘導基本方針

＜自然＞

- 高宮廃寺跡周辺の歴史と自然を大切にするまち

- 高宮廃寺跡周辺の緑やため池を活かす。
 - ・ 市民が自然に触れ、歴史を感じることができる樹林やため池の活用
 - ・ 樹林やため池に集まり、市民が身近に観察できる野鳥・水鳥などの活用

＜歴史・文化＞

- 古くからあるうるおいのある集落のまちなみ景観を活かすまち

- 旧集落のまちなみ景観を活かす。
 - ・ 古くから培われてきた集落のまちなみ景観の活用
 - ・ 回遊性の創造や拠点地区などでの演出による歴史資源の活用

＜人工・都市＞

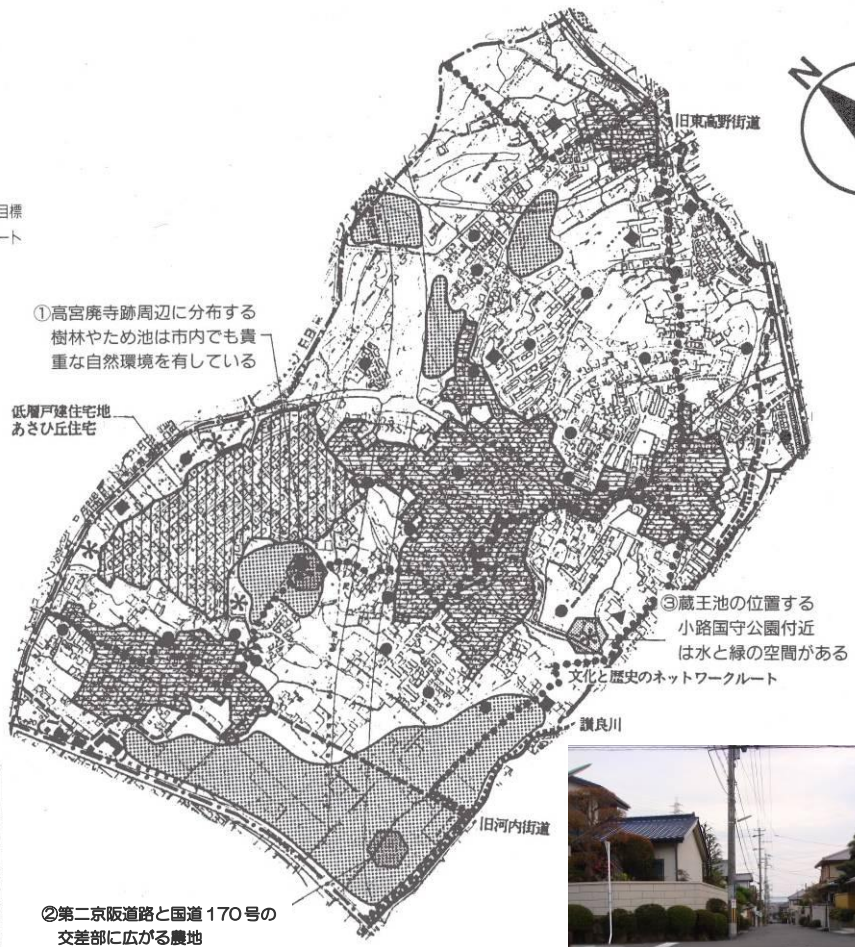
- 第二京阪道路と沿道のまちなみが一体となり、緑豊かなまちなみ景観が広がるうるおいのあるまち

- 第二京阪道路と沿道が一体となったまちなみ景観を誘導する。
 - ・ 第二京阪道路の植栽や副道の活用
 - ・ 戸建て住宅地の緑のまちなみの活用

景観資源と特性図

〈凡例〉

- 旧街道
- 商業施設・商店街
- * ため池
- 河川・水路
- 農地・斜面緑地
- 社寺・鎮守の森
- 公園・広場
- 学校教育施設
- ▲ その他公共施設
- 低層戸建住宅地
- 中高層住宅団地
- 旧集落地
- 景観単位及びその周辺の整備目標
- 文化と歴史のネットワークルート
- 自歩道(既存)
- 自歩道(計画)
- *** 緑道(既存)
- ◇◇◇ 緑道(計画)
- 北河内広域自転車道



■景観基本単位

名称	<旧集落地> 明和1・2丁目、高倉1・2丁目	<旧集落地> 高宮1・2丁目	<低層戸建住宅団地> あさひ住宅	<旧集落地> 小路南町・小路北町
景観整備の目標	○集落地内の古い民家などまちなみを活かした景観をつくる。	○旧街道の景観を大切に、古くから残された家なみを守り育てる。	○ゆるやかな丘陵地にある緑豊かなまちなみや高宮廃寺跡などの歴史資源を活かした景観を守り育てる。	○計画的なまちづくりを進め、旧集落のまちなみと田園風景を活かした景観を育てる。
活用する景観資源	○古いまちなみの活用 ○旧集落の景観と調和する歴史を感じさせる散策路としての回遊性の演出による地域の歴史資源の活用	○古い家なみと落ちついた土塀などの活用 ○丘陵地に残る緑の活用 ○農地と住宅が共存するまちなみの活用	○民地内の緑の活用 ○緑や建物の形態、意匠などのまちなみの育成に関するルールづくりなどの取り組みにより保全・育成されるまちなみの活用	○古いまちなみの活用 ○農地と住宅が共存するまちなみの活用

【エリアの特性】

＜自然＞

やまなみの緑を背景としたまち

エリア南部には、石宝殿古墳や高良神社などが位置する市内で標高が一番高い上山があり、周辺からの緑のランドマークとなっています。

＜歴史・文化＞

自然と一体となった遺跡などにより歴史を感じることができるまち

石宝殿古墳（国指定史跡）は、巨石によってつくられた特異な形態を有しており、封土がないことなどとあわせ、全国的にも例が少ない古墳です。また、周辺部には多くの歴史的な遺跡や古墳などがあるとされています。

また、打上（高良）神社は、竹内宿禰を祭神とする由緒ある神社で、周辺の樹林とともに、静閑な雰囲気を漂わせています。

＜人工・都市＞

古い歴史と新しいまちが共存する市の東の玄関口のまち

東寝屋川駅に近く、駅前に暮らしの中心となっている商業施設が集積するなど利便性の良いエリアです。駅の周辺には、旧集落とともに、中高層住宅団地があり、駅の北側では、打上地区土地区画整理事業により新しい市街地も形成されています。また、エリア北側には、広域のレクリエーションの場となっている寝屋川公園があります。このエリアには、多くの歴史資源とともに、旧集落や新しいまちが共存し、比較的まとまりが感じられるまちとなっています。

景観整備の方向

歴史が眠る自然を活かし、市の東の玄関として躍動するまち

景観形成の基本目標

景観形成に向けた誘導基本方針

＜自然＞

- 上山の樹林や石宝殿古墳などの自然・歴史の環境を活かすまち

- 上山などの自然環境を守り育てる。
- ・背景となっている樹林の緑の活用
- ・市内を眺望できる場の確保と活用

＜歴史・文化＞

- 石宝殿古墳や打上（高良）神社、旧集落地などの歴史的な環境が新しい市街地と調和するまち

- 新しい市街地と歴史が調和するよう歴史資源を演出し、活かす。
- ・地域の歴史が感じられる歴史的資源の演出と活用

＜人工・都市＞

- 市の東の玄関として魅力あるまちなみとともに、緑の自然と旧集落、新しい市街地などが調和する魅力ある暮らしを享受できるまち

- 市の東の玄関として魅力あるまちなみを育む。
- ・駅や駅前広場と一体となったまちなみの形成の誘導
- ・中高層住宅などにおけるベランダ緑化や共有部分の緑化により育まれる緑の活用
- ・回遊性の創造や演出による緑の資源の活用

景観資源と特性図



③打上川付近には、田園風景の
パノラマがひろがっている

④開発地（打上地区土地区
画整理事業）における景
観形成の誘導

②東寝屋川周辺には、商業地や
中層住宅団地が形成されている

文化と歴史のネットワークルート

中層住宅団地

旧東高野街道

讃良川

高層住宅団地

①石の宝殿古墳
の周辺は上山
の樹林の緑に
恵まれている



- (凡例)
- 旧街道
 - PPP 商業施設・商店街
 - * たため池
 - 河川・水路
 - 農地・斜面緑地
 - ✳ 社寺・鎮守の森
 - 公園・広場
 - 学校教育施設
 - ▲ その他公共施設
 - ▨ 低層戸建住宅地
 - ▧ 中高層住宅団地
 - ▩ 旧集落地
 - 景観単位及びその周辺の整備目標
 - 文化と歴史のネットワークルート
 - 自歩道(既存)
 - - 自歩道(計画)
 - *** 緑道(既存)
 - ○ 緑道(計画)
 - □ □ 北河内広域自転車道



■ 景観基本単位

名称	<旧集落地>打上元町	<公共系中層住宅団地>梅が丘1丁目	<高層住宅団地>打上・寝屋川東ファミリータウン
景観整備の目標	○旧高野街道が通る歴史的な景観を現代に活かす。	○団地内の緑化、美化などを通じて、住みよい住環境をつくる。	○高層住宅団地内の高度利用に伴うオープンスペースを確保、保全し、傾斜地の緑を活かした憩いのある景観をつくる。
活用する景観資源	○古いまちなみの活用 ○まちなみの育成に関するルールづくりなどの取り組みにより保全・育成されるまちなみの活用 ○寝屋川公園と一体になった斜面地などの緑の活用	○共有空間などにおける緑の活用 ○団地内の美化活動などを通じた美しいまちなみ形成の活用	○傾斜地の自然の活用 ○公開空地の緑の活用 ○調整池などの水辺の空間の活用

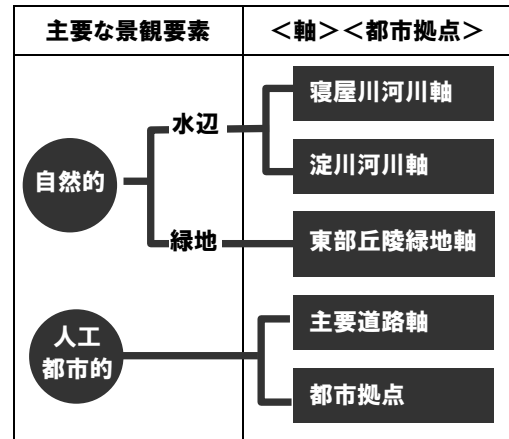
8. 本市の景観演出方策と重点的に景観形成を図る地区

8-1. 市域(広域レベル)での演出の考え方

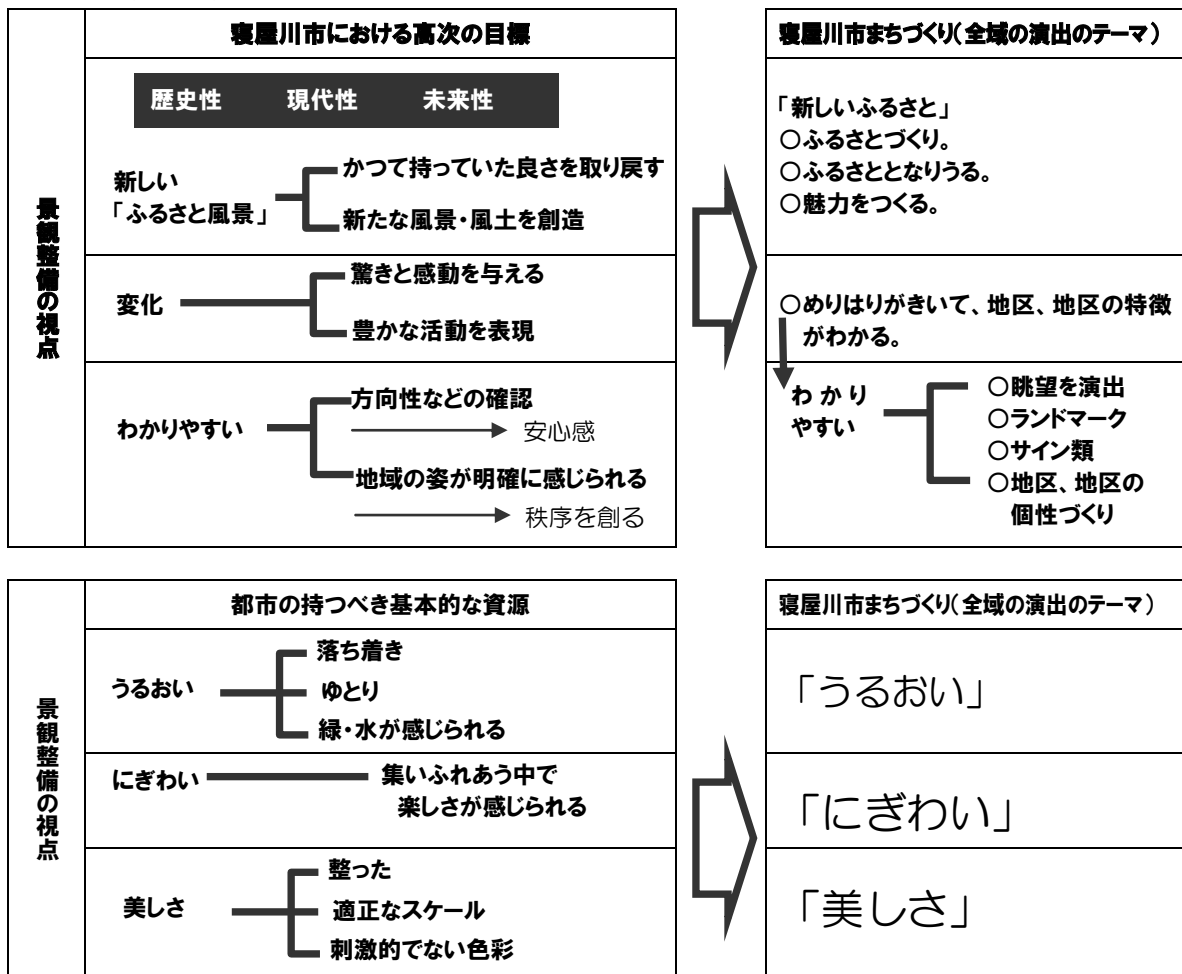
(1) 景観基本軸(核)～市域(広域レベル)での演出の考え方

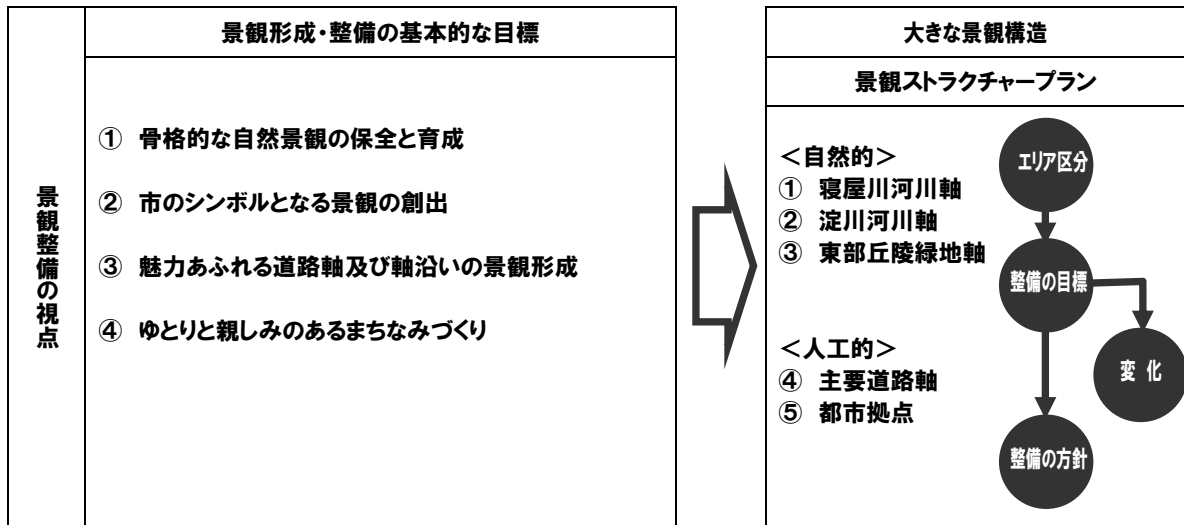
市域(広域レベル)での主要な景観要素は、右図のような「軸」、「都市拠点」としてとらえることができます。

これらの軸、都市拠点については、歴史的景観や心象風景を大切にすることにより、新しい「ふるさと風景」としてのおもむきを備えるとともに、地形をいかし、四季の変化を演出することにより、まちなみにおけるアクセント「変化・奥行き」を創ります。また、眺望の演出やランドマークの創出により、都市としての「わかりやすさ」を演出するなど、景観形成・整備のテーマを明確にし、計画的に取り組んでいきます。



(2) 市域(広域レベル)での景観構造と景観形成・整備の視点(演出テーマ)の関係





(3) 市域(広域レベル)での景観形成・整備における演出の整理

ふるさととなりうる魅力を創る

歴史的景観を大切にす

歴史をとどめる旧街道を保全し活用します。

◇点在する歴史的資源をつなぎます。

寝屋川らしさを演出する

地域のシンボリックな施設を演出します。

◇都市や地域のシンボリックな存在の公共施設などは、地域の特性や状況に応じ、個性的なものとしていきます。

未来性を踏まえて「ふるさと」として誇れる都市をつくる

新たな活力を有するまちとして誇れるような都市として演出します。

◇北河内地域の交通体系の結節点であり、広域的な都市圏の中心を担うべき位置にあることから、その中心であるシンボリック性や活気をもたらすまちとして演出します。

◇生駒山系などの自然環境をいかし、水と緑が豊かな、アメニティにも配慮した魅力ある景観を創出します。

うるおいを創る

水に親しめるようにする

水辺の親水性を高めます。

◇水辺に近づき、ふれることができるよう、親しみが感じられる水辺をつくります。

散歩のできる水辺をつくります。

◇流れる水を眺めながら散策を楽しむことができるよう、水辺の散策路を充実します。

水景施設を充実します。

◇治水緑地を景観資源として活用します。

緑を残す増やす

山辺や丘陵地の緑を活用します。

◇生駒山系や東部丘陵地の緑を活かした景観づくりを進めます。

◇開発が行われる場合などは、できるかぎり山辺や丘陵地の緑を活かすとともに、周辺の緑との調和をめざします。

田園風景を活用します。

◇緑の重要な景観要素である田園風景をできるかぎり活かすようにしていきます。

動植物を大切にす

動物の生態などを大切にします。

◇野鳥や昆虫類が生息する河川やため池、湿原、緑地などの保全に努めます。

植生を大切にします。

◇山辺や丘陵地の植物群落を大切にし、緑の景観づくりに活用します。

にぎわいを創る

活気あるまちなみをつくる

まちに活気をもたらす演出をします。

◇まちの活気を創出する要素を探るとともに、サインやショーウインドウ、街路灯、イルミネーションなどを工夫し、まちのにぎわいを演出するように働きかけます。

ふれあいの場を創る

安全で楽しく買い物のできる場をつくります。

◇商店街は、買物のためだけでなく、広く市民の憩うコミュニケーションの場として活用し、そこに行けば多数の市民のにぎわいが感じられ、さまざまな都市の情報を感じとり、ふとした出会いもある場としていきます。

まちかどの広場など人々の出会いの場を充実します。

◇駅前、まちの顔として待ち合わせや人々が集う場として活用します。

◇広場や道路、河川敷などを活用し、祭りなどのイベントを催し、ふれあいの機会を充実します。

◇総合設計制度により創出された公開空地を活用し、ふれあいの場となるまちかどに広場を充実します。

わかりやすい都市を創る

眺望を演出する

見晴らしの良い眺望点を活用します。

- ◇住吉山（打上）などの中腹や淀川、讃良川の堤防上の見晴らしの良い場所を眺望点として活用し、市民が気軽に眺望を楽しむことができるようにしていきます。
- ◇高層建築物の高層階などを市民の展望の場として活用するよう働きかけます。

美しい眺望を育てます。

- ◇眺望の対象となる緑の保全に努めるとともに、屋上緑化や周辺環境と調和する建物の形態や色彩などを工夫することにより、美しい眺望を育てます。

骨格となる景観資源や大規模な建築物などを際立たせます。

- ◇淀川や寝屋川、東部丘陵地、幹線道路、寝屋川公園などは、骨格的な景観資源として浮き立つよう景観的な配慮に努めます。
- ◇大規模な建築物や工作物は、ランドマークとしての役割を強調することができるよう、形態や色彩などへの配慮を促します。
- ◇生駒山系のやまなみの眺望は、市民に長く親しまれている市民共通のランドマークとして、できるかぎり多くの場所からその眺望が守られるように努めます。

サイン類を整える

標識などのサイン類の整理やデザインの質的向上に努めます。

- ◇標識などの共用柱化や総合案内板化などにより、サイン類の整理・統合を促進するとともに、その形状、色彩、書体などについて、まちなみに応じた規格化を行うなど、デザインの質的向上に努めます。

めりはりがある地区、地区の特徴を創る

地区のめりはりをつける

広域的な商業核としてのにぎわいを演出します。

- ◇中心的な商業地では、にぎわいが感じられるまちなみとなるよう、例えば、デザインに配慮した建築物や明るい色調の外壁、路面の美装化などを促進し、商業地としてのにぎわいを演出します。

まちにさまざまな豊かな表情をつくる。

- ◇固有の産業や特定の業種が集積している地区では、その特性をまちなみに表すことにより、まち全体の個性（アイデンティティ）を醸し出します。
例えば、
 - ・仕事場が見える→工芸品、家具などの製造所
 - ・活動が見える→プール、体育館、道場、碁会所など
 - ・生活が感じられる→玄関前の植木、窓辺の生花

音やにおいなど総合的に醸し出される雰囲気大切にします。

- ◇商業地、飲食店街などでは、視覚のみならず音やにおいなども「にぎわい」といった楽しさや気安さなどを演出する要素として大切にしていきます。

地区のシンボルや個性をつくる

シンボルツリーをつくります。

- ◇噴水などの水景施設や彫刻、モニュメントなどの活用と合わせ、巨木や古木など地区の景観的なシンボルとなっている樹木は、保存樹保全事業などにより保全を図り、地区ごとの個性の創出に努めます。
- ◇新たな樹木の植栽についても、地区ごとの個性の創出に向けたシンボルツリーとしての活用を検討します。

公園や広場の個性や魅力をつくります。

- ◇公園や広場、広い歩道などは、子どもが水と土に親しめ、夏には水遊び、どろんこ遊びなどができるなど市民のさまざまなニーズとともに、地区の特性を活かしながら、個性や魅力を創出します。

周辺と調和するまちをつくります。

- ◇シンボリックな道路の沿道や主要な交差点、歴史的な環境が豊かな地区などにおいては、広告物の掲出を極力抑制するとともに、建物などの意匠に配慮し、周辺と調和するまちをつくります。

8-2. 景観重点ゾーンと景観重点地区の設定

市内には自然的景観、歴史的景観、市街地の景観といった多様な景観資源がありますが、今後、本市の良好な景観形成を図っていく上では、まず、都市としてのシンボリックな景観づくりや今後のまちづくりにおけるモデルとなる景観づくりから取り組んでいく必要があります。

このように本市のこれからの景観まちづくりの核となるゾーンを、「景観重点ゾーン」と位置づけ、地域住民や関係権利者等との意思疎通を図りつつ「景観重点地区」の指定に向けた検討や関係者との話し合いを進めていきます。

そして、既に機運の醸成が図られた地区や今後、新たに機運の醸成が図られる地区を「景観重点地区」として指定し、地域の魅力やシンボリック性を活かした景観形成を図っていきます。

本市では、次のような地区を「景観重点ゾーン」として位置づけ、良好な景観まちづくりに向けた取り組みを進めていきます。

- ① 市の中心的な玄関口である**京阪寝屋川市駅周辺景観重点ゾーン**
- ② 市の北の玄関口である**京阪香里園駅周辺景観重点ゾーン**
- ③ 市の南の玄関口である**京阪萱島駅周辺景観重点ゾーン**
- ④ 市の東の玄関口である**JR 東寝屋川駅周辺景観重点ゾーン**
- ⑤ 自然的、歴史的な特徴を有する**淀川河川軸景観重点ゾーン**や**生駒やまなみ緑地軸景観重点ゾーン**
- ⑥ まちの顔となる**大阪外環状線(国道 170 号)沿道景観重点ゾーン**や**第二京阪道路沿道景観重点ゾーン**
- ⑦ 新たなまちが形成されつつある**寝屋南景観重点ゾーン**

以上の「景観重点ゾーン」の中でも、次の地区については、「景観重点地区」として指定し、具体的に本市の景観まちづくりを先導する景観形成基準を設け、良好な景観の誘導を図ります。

- ・寝屋川市駅東再開発地区周辺景観重点地区
- ・香里園駅東再開発地区周辺景観重点地区
- ・淀川河川軸景観重点地区
- ・生駒やまなみ緑地軸景観重点地区
- ・大阪外環状線（国道 170 号）沿道景観重点地区
- ・第二京阪道路沿道景観重点地区

なお、景観重点地区においては、次のような取り組みを行います。

景観重点地区における取り組み

- ◇地区の特性や役割を踏まえた景観まちづくりを推進します。
- ◇建築物や屋外広告物などについて、地域の特性にあった、よりきめ細かな規制・誘導

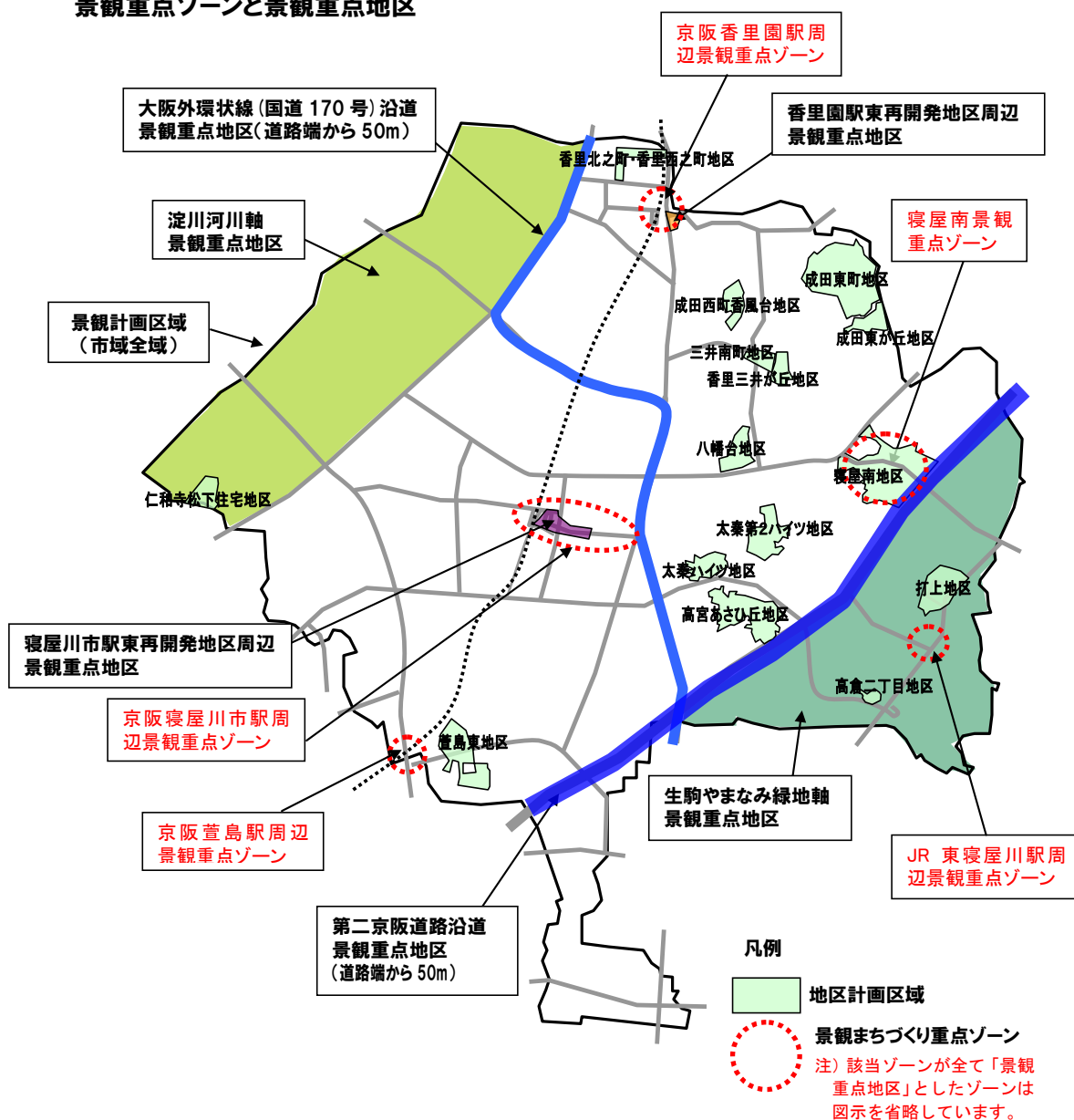
に努めます。

また、「景観重点ゾーン」の中で、地元調整等を踏まえ、「景観重点地区」の指定に向けた検討や誘導を行う地区を、「景観重点候補地区」とし、次のような取り組みを推進します。

景観重点候補地区における取り組み

- ◇景観重点地区の指定に向けて、景観に対する機運の醸成が図られるよう、景観形成の取り組みの重要性について住民など関係者の認識を深め、その価値を共有するため、普及・啓発に取り組み、市民と協働で景観まちづくりの検討を進めます。
- ◇景観重点地区の指定にあたっては、広報、ホームページ等で周知を図ります。

景観重点ゾーンと景観重点地区



8-3. 景観重点地区における景観形成の方針

(1) 寝屋川市駅東再開発地区周辺景観重点地区

元気都市・寝屋川の玄関に相応しい景観をつくり、市役所や市内の各公的施設へのネットワークづくりの拠点となる、風格と風情ある景観形成をめざします。

そのため、次のような景観づくりを進めます。

- ① 各種都市基盤施設の景観づくり
 - ・幹線道路等のデザインの統一（舗装や植栽、公共サインの統一性、無電柱化 等）
 - ・市民の集う場、イベント空間の創出
- ② 幹線道路沿道の一体的な景観づくり（建築物、屋外広告物、設備、工作物 等）
 - ・植栽、フェンスなどの統一、調和
 - ・まちなみの形成
 - *建築物の形態・意匠・色彩・素材、壁面線などの統一、公開空地、広告、サイン、屋上設置設備・自動販売機・ゴミ置き場の設置位置 等

(2) 香里園駅東再開発地区周辺景観重点地区

本市北部の玄関に相応しいシンボルとなる景観をつくり、「香里園かほりまち」の景観形成をめざします。

そのため、次のような景観づくりを進めます。

- ① 各種都市基盤施設の景観づくり
 - ・幹線道路等のデザインの統一（舗装や植栽、公共サインの統一性、無電柱化 等）
 - ・市民の集う場
- ② 街区の一体的な景観づくり（建築物、屋外広告物、設備、工作物 等）
 - ・道路沿いのオープンスペースの確保とデザインの統一（舗装や植栽、サインの統一性 等）
 - ・まちなみの形成
 - *建築物の形態・意匠・色彩・素材、壁面線などの統一、公開空地、広告、サイン、屋上設置設備・自動販売機・ゴミ置き場の設置位置 等

(3) 淀川河川軸景観重点地区

◇良好な景観の形成の基本目標(将来像)

自然のうるおいが感じられる、豊かな水と緑がつくる淀川の広大なオープンスペースとそれに映える、美しいまちなみやまなみが織りなす雄大な景観を守り、育てます。

◇景観づくりの基本方針

■全体で取り組む方針

- ① 広大な水と緑の空間と背後の大阪のまちなみや北摂や生駒のまなみ等に映えるように、対岸等からの見え方やスカイライン等に配慮して、淀川の雄大で調和のとれた景観づくりに貢献します。
- ② 大阪の市街地に自然のうるおいをもたらし、大阪平野を貫いて流れる淀川に沿ってみどり空間の輪を広げ、自然を感じる生き生きとした景観づくりに貢献します。
- ③ 周辺にある淀川と関わりの深い歴史文化遺産等との調和やつながりを大切にする、堤防からの視線を意識する、淀川の開けた眺望の確保に配慮する、スーパー堤防での淀川との一体性等に配慮するなど、淀川との関係を活かした景観づくりを行います。

■場所を活かす方針

- ① 淀川の自然・歴史環境と都市文化が融和するとともに、にぎわいのあるなか、淀川の眺望と緑が感じられる景観づくりを行います。
- ② 鳥飼仁和寺大橋など、都市の入り口となる橋梁付近では、意匠等において、景観ポイントとして、名所的な空間となりうるような景観づくりを行います。
- ③ 淀川とのつながりが深い淀川沿いの集落では、それぞれの集落に相応しい伝統文化が感じられる景観づくりを行います。
- ④ スーパー堤防事業などに際しては、淀川の眺望景観や地域のまとまりに配慮した、良好な景観づくりを行うとともに、様々な景観誘導施策の実施に努めます。
- ⑤ 淀川の支川と沿川の主要道路が交差する橋詰空間においては、淀川及び支川両方の河川空間の表情を活かすような、また、良好な眺望空間や名所となるような空間の形成に努めます。

■公共施設等及び公益施設の景観形成の方針

- ① ヨシ原やワンドなど、豊かで貴重な自然が残るところについては、その保全とともに、外来植生等が広がる場所については郷土種等を用いて水辺の自然環境が守られるよう、関係者に働きかけます。
- ② 堤防、護岸など、河川敷の骨格を形づくる施設は、河川の自然景観の保全に配慮するとともに、レクリエーション施設や橋梁など河川空間を構成する人工的な施設については、自然景観との調和に努めます。
- ③ 国や大阪府、周辺市町ばかりでなく、淀川と関わりの深い地域住民などの協力を得ながら、水面、高水敷や堤防などの公共空間を適切に維持管理し、淀川をきれいに保つ景観づくりの推進に努めます。

(4) 生駒やまなみ緑地軸景観重点地区

◇良好な景観の形成の基本目標(将来像)

やまなみの豊かなみどりを保全・育成するとともに、背景となるやまなみと山麓部のまちなみが織りなす調和のとれた雄大な景観を守り、育てます。

◇景観づくりの基本方針

■全体で取り組む方針

- ① 市街地の背景あるいは市街地からの眺望対象としての生駒山系を意識した景観形成を行います。
- ② 山麓斜面において、樹林など自然環境の保全と緑豊かな景観の創出を図ります。
- ③ 山すそにある歴史文化遺産等との調和やつながりを大切にします。

■場所を活かす方針

- ① 国道 163 号などやまなみと直交する幹線道路からの景観
 - ・緑視率の向上を図るため、道路との敷地における緑化の促進を図ります。
 - ・沿道に立地する建築物については、できる限り形態・意匠が周辺とくらべて突出したものとならないよう、沿道の都市的景観と正面の自然景観の調和を図ります。
 - ・道路正面の山すそは、アイストップとなるため、背景となるやまなみに配慮します。
- ② 国道 170 号などやまなみに沿って走る幹線道路からの景観
 - ・やまなみと山すその市街地が広く見渡すことができるため、山すそでは、眺望に配慮した緑化を推進するとともに、沿道市街地では、敷地等の緑化を図り、やまなみの緑との連続性に配慮します。
 - ・山すその市街地では、幹線道路から眺望されることを意識し、背景となるやまなみと併せ、周辺の建物群が構成するスカイラインに配慮します。
- ③ 寝屋川公園、深北緑地など公園、緑地等の広場からの景観
 - ・公園・緑地等はやまなみ風景の眺望点（ビューポイント）であることから、当該地付近での建築行為は、背景となる山稜線をさえぎらない等の配慮を行います。
 - ・当該地付近での建築物は、特に現存するみどりで構成された景観に与える影響が大きいため、敷地内緑化はもちろん、壁面緑化等の緑視率*の向上方策について検討します。

*緑視率とは、市街地における緑の量の比率。高さ 1.5m に据えたカメラを用いて水平に撮影した写真の視野にある緑の割合を示す(単位は%)

■公共施設等及び公益施設の景観形成の方針

- ① 大阪の景観の骨格をなす生駒山系において、山すそに広がる郊外市街地と都市の背景となる自然の眺望景観からなる景観構造を読みとり、活かすよう努めます。
- ② 道路等の人工的な施設については、自然景観との調和に配慮するだけでなく、自然環境そのものへの影響に配慮します。
- ③ 国や大阪府、周辺市、地域住民などが協力し合い、道路のみならず、道路沿道の不法投棄の防止など、公共空間とその周辺の空間の適切な維持管理に努めます。

(5) 大阪外環状線(国道 170 号)沿道景観重点地区

◇良好な景観の形成の基本目標(将来像)

大阪の背景を成している生駒山系の裾野を走り、大阪の骨格となる自然、歴史を結ぶ中において、自然環境などに配慮した景観をつくりだします。

◇景観づくりの基本方針

■全体で取り組む方針

- ① 大阪府郊外の各都市を結ぶ骨格的な環状道路軸であり、また関西国際空港への主要なアクセス軸であることを意識した景観づくりを行います。
- ② 大阪の背景を成している生駒山系の裾野を走る中において、やまなみへの眺望とみどりの連続性の確保に努めます。
- ③ 大阪の郊外都市を環状に結ぶ道路空間の構成がもたらす場所性を活かし、放射状の都市軸との交差部や駅周辺地区などにおいて周辺環境に配慮した良好なランドマークの形成などに努めます。
- ④ 周辺の自然的要素、歴史文化遺産、優れた意匠の都市施設などの景観資源との調和やつながりを大切にします。

■場所を活かす方針

- ① 本市域北部の区間では、沿道サービス施設、業務施設、集合住宅などが中心となった都市的沿道景観が形成されていることを踏まえ、『まちなみの調和やまとまりに配慮した活気ある景観づくりを行う』こととし、
 - ・寝屋川市役所周辺などにおいては、交通の要衝や中心地に相応しい景観づくりを行います。
 - ・淀川の水とみどりの軸や丘陵地等のみどりと連携したみどり豊かな景観づくりを行います。
 - ・まちなみとの調和や歴史的環境を活かした取り組みとの連携に配慮します。
- ② 本市域南部の区間では、生駒山の豊かなみどりを背景とする中において、沿道サービス施設や流通業務施設を中心としてみどりが少なく無秩序な沿道景観が形成されている現状を踏まえ、『生駒の豊かなみどりのやまなみに配慮したみどり多い景観づくりを行うとともに、まちなみの調和やまとまりに配慮した秩序ある景観づくりを行う』こととし、
 - ・深北緑地などのみどりの拠点や、田園地のみどりと連携した、みどり豊かな景観づくりを行います。

■公共施設等及び公益施設の景観形成の方針

- ① 主に生駒山系の山裾において、大阪の郊外都市の縁辺部や中心部を環状に結ぶ景観構造を読み取り、活かすよう努めます。
- ② 道路の諸要素相互の調和や高架構造物の圧迫感を和らげる工夫などによる景観の向上を目指すとともに、建築物等沿道の諸要素が調和し、全体として一体感の感じられ

る道路景観の創造に努めます。

- ③ 生駒山系を背景とする区域においては、街路樹の育成と充実に努めるとともに、法面緑化や緑化回復など、やまなみ景観や田園景観などと調和した豊かなみどり空間の創出に努めます。
- ④ 歩道や高架下の空間など、道路空間の適切な維持管理に努めます。

(6) 第二京阪道路沿道景観重点地区

◇良好な景観の形成の基本目標(将来像)

生駒山系の裾野を走り、「淀川のみどり」と「生駒山系のみどり」の間に新たな「みどりの軸」を形成し、京都と大阪の地域と歴史・文化を結ぶ中において、自然と都市景観が調和した景観をつくりだします。

◇景観づくりの基本方針

■全体で取り組む方針

- ① 京都、大阪を結ぶ古来からの文化往来の地に位置し、また北河内の各都市を南北に結ぶ地域軸となり、沿道の新たな市街地形成の先導的役割を果たし、地域の風景となる良質な空間・景観を創造します。
- ② 北河内の背景を成している生駒山系の裾野を走る中において、やまなみへの眺望とみどりの連続性の確保に努めます。
- ③ 環状・東西の都市軸と交差する道路空間がもたらす場所性を活かし、I C周辺部、都市軸との交差点などでの良好なランドマークの形成などに努めます。
- ④ 周辺の自然的要素、歴史的文化遺産、優れた意匠の都市施設などの景観資源との調和やつながりを大切にし、節度と風格のある景観づくりを行います。

■場所を活かす方針

- ① 既成市街地が大半を占め、住宅と中小規模の工場などが混在した都市的沿道景観が形成されている地区では、『環境施設帯の織りなす緑の軸やまちなみの調和に配慮した活気と節度と風格のある景観づくりを行う』こととし、
 - ・寝屋川南 I C 付近などにおいては、交通の要衝や中心地に相応しい景観づくりを行います。
 - ・国道 163 号や大阪外環状線（国道 170 号）など主要な幹線道路との交差点付近では、周辺市街地景観との調和に配慮しつつ、交通の要衝に相応しい景観づくりを行います。
- ② 農地と樹林地が大半を占め、寝屋川公園等みどりの量の多い景観が形成されている地区では、『やまなみや公園などのみどり多い優れた環境になじむ質の高い景観づくりを行う』こととし、
 - ・J R 東寝屋川駅、J R 星田駅、寝屋川北 I C 周辺などにおいては、近隣核や交通の要衝に相応しい景観づくりを行います。

■公共施設等及び公益施設の景観形成の方針

- ① 田園地帯を貫き、生駒山系の山裾を通る自然の眺望景観と市街地景観に優れた景観構造を読み取り、活かすよう努めます。
- ② 道路の諸要素相互の調和や高架構造物の圧迫感を和らげる工夫などによる景観の向上をめざすとともに、建築物等沿道の諸要素が調和し、全体として一体感の感じられる道路景観の創造に努めます。
- ③ 生駒山系の山裾や田園地帯を貫く本地域においては、街路樹や緑地帯の育成と充実などにより、やまなみ景観や田園景観などと調和した豊かなみどり空間の創出に努めます。
- ④ 歩道や緑地帯などの空間を中心に公共・公益空間の適切な維持管理に努めます。

9. 景観まちづくりの推進に向けて

(1) 市民・事業者・行政の役割

景観まちづくりを推進していくためには、市民・事業者、行政が一体となり、本市の景観形成の目標を理解し、その目標を共有しつつ、協働して取り組む必要があります。

特に、日常的に地域の個性や特徴を最も理解している市民の役割は重要であり、市民が主体的に考え、景観まちづくりに取り組むことは良好な景観を形成していくうえでは不可欠です。

◇市民の役割

- ・景観を構成する建築物や工作物は、日常生活の中で使うものであり、身近にあるものです。これらの造り方や使い方は、そのまちなみの景観に大きな影響を及ぼします。そのため、市民は自らが景観形成の主体であるという意識が必要です。
- ・また、住宅の外構や囲障に加えて、ゴミ置き場の管理など地域ぐるみで取り組むべきことも多いため、地域コミュニティを通して、市民相互に良好な景観の形成に対する理解を深め、協力を継続することが必要不可欠です。

◇事業者の役割

- ・事業者もまた良好な景観の形成の主体です。事業活動を行う際には、地域の実状に合わせた事業のデザインと計画の立案に努める必要があります。

◇行政の役割

- ・良好な景観の形成の基本目標（将来像）をめざし、市全域における良好な景観の形成を推進するための総合的な施策により誘導します。
- ・公共施設の整備や維持管理などで、市民や事業者に対して、良好な景観の形成の模範となるような先導的な役割を果たします。
- ・市民、事業者などの意見を聴き、景観形成の熟度に合わせながら、他の法制度等の活用によって、良好な景観の形成のための法的拘束力と担保力を高めていきます。
- ・良好な景観の形成に係る情報の共有化など、市民、事業者、国、大阪府及び周辺市が相互に有機的な連携を図ることができるように必要な措置をとります。
- ・啓発活動、情報の提供、良好な景観の形成に寄与する活動の支援を行います。
- ・市民等の財産権その他の権利を尊重するとともに、公共事業その他の公益的事業との調整に努めます。

(2) 推進体制

市民にとって身近なレベルで美しいまちなみづくりを幅広く展開し、市民・事業者、行政が一体となり、協働で景観まちづくりを推進していくために、次のような活動を展開していきます。

◇美しい寝屋川を育む市民組織の立ち上げ

*将来的には「景観整備機構」をめざし、NPO法人化や公益法人化も考えられます。

- ・景観に関わる様々な情報と景観づくりに関する手法を蓄積する場として、寝屋川に愛着を持つ市民、学生、NPOや建築、ガーデンデザインの専門家、公共的団体（商工会議所等）などにより構成することが考えられます。
- ・公共事業などの景観整備に加え、個別の建築や地域の環境改善といった協議・協調型の景観形成の主体となるため、自由な発想と行動力が必要です。
- ・この組織は、市民・事業者など関係者の間のコーディネイト役ともなるため、景観に関する専門性を高めていく必要があります。

◇景観まちづくりを推進していくための啓発活動や調査研究活動

*将来的に、美しい寝屋川を育む市民組織が設立されれば、この組織が次のような活動を担う

- ・景観まちづくりに関する普及啓発活動の企画と実施を行う
例えば：
 - ・広報誌の発行
 - ・景観シンポジウムの企画と実施
 - ・良好な景観及びその形成に寄与した人物や事業者に対する顕彰活動
 - ・景観コンクール、景観コンペティションの開催
 - ・生涯学習講座の開催や講師派遣
 - ・景観に関する調査研究
 - ・寝屋川の景観資産に関する広報誌や書籍の発行
 - ・景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設の候補の提案

◇景観アドバイザー制度の創設に向けた検討

- ・市や事業者などに対して、良好な景観の形成に関する各分野の専門家のアドバイスを提供する制度です。
- ・構成は、学識経験者、建築デザイナー、土木デザイナー、ガーデンデザイナー、樹木医などの専門家によります。
- ・本制度創設に向けた検討を進めます。

◇寝屋川市景観審議会の創設

- ・景観計画の全体の進行管理と目標指標の達成度のチェックを定期的に行います。
- ・景観計画の浸透具合と運用状況をみながら、適宜、景観計画の見直しについて審議します。
- ・景観アドバイザー制度と情報の共有化に努め、連携を図ります。
- ・市民の景観まちづくり活動団体への助言を行います。

(3) 行政の取り組み

公共施設や大規模な建造物等は、地域の景観形成に際して大きな影響を与えます。そのため、これら景観形成に際して大きな影響を及ぼす施設については、景観に配慮した整備や規制・誘導を積極的に進めていくことが必要です。

◇民間大規模建築物等の規制・誘導

地域の景観形成に大きく影響を及ぼす大規模建築物等は、地域に相応しい形態・意匠であることが求められます。

市内の大規模建築物は、これまで「寝屋川市都市景観要綱」や「寝屋川市都市景観要綱景観形成ガイドライン」に基づき、景観に与える影響が大きい大規模建築物についての景観誘導を行い、一定の景観形成を図ってきました。

今後は、「景観法」に基づき大規模建築物等の景観誘導を効果的に規制・誘導します。

◇デザイン面に配慮した公共施設整備

市民が日常的に接する道路や河川等の公共施設が景観形成に果たす役割は重要です。そのため、特に大規模な公共施設を整備するにあたっては、景観配慮の指針づくりや第三者を含んだ場の活用等、デザイン面等で景観に配慮する取り組みを検討していきます。

◇全庁あげた景観まちづくりの推進

市の組織全体が連携をし、それぞれの担当業務のなかで良好な景観の実現を図っていくための施策展開が必要です。

景観基本計画と景観計画に基づき、全庁的に景観行政に取り組むことができるよう、景観に関する連絡・調整会議を設置し、各部局間の景観施策の調整や連携を図り、良好な景観形成の実現や誘導に努めます。

(4) 景観法の活用

行政による取り組みとしての大規模建築物等に関する規制・誘導は、景観法に基づく景観計画の策定により、法的担保を有した実効性のあるものとなります。

さらに、景観法の適用により、景観法が有するさまざまなツールが活用できます。

景観法に基づき策定する景観計画の策定の方向と概要をみると、次のようになります。

◇景観計画で定める事項

本市では、景観基本計画で掲げた方針・施策の実効性を担保するため、景観法に基づく景観計画を策定します。

本市が策定する景観計画で定める事項の概要を示します。

<必須事項>

- 景観計画の区域
- 良好な景観の形成に関する方針
- 行為の制限に関する事項
- 景観重要建造物・樹木の指定の方針

<選択事項>

- 屋外広告物に関する行為の制限に関する事項

① 景観計画区域

本市では、市全域で景観法を活用した良好な景観形成に向けた施策を展開していくため、市全域を「景観計画区域」に指定し、景観計画の対象とします。

また、景観計画区域内で、今後、地域の特徴を活かした景観形成を重点的に図るべき地区を「景観重点地区（以下、「重点地区」）」として指定し、より積極的な施策を実施していきます。

なお、将来的に重点地区としての位置づけが望ましいと考えられる地区を「景観重点候補地区」とし、地域住民に対する景観への意識を高めるための取り組みを積極的に行うものとしします。

② 行為規制

本市における景観計画区域における行為制限としては、景観に与える影響が大きい大規模建築物や大規模工作物等を対象として、届出による良好な景観の規制・誘導を行います。具体的な届出対象行為としては「寝屋川市都市景観要綱」の考え方を基本としながら、景観法に基づく条例で規定することにより必要要件を定めることとします。

また、重点地区においては、地区ごとの特徴を踏まえた景観形成の方針を検討し、戸建住宅等も含めて対象となる行為を定め、景観誘導を行うこととします。

③ 景観重要建造物

地域の良好な景観を形成する重要な役割を果たしている建造物は、景観重要建造物に指定します。

景観重要建造物は、国の措置による相続税の適正評価、市独自の配慮として固定資産税の減免、改修時の助成制度を検討する等、その維持・保全や有効活用を検討します。また、維持管理では、景観整備機構の活用も検討します。

④ 景観重要樹木

地域の良好な景観を形成する外観の優れた樹木は、景観重要樹木に指定し、保全を図ります。また、維持管理では、景観重要建造物と同様に景観整備機構の活用を検討します。

◇景観法に基づく制度

景観計画に定める内容の他、景観法には景観まちづくりを支援するさまざまなツールが用意されています。

① 景観重要公共施設

良好な景観を形成する観点から、景観計画に、それぞれの施設に係る許可の基準（道路の占用許可、河川の占用・土石の採取・工作物等の新設及び許可等）を定めることができます。

② 景観地区

良好な景観形成を図る地区を都市計画に位置づけ、建築物や工作物のデザイン・色彩、高さ、敷地面積等について総合的に規制・誘導を行います。

③ 景観協定

景観計画区域の一団の土地について、良好な景観の形成を図るため、土地所有者等の全員の合意により、対象となる土地の区域における良好な景観の形成に関する事項を協定できる制度であり、景観に対する意識が醸成した地域で活用されることが期待されます。

④ 景観整備機構

市民や事業者等による景観形成の取り組みを促進・支援していくため、関連する既存の職能団体や業界団体をはじめ、NPO 等に対して指定を行うことができます。

本市では、景観重要建造物や樹木の管理主体として、景観整備機構が役割を担っていくことが期待されます。

⑤ 景観協議会

景観計画区域内の良好な景観形成を図るために必要な協議を行う組織で、景観行政団体、景観重要公共施設の管理者、景観整備機構等により構成され、必要に応じて、関係行政機関及び観光、商工、農業等の団体、公益事業を営む者、住民その他良好な景観の形成促進のための活動を行う者を加えることができます。

⑥ 住民等による提案制度

景観計画の策定等に関して、景観行政団体に対して住民が行うことのできる提案制度です。（景観法第 11 条）

土地所有者又はまちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とした NPO 等は、一体として良好な景観を形成すべき土地の区域について、景観計画の策定又は変更の提案をすることができます。

参考資料 ～景観法について～

我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的（景観法：第一章を引用）とし、平成17（2005）年6月1日に全面施行された景観を守る体系的な法律である。

なお、景観法自体が直接、都市景観を規制するのではなく、景観行政団体が景観に関する計画や条例を作る際の法制度となっている。都市緑地法、屋外広告物法とともに景観緑（みどり）三法と呼ばれている。

この景観法ができるまでは、わが国では景観を守る体系的な法律はなく、都市計画法、建築基準法などによる美観地区・風致地区・伝統的建造物群保存地区（歴史的町並保存地区）や屋外広告物法、古都保存法などにより断片的に保護されてきた。また、景観に関する条例を制定している地方公共団体もあったが、財産権の規制は国の法律では定められていなかったため、規制力のない行政指導にとどまっていた。

この景観行政を担う景観行政団体は、次のとおりである。

- ・指定都市・中核市
- ・その他の市町村は、都道府県との協議・同意により景観行政団体となることができる
- ・その他の地域は都道府県

景観行政団体は、公聴会など住民の意見を反映させる手続を経て、良好な景観の形成に関する計画である「景観計画」を定めることができる（8、9条）。

この景観計画には、次のような項目を取り入れることとしている。

- (1) 景観計画の区域（景観計画区域）における景観形成の方針
- (2) 景観区域内の行為の制限に関する事項
- (3) 重要建造物や重要樹木の指定
- (4) 道路・河川等景観の形成上重要な公共施設の整備・許可に関する事項
- (5) 棚田（たなだ）など景観保全のための農業振興地域整備計画の策定
- (6) 自然公園法の許可の基準

また、景観計画は、住民提案制度により土地所有者等の3分の2以上の同意のもとに、住民の側から、景観行政団体に対し計画策定の提案をすることが可能となっている（11条）。

景観計画区域内では、景観行政団体の長がデザインや色・高さなどが周囲とあわないと判断すれば、設計の変更等を勧告することができる（16条）。

さらに、条例で、良好な景観の形成のためにとくに必要であると認める行為（特定届出

対象行為)を定め、その制限に適合しない建築物等の意匠や形態について必要な限度で変更その他の措置を命令できる(17条)。

また、景観行政団体がつくる景観計画とは別に、市町村では、市街地における良好な景観の形成を図るため、都市計画に「景観地区」を定めることができる(61条、都市計画法8条1項6)。これは都市計画法に基づき、より強力な規制力をもつものである。

なお、景観保全の実務を担当または支援する組織として、景観整備機構がつけられる(92条以下)。

資 料

寝屋川市景観条例（寝屋川市条例第7号）

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 景観基本計画及び景観計画（第5条—第9条）
- 第3章 行為の届出等（第10条—第20条）
- 第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木（第21条—第24条）
- 第5章 表彰（第25条）
- 第6章 寝屋川市景観審議会（第26条）
- 第7章 雑則（第27条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、寝屋川市における良好な景観の形成に関し基本となる事項を定めるとともに、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることにより、地域の特性を活かした魅力あるまちづくりを推進し、もって市民生活の向上及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例で用いる用語の意義は、法で用いる用語の例による。

（寝屋川市の責務）

第3条 寝屋川市は、良好な景観の形成に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

（市民の役割）

第4条 市民（寝屋川市に住み、働き、学び、又は活動する個人、団体及び事業者をいう。以下同じ。）は、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、寝屋川市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、事業活動を行うに当たり、良好な景観の形成のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 景観基本計画及び景観計画

（景観基本計画）

第5条 市長は、良好な景観の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、良好な景観の形成に関する基本的な計画（以下「景観基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、景観基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、寝屋川

市景観審議会の意見を聴かなければならない。

- 3 市長は、景観基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

(景観計画)

第6条 市長は、景観基本計画に即して、景観計画（法第8条第1項に規定する景観計画をいう。以下同じ。）を定めるものとする。

- 2 前条第2項の規定は、景観計画について準用する。

(景観重点地区の指定)

第7条 市長は、景観計画区域（法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域をいう。以下同じ。）のうち、次のいずれかに該当する区域において、当該区域の特性を活かした良好な景観の形成を重点的に図る必要があると認める地区を、景観重点地区として指定することができる。

- (1) 整然とした住宅地が形成されているなど、既に良好な景観が形成されており、当該景観を重点的に保全する必要があると認める区域
(2) 新たに良好な景観の形成を重点的に図る必要があると認める区域

2 市長は、景観重点地区を指定したときは、当該地区について、他の景観計画区域と区分して、景観計画を定めるものとする。

- 3 市長は、景観重点地区を指定し、変更し、又は廃止したときは、その内容を告示しなければならない。

(計画提案をすることができる団体)

第8条 法第11条第2項の条例で定める団体は、景観計画の策定又は変更を提案しようとする土地の区域の市民と協働し、当該土地の区域の良好な景観の形成を図ることを目的として活動を行っている団体（法人格を有しない団体にあつては、代表者の定めがあり、かつ、規約等を定めているものに限る。）とする。

(計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合の手続)

第9条 市長は、法第14条第1項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、寝屋川市景観審議会の意見を聴かなければならない。

第3章 行為の届出等

(事前協議)

第10条 法第16条第1項の規定による届出をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該届出の内容について市長と協議しなければならない。

(条例で定める届出を要する行為)

第11条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 景観法施行令（平成16年政令第398号。以下「政令」という。）第4条第1号に掲げる行為で、当該行為に係る部分の面積が1,000平方メートル以上のもの

(2) 政令第4条第2号に掲げる行為で、当該行為に係る部分の面積が1ヘクタールを超えるもの

(3) 政令第4条第4号に掲げる行為で、当該行為に係る部分の面積が1,000平方メートル以上のもの

(条例で定める届出を要しない行為)

第12条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 高さ又は建築面積が規則で定める規模以下の建築物の建築等（法第16条第1項第1号に規定する建築等をいう。以下同じ。）並びに規則で定める工作物以外の工作物及び高さ又は築造面積が規則で定める規模以下の規則で定める工作物の建設等（法第16条第1項第2号に規定する建設等をいう。以下同じ。）

(2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為で、開発区域の面積が500平方メートル未満のもの

(3) 他の法令に基づく許可、届出等を要する建築物の建築等及び工作物の建設等で、規則で定めるもの

(4) 次に掲げる変更に係る行為

ア 法第16条第3項の規定による勧告による変更

イ 法第17条第1項又は第5項の規定による命令による変更

ウ 次条の規定による指導による変更

エ アからウまでに掲げるもののほか、規則で定める軽微な変更

(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める行為

(届出に係る行為に対する指導)

第13条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、規則で定めるところにより、当該届出をした者に対し、当該届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを指導することができる。

(勧告の手続)

第14条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告をしようとする場合において、必要があると認めるときは、寝屋川市景観審議会の意見を聴くものとする。

(公表)

第15条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わず、かつ、当該勧告に係る行為が周辺の良好な景観の形成に著しい支障を及ぼすと認めるときは、あらかじめ寝屋川市景観審議会の意見を聴いた上で、当該勧告に従わない者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表をされる者にその理由を通知し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(特定届出対象行為)

第 16 条 法第 17 条第 1 項の条例で定める行為は、法第 16 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる行為のうち、同項の規定による届出を要する行為とする。

(変更命令等の手続)

第 17 条 市長は、法第 17 条第 1 項又は第 5 項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、寝屋川市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(行為の完了の届出)

第 18 条 法第 16 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為(同項の規定による届出の場合にあつては、同項に規定する事項の変更に係る行為)を完了したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならぬ。第 12 条第 4 号に掲げる行為を完了したときも、同様とする。

(届出を要しない行為の景観計画への適合)

第 19 条 景観計画区域内において、法第 16 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで並びに政令第 4 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号に掲げる行為(同項の規定による届出を要しない行為に限る。)をしようとする者は、当該行為が景観計画に適合するよう努めなければならぬ。

(既存の建築物等に対する措置の求め)

第 20 条 市長は、景観計画区域内において、良好な景観の形成を図る上で著しく支障があると認める建築物又は規則で定める工作物を所有し、又は管理する者に対し、法第 8 条第 2 項第 3 号に規定する行為の制限に関する事項に準じて、良好な景観の形成を図るために必要な措置を講ずるよう求めることができる。

第 4 章 景観重要建造物及び景観重要樹木

(景観重要建造物等の指定等の手続)

第 21 条 市長は、法第 19 条第 1 項の規定により景観重要建造物を指定し、又は法第 28 条第 1 項の規定により景観重要樹木を指定しようとするときは、あらかじめ、寝屋川市景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、景観重要建造物を指定し、又は景観重要樹木を指定したときは、その旨を告示するものとする。

3 前 2 項の規定は、法第 27 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による景観重要建造物の指定の解除又は法第 35 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。

(景観重要建造物等の原状回復命令等の手続)

第 22 条 市長は、法第 23 条第 1 項(法第 32 条第 1 項において準用する場合を含む。)の規定による命令又は法第 26 条若しくは法第 34 条の規定による命令若しくは勧告をしようとするときは、あらかじめ、寝屋川市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第 23 条 法第 25 条第 2 項に規定する管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 景観重要建造物の修繕は、原則として当該修繕前の外観を変更することのないようにすること。
- (2) 消火器の設置その他の防災上の措置を講ずること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のために必要な措置を講ずること。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第24条 法第33条第2項に規定する管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 景観重要樹木の良好な景観が損なわれないよう、適切にせん定その他の管理を行うこと。
- (2) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病虫害の駆除その他の措置を講ずること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要樹木の良好な景観の保全のために必要な措置を講ずること。

第5章 表彰

(表彰)

第25条 市長は、寝屋川市における良好な景観の形成に寄与していると認められる建築物又は工作物について、その所有者、設計者、施工者等を表彰することができる。

2 市長は、寝屋川市における良好な景観の形成に寄与していると認められる市民を表彰することができる。

第6章 寝屋川市景観審議会

(寝屋川市景観審議会)

第26条 寝屋川市に、寝屋川市景観審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 法第81条に規定する景観協定の締結、変更又は廃止に関する事項
- (2) 法第92条に規定する景観整備機構の指定又は取消しに関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に関する重要事項

3 審議会は、委員11人以内で組織する。

4 委員は、市民、学識経験を有する者及び関係団体の代表者等のうちから、市長が委嘱する。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織、運営その他必要な事項は、規則で定める。

第7章 雑則

(委任)

第27条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 章及び第 4 章並びに附則第 2 項及び第 3 項の規定は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 3 章の規定の施行の際現に寝屋川市都市景観要綱（平成 6 年 4 月 1 日制定）第 5 条第 1 項の規定による届出が行われている建築物の建築等については、第 12 条の規定にかかわらず、法第 16 条第 7 項第 11 号の条例で定める行為とする。
- 3 附則第 1 項ただし書に規定する規則で定める日から起算して 30 日を経過する日までの間に行われる法第 16 条第 1 項第 3 号に掲げる行為（同項の規定により届出を要するものに限る。）及び第 11 条各号に掲げる行為については、第 16 条の規定にかかわらず、法第 16 条第 7 項第 11 号の条例で定める行為とする。

寝屋川市景観審議会規則（寝屋川市規則第 17 号）

（趣旨）

第1条 この規則は、寝屋川市景観条例（平成22年寝屋川市条例第7号）第26条第5項の規定に基づき、寝屋川市景観審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（任期）

第2条 委員の任期は、2年とし、再任されることができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第3条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

（資料の提出等の要求等）

第5条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係職員に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（庶務）

第6条 審議会の庶務は、まち政策部まちづくり指導課において処理する。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

景 観 用 語 集

■ひらがな用語

【あ】

屋外造形物

屋外に設けられた彫刻やモニュメントなど。

【か】

開発行為

建築物の建築などを目的に、土地の区画を分割・統合したり、造成工事をしたり、農地から宅地へ地目を変更するなど「土地の区画形質の変更」をする行為を指す。

街路景観

沿道の建物などで構成されている道路から見たまちなみの眺め。街路景観は、沿道の建物が主になるのに対し、道路景観は、道路そのものが風景の主になる。

基調色

本来は、面積的に最も大きく、背景となるような、基底の色（ベースカラー）の意味。地域の基調色とは、その地域の歴史や文化を反映して地域に根ざしている色や地域全体のイメージを作り出している支配的な色をさす。

拠点

活動のよりどころになる所

近畿圏整備法

近畿圏の整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進することにより、首都圏と並ぶわが国の経済、文化等の中心としてふさわしい近畿圏の建設とその秩序ある発展を図ることを目的とした法律。

近郊緑地保全区域

無秩序な市街化の防止や、住民の健全な心身の保持・増進、公害や災害の防止、文化財や緑地や観光資源等の保全などを目的として指定される。

景観演出

景観の形成に向け、固有の取組みについて効果をあげるよう工夫すること

景観演出方策

効果をあげる工夫のてだて

景観協定

景観計画区域内の一団の土地の土地所有者等の全員の合意による景観法に規定された良好な景観の形成に関する協定。地域に合ったきめ細やかな景観に関するルールを定め、自主的な規制を行うことができる制度である。

景観形成地区

景観計画区域内で特に重点的に良好な景観の形成を図る必要があると認められる地区。景観法及び寝屋川市景観条例に基づき、市長が土地所有者等の意見聞いて指定するもので、景観についての基準が定められる。

景観行政団体

景観法に基づく諸施策を実施する行政団体。地方自治法上の指定都市、中核市の区域にあつてはそれぞれ当該市が、その他の区域にあつては都道府県になるが、その他の市町村も都道府県との協議・同意があれば都道府県に代わって景観行政団体になることができる。

景観行政団体は、景観計画の策定・変更と景観計画に基づく行為の規制などの業務を行う。

景観計画

景観法に基づき、景観行政団体が良好な景観の保全・形成を図るため定めた計画。景観法の基本となる仕組みであり、

- (1) 景観計画区域、
- (2) 景観計画区域における良好な景観の保全・形成に関する方針、
- (3) 良好な景観の保全・形成のための行為の制限に関する事項、
- (4) 景観重要建造物・樹木の指定の方針

等を定めることとされている。

景観協議会

景観法に基づく景観計画区域において、景観に関するルールづくりなど良好な景観の形成に関する協議を行うために設けられた機関。景観行政団体、公共施設管理者、景観整備機構、関係する他の公共団体、必要に応じて公益事業者、住民等の関係者を加えて組織される。

景観協定

景観法の規定に基き、景観区域内の一団の土地の所有者、借地権者の全員の合意により結ばれた、良好な景観の形成に関する協定。良好な景観の形成に関する事柄をソフト面まで含めて、住民間の協定により一体的に定めることができる仕組みであり、住民間の契約であるという協定の特質から、景観計画区域や景観地区で定めることができない事柄についても定めることが可能である。

景観計画区域

景観法に基づき、景観行政団体が良好な景観の保全・形成を図るため策定した景観計画の計画区域。区域内では景観計画に基づき、良好な景観の保全・形成のため、ゆるやかな規制・誘導が行われる。

景観重要公共施設

景観法の規定に基き定められた景観計画において景観重要公共施設とされた公共施設。景

観計画区域内の景観上重要な公共施設について、あらかじめ景観行政団体と公共施設管理者が協議し、同意をした場合、景観重要公共施設として景観計画に位置づけることが可能になる。景観重要公共施設として定められた公共施設は、景観計画に即して整備されることが義務付けられるが、一方で、公共施設の整備法に関して景観配慮の特例規定が設けられ、景観計画との整合が図られる仕組みとなっている。

景観重要建造物

景観行政団体の長が、景観法の規定に基づき景観計画区域内において指定した、地域の景観上の核となるような景観上重要な建築物、工作物。指定された景観重要建造物については、管理行為等を除いて現状変更は、景観行政団体の長の許可が必要となる。

景観整備機構

景観法に基づく景観区域において、良好な景観の保全・形成に関して様々な活動を行う NPO 法人や公益法人等の団体で、景観行政団体から景観整備機構として指定された団体。景観に関する住民の取り組みに関して情報提供等の支援を行うこと、所有者と協定を結び景観重要建造物や景観重要樹木の管理、良好な景観形成に関する調査・研究などを行う。

景観農業振興地域整備計画

景観農業振興地域整備計画は、景観計画区域内にある農業振興地域において、市町村が定めることができ、景観農業振興地域整備計画の区域、区域内における景観と調和のとれた土地の農業上の利用に関する事項などを定める。

景観法

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援等所要の措置を講ずる、我が国で初めての景観についての総合的な法律。平成 16 年(2004 年) 制定。

内容として以下を定める。

- (1) 良好な景観の保全・形成に関する基本理念や住民、事業者、行政の責務。
- (2) 景観計画の策定手続きや土地利用に係る行為規制。
- (3) 景観重要建造物、景観重要樹木といったランドマークの保全。
- (4) 景観重要公共施設の景観計画に即した整備。
- (5) 景観地区の指定等都市計画との調整。
- (6) 景観協定、景観整備機構等の仕組み。

建築協定

市街地の環境を維持し、よりよいものにしていくため、一定の区域内において権利者の合意のもとに締結する建築基準法に基づく協定。建物の敷地、構造、用途、形態、意匠などに関する自主的な基準を定め、互いに守り合うことを約束する建築基準法に基づく制度。

高 敷（こうしき）

普段は水がなく、洪水時に冠水する河川敷の部分。

故 地（こち）

未開の土地。

護 岸（ごがん）

河岸又は堤防を保護して水害を防ぐこと。また、そのための工作物。

【さ】

里山

人里の近くにあり、薪炭の利用や林業の場として、生活や産業に結びついて維持されてきた森林。人の手が入ることで独自の生態系を維持してきたが、生活様式の変化に伴い、里山の荒廃が進んでいる。このため、各地でボランティア等による保全活動が盛んに行われるようになった。

市街化調整区域

都市計画法に定める都市計画区域のうち、市街化が抑制される区域。宅地造成などの開発は原則として制限される。

敷 際（しきぎわ）

私的空間のうち、道路などの公共空間に接する、公共性の高い部分。

軸

背骨のように貫くつながり。運動・活動の中心。かなめ。

自然環境保全地域

自然環境を保全することが特に必要な地域として環境大臣または都道府県知事により指定される。

自然保水能力

自然の樹木等により、雨水を吸収、受け止めることのできる力。保水能力が弱いと大雨が降れば、土砂崩れ等の被害が大きくなることがある。

修 景（しゅうけい）

建築物の外観や道路・公園等の景観を美しく整えること。

食餌木（しょくじぼく）

野鳥が、餌にする実などをつける木。

心 象（しんしょう）

私たちは心の中に様々な空間のイメージをもっている。心の中にもっている風景を「心象風景」という。また、かつて経験をし、自分の成長と深い関係のある風景を「原風景」という。

親水性（しんすいせい）

河川や池で、水辺に近づける、水に触れられるなど、水との親しみやすさ。

樹林保護地区

規則で定める基準に該当する樹木の集団が所在する土地の区域であって、その美観風致を

維持するために保護を必要とする地区。

森林保全協定

森林銀行制度により、市・緑化森林公社・森林所有者との間で締結した森林保全の協定。

森林法

森林の保護・培養と森林生産力の増進に関する基本的事項を規定する法律。

千石沼（せんごくぬま）

米が多くとれた場所。

袖看板（そでかんばん）

建物の壁から垂直に突き出した看板。

【た】

地区

一区画の土地。特定の行政目的のためなどに特に指定された地域

地区計画

良好な市街地環境の保全あるいは形成を図るため、住民の意向に基づいて必要な道路や公園などの施設（地区施設）の配置と建物の用途や形態などの制限を都市計画で定めるもの。

地区計画が定められた地区における建築行為は届け出が必要になる。

透過性（とうかせい）

透視できる性質。威圧感や圧迫感を与えがちな塀や柵などに配慮が望まれる。

透水性（とうすいせい）

水がしみとおる性質。街路樹などの生育や洪水調整のため、舗装等で配慮が望まれる。

都市機能

居住、商業、工業、文化、教育情報、レクリエーション、行政、交通といった都市における様々な活動に対して種々のサービスを提供する役割。

都市基盤整備

都市において市民が快適で文化的な生活を送るために必要不可欠な都市の基幹施設を整備すること。都市基盤施設は、一般には鉄道、道路、下水道、公園などを指すが、大規模な公共建築物を含める場合もある。インフラストラクチャーともいう。

都市計画道路

都市計画法に基づき、都市計画決定のうえ都市計画事業として整備される道路。都市の骨格を形成するとともに、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための都市計画法に定める都市施設の一つ。

土地区画整理事業

道路、公園、下水道などの公共施設の未整備な市街地や今後市街化が予想される地区において、道路や公園などの公共施設の整備、改善と宅地の区画や形状を整える市街地開発事

業。「土地区画整理は都市計画の母である」とも言われる。

【は】

ひだな

昔、川などで物を洗うとき、一段低くなって洗いやすくなっている洗い場所。

風致地区

風致地区とは、樹林地、水辺などの良好な自然的要素に富んだ地域等を都市計画に基づき指定し、その風致を維持し都市環境の保全を図るため定める地区。

俯瞰景（ふかんけい）

丘の上から市街地を望めるときなどのように、高いところから見下ろした広がりのある景観。

保安林

公益目的を達成するために、伐採や開発に制限を加える森林のことである。農林水産大臣または都道府県知事が森林法第 25 条に基づき保安林として指定される。

防災公園

都市の公園や緑地は本来防災機能を有しており、多くは従来から避難地に指定されている。防災公園は、防災的役割を担う都市公園の中でも、とりわけ高い防災機能を持つ都市公園で国土交通省が整備を推進する公園。

保護樹木

規則で定める基準に該当する樹木であって、その美観風致を維持するために保護を必要とする樹木。

保留地

土地区画整理事業による市街地の整備は、地権者からの土地の提供（減歩）により行われる。減歩により新しく生み出された土地は、道路や公園（公共用地）と売却する土地（保留地）とに分けられる。このうち売却し事業費の一部にあてる土地を保留地と呼ぶ。

【ま】

水循環の再生

水は基本的に「降水→土壌水→地下水→地表水（河川・湖沼）→海洋（→蒸発→降水）」という循環系を形成している。水循環には、このような自然のサイクルのほかに、地下水などを汲み上げて各種の用水として使用した後、川へ放出する人工的なサイクルとがある。これらの水循環を系（システム）としてとらえ、人工と自然が調和のとれた健全な系（システム）として再生しようとするもの。

【や】

用途地域

都市計画法に基づく地域地区のうち最も基本となるもので、地域に応じて建築物の用途や高さ等の形態についての一定の制限を定めることにより土地利用を方向づけるもの。

【ら】

緑地環境保護地区

緑地環境を形成し、かつ、規則で定める基準以上の面積を有する土地の区域であって、自然的社会的諸条件からみて当該緑地環境を保護することが特に必要な地区。

緑地協定

都市緑地保全法にもとづき、都市計画区域内の一団の土地などの所有者などの全員の合意により、市長の認可を受けて締結される緑地の保全または緑化に関する協定。

緑被率

平面的な緑量を把握するために用いる尺度。地区の緑の環境条件を分析・評価する際に用いる。樹木や芝生の植物で覆われた土地の面積に加え、独立樹等の場合は樹幹投影面積を含めた緑被面積とし、地区面積全体に占める割合をもって緑被率という。

【わ】

“わき道” 景観

主要な道路から少しはいった“わきみち”に予期しない何か訴えるような道路軸の景観。

【カタカナ用語説明】

【ア】

アイストップ

色や形、場所の特性、周囲の対比などから人の視線を引付けるような際立った物

アイデンティティ

他とはっきり区別される相違点が明確になり、その存在が認識されること。

都市におけるアイデンティティとは、他の都市とは異なった個性のことをいう。

アクセントカラー

強調色。明快な色や強い色で小面積を強調することで配色全体を引き締める役割を果たす。

アドプト制度

アドプトとは「養子縁組をする」という意味。アドプト制度は、道路や河川、公園等の施設について、地元自治会や企業などの団体が自主的に清掃や緑化などのボランティア活動を実施する場合に、行政が協力して支援し、地域の環境美化に取り組むもの。

アメニティ

快適性。見て美しい、歩いて楽しいなどのように、精神的な充実感がえられる景観の快適さ。

アルコーブ

塀や柵、植栽などの一部を後退させてふくらみを持たせた空間。

インターロッキング

タイルのように鮮やかな色彩はないが、色や形による変化がつけやすく楽しい雰囲気を出せる。また、滑らず歩きやすい。管理も容易なブロック舗装。

ウォーターフロント

海、川、湖などに臨む土地、水辺地帯、海岸通り、河岸。

エリアマネジメント

一定のエリアを対象に、地域の多くの住民・事業主・地権者等が関わり合いながら、一体となって、地域に関する様々な活動を総合的に進めるもの。開発だけではなく、その後の維持管理・運営（マネジメント）を担っていくことが重要となっている。

オーバーデザイン

過剰なデザイン。機能や施設を盛り込み過ぎたり、形や色に工夫を凝らしすぎて、周辺から浮いている状態を主にさす。

オープンスペース

建物が建っていない土地の総称。公園、緑地、水面、建物前の小さな空間などを含む。

オープンカフェ

街路に面した壁や屋根を取払い、日差しや風を取り込むように設計された開放的な喫茶店やレストラン。

【カ】

ガイドライン

政策、施策などの指標、指針。

ケース・スタディ

現実起こった具体的事例を分析、検討し、その積み重ねによって帰納的に一般的な原理、法則を引き出す研究法、事例研究。

コラボレーション

協力、協同、協調、共同研究、共同製作。

コンソシアム

共同体、共同事業体のこと。特定の事業等のために複数の企業等が集まって形成される。

コンセプト

概念、観念、考え。哲学用語でいろいろな分野で総合的な観点、考え方の意で使われる。

【サ】

サステイナビリティ

持続可能性（課題として「屋上緑化」などがある。

シビックセンター

市役所や図書館、文化ホール等の公共施設が集積する市民生活の中心となる地区。

シビック・トラスト

ランドマークの保全、地域の再活性化・市民啓発・顕彰等の活動を行なう非営利団体のこと。

シークエンス（景観面から）

移動的な視点からの連続して変化する流れるような眺めをいう。

風景が連続して展開し形成されていくこと。

尚、シーン風景とは、固定的な視点から対象を眺めて、奥行きを知覚できる透視図的な眺めを言い、歩道上に立ち止まっているとか、山頂の展望台などからの景観をいう。

シルエット

建物の輪郭が作り出すかたち。

シンボル景観

地域、場所を象徴し、人々によく知られ、親しまれる景観。

スカイライン

山や建築物などが空を画する輪郭線。一般に遠景ないしはシルエットとして眺められる場合をさすことが多い。

スケルトンインフィル

建物を構造体と内装・設備に分けて設計する考え方のこと。構造を気にせず、ライフスタイルの変化や用途に合わせて自由に内装・設備部分の変更を行うことができる。

ストラクチャー

構造、構成、組立て。

ストリートファニチャー

ベンチ、ゴミ箱、電話ボックスなど屋外の生活空間を演出するために設置される道具類。

セットバック

壁面位置を敷地境界から後退させ、境界領域にゆとりを持たせること。セットバックした部分は建築物を建築できないのみでなく、門や塀、擁壁等を建築することができない。

ゾーニング

都市計画などで用途や機能ごとに住宅地帯、工業地帯などに区画設定をすること。

ゾーン

地帯（周辺一帯）。区域。区画。

【ナ】

ネガティブエレメント

景観上の阻害要因、もしくは、景観に寄与しないと思われるエレメント。（要素、成分）

【ハ】

パーゴラ

レンガや木材などで骨格を作り、植物などを絡ませた洋風の棚。

パノラマ

広々とした見渡す限りの景色。

ハンプ

道路の一部を盛り上げることにより、車のスピードを減速させるもの。舗装の色彩の変化だけにより、心理的に認識させるイメージハンプもある。

ヒューマンスケール

建築や外部空間などで人間が活動するのにふさわしく、親近感の感じられる空間のスケール。

ビスタ

視線が奥行き方向へ誘導されるように建物や並木が並んでいたり、景観が一定方向に軸線を持つように構成されていたり、また、景観をそのように構成されるような手法をいう。

ビスタポイント（景観点）

視線が奥行き方向を見る様に、建物や並木などが並んでいたり、景観が一定方向に構成されている手法のこと。

プラットホーム

駅のプラットホームとして日本語として使用されてきたが、駅のプラットホームにさまざまな人が乗っているように、近年、上部のさまざまなものを下から広く支えるグループや機能を指す用語として転用され、学術、地域産業・経済、情報等、さまざまな分野で使用されている。

プラザ

広場、街の中心ないしは重心にあたる場所。

地域の人々が共有できるシンボル性が広場には求められる。広場に面する建物の1階は、広場と相互に浸透し合うデザインと機能が求められる。

ファサード

建築物の正面。側面又は背面にも外観として重要な面である場合は、ファサードと呼ぶことがある。

プロムナード

そぞろ歩く道、散歩道、また遊歩道。

ペンシルビル

狭小な敷地に容積率いっぱい建てられた細長い建物。

ペDESTリアン・デッキ

歩行者用のデッキ。歩行者専用道。

ポケットパーク

市が位置の空地や建築物前の小広場などを利用して設けられた小公園のことで、規模は小さいがオープンスペースの少ない市街地では魅力的な空間になる。

ポジティブエレメント

景観文脈において高い価値が認められ、景観形成の中で積極的に生かしていくべきエレメント（要素、成分）。

【マ】

モチーフ

動機、創作行為の中心となる内容・主題。

モビリティ

移動しやすさのこと。近年、環境問題への対応なども踏まえ、過度な自動車利用から、公共交通等の利用への自発的な変化を促すモビリティ・マネジメントの取組が各地に広がっている。

【ヤ】

ユニバーサルデザイン

障害者など特定の人のために考案する特別なデザインではなく、すべての人びとにとって使いやすい普遍的なデザインの考え方。

【ラ】

ライトアップ

夜の景観を演出するために、特庁ある建築物や橋梁、造形物などを照らすこと。

ランドマーク

遠くから目立つ高い塔や街角の印象的な建物などのように、地域の目印となるもののことで、シンボル景観にもなりやすい。

リストラクチャー

産業構造の変化。

レリーフ

壁などに取り付けられた浮き彫り。